資料3

美浜発電所3号機

高浜発電所1,2号機

非常用ディーゼル発電機に関する高エネルギーアーク損傷

対策に係る設計及び工事計画認可申請書

補足説明資料

2021年5月

関西電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は、商業機密あるいは防護上の観点から公開できません。

1. 概要

本資料は、非情報ディーゼル発電機に接続される電気盤の高エネルギーアーク損傷に係 る対策工事(以下「HEAF対策工事」という。)に係る設計及び工事計画認可申請書に ついて、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の要求に関する 整理及び設計及び工事計画更認可申請書に添付する書類に係る整理、並びに設計及び工事 計画認可申請書の記載事項について補足説明するものである。

2. 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の要求に関する整理

HEAF対策工事に係る設計及び工事計画認可申請書における「実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に関する規則」の要求についての検討結果を別紙1に示す。

3. 設計及び工事計画変更認可申請書に添付する書類

設計及び工事計画認可申請書に添付する書類は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に 関する規則別表第二」にて要求されている。

HEAF対策工事に係る設計及び工事計画認可申請書における添付書類の要否の検討 結果を別紙2に示す。

4. 設計及び工事計画変更認可申請書の「工事の方法」の該当箇所

「工事の方法」は、工事手順、使用前事業者検査の方法、工事上の留意事項を、それぞ れ施設、主要な耐圧部の溶接部、燃料体に区分し定めており、これら工事手順及び使用前 事業者検査の方法は、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に定めたプロセ ス等に基づいたものとしている。

また、工事の方法は、すべての施設を網羅するものとして作成しており、それを原子炉 本体に記載し、その他施設については該当箇所を呼び込むことにしている。工事の方法の うち当該工事に該当する箇所を別紙3に示す。

5. 設計及び工事計画認可申請書の記載事項についての補足

設計及び工事計画認可申請書の記載事項のうちHEAF対策に係る設計について、補足 説明を別紙4に示す。

美浜3号機 設計及び工事計画認可申請に該当する技術基準規則の条文整理表(設計基準対象施設)

〇:対象となる条文 ×:対象外の条文

技術基準規則	適用条文	審査対象条文	理由
(第四条) 設計基準対象施設の地盤	0	×	設計基準対象施設の地盤については、平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可の工事計画(以下、「既工事計画」という)において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更 はなく、設計基準対象施設の地盤は変更の工事の内容(本申請内容)に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第五条) 地震による損傷の防止	0	×	地震による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、地震による損傷の防止に係る設計は変更の工事の内容(本申請内容)に関係しないた め、審査対象条文とならない。
(第六条) 津波による損傷の防止	0	×	津波による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本設備は設置位置の変更は無く、津波から防護された建屋内に設置されており、津波防護対策の設計内容は変わらないことか ら既工事計画から変更はない。
(第七条) 外部からの衝撃による損傷の防止	0	×	外部からの衝撃による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本設備は設置位置の変更は無く、竜巻等から防護された建屋内に設置されており、外部からの衝撃による損傷の防 止対策の設計内容は変わらないことから、既工事計画から変更はない。
(第八条) 立ち入りの防止	0	×	立ち入りの防止については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、立ち入りの防止に係る設計は変更の工事の内容(本申請内容)に関係しないため、審査対象条 文とならない。
(第九条) 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	0	×	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に係る設 計は変更の工事の内容(本申請内容)に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第十条) 急傾斜地の崩壊の防止	×	×	急傾斜地の崩壊の防止に対する要求であり、美浜発電所は、急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所がないことから、急傾斜地の崩壊の防止に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第十一条) 火災による損傷の防止	0	×	火災による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、火災による損傷の防止に係る設計は変更の工事の内容(本申請内容)に関係しないた め、審査対象条文とならない。
(第十二条) 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の	0	×	溢水等による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、溢水等による損傷の防止に係る設計は変更の工事の内容(本申請内容)に関係しな いため、審査対象条文とならない。
<u>防止</u> (第十三条) 安全避難通路等	0	×	安全避難通路等については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、安全避難通路等に係る設計は変更の工事の内容(本申請内容)に関係しないため、審査対象 条文とならない。
(第十四条) 安全設備	0	0	安全設備については、既工事計画において適合性が確認されているが、工事の内容(本申請内容)がその適合性に影響を与えないことを確認する必要があるため、審査対象条文である。
(第十五条) 設計基準対象施設の機能	0	0	設計基準対象施設の機能については、既工事計画において適合性が確認されているが、工事の内容(本申請内容)がその適合性に影響を与えないことを確認する必要があるため、審査対象条文である。
(第十六条) 全交流動力電源喪失対策設備	×	×	全交流動力電源喪失対策設備に対する要求であり、本設備は、全交流電源喪失対策設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第十七条) 材料及び構造	×	×	設計基準対象施設に属する容器、管、ボンブ、弁等の材料及び構造に対する要求であり、本設備は、設計基準対象施設に属する容器、管、ボンブ、弁等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第十八条) 使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×	クラス機器等の使用中の亀裂等による破壊の防止に対する要求であり、本設備は、クラス機器等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第十九条) 流体振動等による損傷の防止	×	×	ー 燃料体、反射材等の流体振動等による損傷の防止に対する要求であり、本設備は、燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物、熱遮蔽材並びに一次冷却系統に係る容器、管、ポンプ及び弁に該当しないため、審 査対象条文とならない。
(第二十条) 安全弁等	×	×	安全弁等に対する要求であり、本設備は、安全弁等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十一条) 耐圧試験等	×	×	クラス機器及び原子炉格納容器の耐圧試験等に対する要求であり、本設備は、クラス機器及び原子炉格納容器に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十二条) 監視試験片	×	×	容器の中性子照射による劣化に対する要求であり、本設備は、容器の中性子照射による劣化に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十三条) 炉心等	×	×	炉心等に対する要求であり、本設備は、炉心等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十四条) 熱遮蔽材	×	×	熱遮蔽材に対する要求であり、本設備は、熱遮蔽材に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十五条) 1次冷却材	×	×	1次冷却材に対する要求であり、本設備は、1次冷却材に該当しないため、審査対象条文とならない。
	×	×	燃料取扱施設や貯蔵施設に対する要求であり、本設備は、燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十七条) 原子炉冷却材圧力パウンダリ	×	×	原子炉冷却材圧カバウンダリに対する要求であり、本設備は、原子炉冷却材圧カバウンダリに該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十八条) 原子炉冷却材圧カバウンダリの隔離装置等	×	×	原子炉冷却材圧カバウンダリの隔離装置・検出装置に対する要求であり、本設備は、原子炉冷却材圧カバウンダリの隔離装置・検出装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十九条) 1次冷却材処理装置	×	×	1次冷却材処理装置に対する要求であり、本設備は、1次冷却材処理装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
	×	×	逆止め弁に対する要求であり、本設備は、逆止め弁に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十一条) 蒸気タービン	×	×	蒸気タービンに対する要求であり、本設備は、蒸気タービンに該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十二条) 非常用炉心冷却設備	×	×	非常用炉心冷却設備に対する要求であり、本設備は、非常用炉心冷却設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十三条) 循環設備等	×	×	循環設備等に対する要求であり、本設備は、循環設備等に該当しないため、審査対象条文とならない。
	×	×	計測装置に対する要求であり、本設備は、計測装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十五条) 安全保護装置	×	×	安全保護装置に対する要求であり、本設備は、安全保護装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十六条) 反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×	反応度制御系統及び原子炉停止系統に対する要求であり、本設備は、反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十七条) 制御材駆動装置	×	×	制御材駆動装置に対する要求であり、本設備は、制御材駆動装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十八条) 原子炉制御室等	×	×	原子炉制御室等に対する要求であり、本設備は、原子炉制御室等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十九条) 廃棄物処理設備等	×	×	廃棄物処理設備等に対する要求であり、本設備は、廃棄物処理設備等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十条) 廃棄物貯蔵設備等	×	×	廃棄物貯蔵設備等に対する要求であり、本設備は、廃棄物貯蔵設備等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十一条) 放射性物質による汚染の防止	×	×	放射性物質による汚染の防止に対する要求であり、本設備は、放射性物質による汚染の防止に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十二条) 生体遮蔽等	×	×	生体遮蔽等に対する要求であり、本設備は、生体遮蔽等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十三条) 換気設備	×	×	換気設備に対する要求であり、本設備は、換気設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十四条) 原子炉格納施設	×	×	原子炉格納施設に対する要求であり、本設備は、原子炉格納施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十五条) 保安電源設備	0	0	要求事項が変更となっており、重要安全施設への電力供給に係る電気塗の保護継電器の追設後において、技術基準への適合性を確認する必要があるため、変更の工事時の内容(本申請内容)に関連し、審査対 象条文である。
(第四十六条) 緊急時対策所	x	×	緊急時対策所に対する要求であり、本設備は、緊急時対策所に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十七条) 警報装置等	×	×	警報装置等に対する要求であり、本設備は、警報装置等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十八条) 淮田	^	<u> </u>	補助ボイラー、電気設備等の準用については、重要安全施設への電力供給に係る電気盤の保護維電器の追設に伴い、技術基準への適合性を確認する必要があるため、工事の内容(本申請内容)に関連し、審査 対象各文である
	0		

別紙1

美浜3号機 設計及び工事計画認可申請に該当する技術基準規則の条文整理表(重大事故等対処設備)

○:対象となる条文 ×:対象外の条文

技術基準規則	適用条文	審查対象条文	理由(説明)
(第四十九条) 重大事故等対処施設の地盤			至大事故等対処施設の地盤については、平成28年10月26日付け原規規発第1610261号にて認可の工事計画(以下、「既工事計画」という)において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変 更はなく、重大事故等対処施設の地盤は変更の工事の内容(本申請内容)に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第五十条) 地震による損傷の防止	0	×	聖大事故等対処施設の地震による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、聖大事故等対処施設の地震による損傷の防止に係る設計は 変更の工事の内容(木申稿内容)に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第五十一条) 津波による損傷の防止	0	×	重大事故等対処施設の津波による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、重大事故等対処施設の津波による損傷の防止に係る設計は 変更の工事の内容(木申請内容)に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第五十二条) 火災による損傷の防止	0	×	筆大事故等対処施設の火災による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、重大事故等対処施設の火災による損傷の防止に係る設計は 変更の工事の内容(本申請内容)に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第五十三条)	0	×	特定重大事故等対処施設に対する要求であり、本設備は、特定重大事故等対処施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
特定主大事故等对処范設	×	×	
(第五十四条) 重大事故等対処設備	0	0	重大事故等対処設備については、既工事計画において適合性が確認されているが、工事の内容(本申請内容)がその適合性に影響を与えないことを確認する必要があるため、審査対象条文である。
(第五十五条) 材料及び構造	×	×	重大事故等対処設備に属する容器、管、ボンブ、弁等の材料及び構造に対する要求であり、本設備は、重大事故等対処設備に属する容器、管、ボンブ、弁等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第五十六条) 使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×	クラス機器等の使用中の亀裂等による破壊の防止に対する要求であり、本設備は、クラス機器等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第五十七条) 安全弁等	×	×	安全弁等に対する要求であり、本設備は、安全弁等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第五十八条) 耐圧試験等	×	×	クラス機器の耐圧試験等に対する要求であり、本設備は、クラス機器に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第五十九条) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未蔭界にするための設備	×	×	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に対する要求であり、本設備は、緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第六十条) 原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	×	原子炉冷却材圧力パウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に対する要求であり、本設備は、原子炉冷却材圧力パウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないため、審査 対象条文とならない。
(第六十一条) 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備	×	×	原子炉冷却材圧カバウンダリを滅圧するための設備に対する要求であり、本設備は、原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第六十二条) 原子炉冷却材圧力パウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	×	原子炉冷却材圧力パウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に対する要求であり、本設備は、原子炉冷却材圧力パウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないため、審査 対象条文とならない。
(第六十三条) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備			最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に対する要求であり、本設備は、最終ヒートシンクへ熟を輸送するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
	×	×	原子炉格納容器内の冷却等のための設備に対する要求であり、本設備は、原子炉格納容器内の冷却等のための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
ホナアイINA & A (10) 小山 ゆのに3)の 12) (第六十五条)	×	×	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に対する要求であり、本設備は、原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 ((m + 1 + ~)	×	×	
↓\$F/>〒/>米容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	×	×	麻ナゲ宿初各番「即い治微がして用知する)」といい医師に対する多水とのツ、不医菌は、麻ナゲ宿納各番「即い治微がして用知する」こういと医師に医当しない」この、金重対象米スとならない。
(第六十七条) 木素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	×	×	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に対する要求であり、本設備は、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第六十八条) 水素塩発による原子炉 2屋等の損傷を防止するための設備	×	×	水素爆発による原子炉巨屋等の損傷を防止するための設備に対する要求であり、本設備は、水素爆発による原子炉巨屋等の損傷を防止するための設備に該当しないため、審査対象楽文とならない。
(第六十九条) 使用済燃料貯蔵檣の冷却等のための設備	×	×	使用済懲料貯蔵積の冷却等のための設備に対する要求であり、本設備は、使用済燃料貯蔵積の冷却等のための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第七十条) 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための股偽	×	×	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に対する要求であり、本設備は、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第七十一条) 重大事故事の収束に必要となる水の供給設備	×	×	
(第七十二条) 電源投機	0	×	電源設備については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、電源設備に係る設計は変更の工事の内容(本申請内容)に関係しないため、審査対象条文とならな い。
(第七十三条) 計袭装置	×	×	計装装置に対する要求であり、本設備は、計装装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第七十四条) 原子炉制创宝等	×	×	原子炉制御室等に対する要求であり、本設備は、原子炉制御室等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第七十五条) 監視測定設備	×	×	登視測定設備に対する要求であり、本設備は、監視測定設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第七十六条) 緊急時対策所			緊急時対策所に対する要求であり、木設備は、緊急時対策所に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第七十七条) 通信連絡を行うために必要な設備			通信連絡を行うために必要な設備に対する要求であり、本設備は、通信連絡を行うために必要な設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第七十八条) (第七十八条)	×	×	学用については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、学用に係る設計は変更の工事の内容(本申請内容)に関係しないため、寄査対象条文とならない。
ати 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0	×	

4

高浜1号機 設計及び工事計画認可申請に該当する技術基準規則の条文整理表(設計基準対象施設)

○:対象となる条文 ×:対象外の条文

技術基準規則	適用条文	審查対象条文	理由
(第四条) 設計基準対象施設の地盤	0	×	設計基準対象施設の地盤については、平成28年6月10日付け原規規発第1606104号にて認可の工事計画(以下、「既工事計画」という)において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更 はなく、設計基準対象施設の地盤は変更の工事の内容(本申請内容)に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第五条) 地震による損傷の防止	0	×	地震による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、地震による損傷の防止に係る設計は変更の工事の内容(本申請内容)に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第六条) 津波による損傷の防止	0	×	 津波による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本設備は設置位置の変更は無く、津波から防護された建屋内に設置されており、津波防護対策の設計内容は変わらないことか ら既工事計画から変更はない。
(第七条) 外部からの衝撃による損傷の防止	0	×	外部からの衝撃による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本設備は設置位置の変更は無く、竜巻等から防護された建屋内に設置されており、外部からの衝撃による損傷の防 止対策の設計内容は変わらないことから、既工事計画から変更はない。
(第八条) 立ち入りの防止	0	×	」 立ち入りの防止については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、立ち入りの防止に係る設計は変更の工事の内容(本申請内容)に関係しないため、審査対象 条文とならない。
(第九条) 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の	0	×	 発電用原子炉施設への人の不法な優入等の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に係る設 計は変更の工事の内容(本申請内容)に関係しないため、審査対象条文とならない。
防止 (第十条) 急傾斜地の崩壊の防止	×	×	急傾斜地の崩壊の防止に対する要求であり、高浜発電所は、急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所がないことから、急傾斜地の崩壊の防止に該当しないため、審査対象条文とならない。
	0	×	火災による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、火災による損傷の防止に係る設計は変更の工事の内容(本申請内容)に関係しないた め、審査対象条文とならない。
	0	×	2 溢水等による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、溢水等による損傷の防止に係る設計は変更の工事の内容(本申請内容)に関係しな しいため、審査対象条文とならない。
傷の防止 (第十三条) 安全避難通路等	0	×	安全避難通路等については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、安全避難通路等に係る設計は変更の工事の内容(本申請内容)に関係しないため、審査対 家条文とならない。
	0	0	安全設備については、既工事計画において適合性が確認されているが、工事の内容(本申請内容)がその適合性に影響を与えないことを確認する必要があるため、審査対象条文である。
(第十五条) 設計基準対象施設の機能	0	0	設計基準対象施設の機能については、既工事計画において適合性が確認されているが、工事の内容(本申請内容)がその適合性に影響を与えないことを確認する必要があるため、審査対象条文である。
(第十六条) (第十六条) 全交流動力電源喪失対策設備	×	×	全交流動力電源喪失対策設備に対する要求であり、本設備は、全交流電源喪失対策設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第十七条) 材料及び構造	~	Ŷ	設計基準対象施設に属する容器、管、ポンプ、弁等の材料及び構造に対する要求であり、本設備は、設計基準対象施設に属する容器、管、ポンプ、弁等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第十八条) (第十八条) 使用中の魚烈等による破壊の防止	^	^	クラス機器等の使用中の亀裂等による破壊の防止に対する要求であり、本設備は、クラス機器等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第十九条)	*	*	燃料体、反射材等の流体振動等による損傷の防止に対する要求であり、本設備は、燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物、熱遮蔽材並びに一次冷却系統に係る容器、管、ボンブ及び弁に該当しないため、 変合対象をなたとなった。
加体振動寺による限制の助止 (第二十条) 中へのな	×	×	■ ANF ホスとはつない。 安全弁等に対する要求であり、本設備は、安全弁等に該当しないため、審査対象条文とならない。
女王井寺 (第二十一条) 刊[5] 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	×	×	クラス機器及び原子炉格納容器の耐圧試験等に対する要求であり、本設備は、クラス機器及び原子炉格納容器に該当しないため、審査対象条文とならない。
「附上試験寺 (第二十二条)	×	×	容器の中性子照射による劣化に対する要求であり、本設備は、容器の中性子照射による劣化に該当しないため、審査対象条文とならない。
監視試験月 (第二十三条)	×	×	炉心等に対する要求であり、本設備は、炉心等に該当しないため、審査対象条文とならない。
かい等 	×	×	熱遮蔽材に対する要求であり、本設備は、熱遮蔽材に該当しないため、審査対象条文とならない。
熱遮蔽材 	×	×	1次冷却材に対する要求であり、本設備は、1次冷却材に該当しないため、審査対象条文とならない。
1次冷却材 	×	×	燃料取扱施設や貯蔵施設に対する要求であり、本設備は、燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (第二十七条)	×	×	原子炉冷却材圧カバウンダリに対する要求であり、本設備は、原子炉冷却材圧カバウンダリに該当しないため、審査対象条文とならない。
原子炉冷却材圧カバウンダリ (第二十八条)	×	×	原子炉冷却材圧力パウンダリの隔離装置・検出装置に対する要求であり、本設備は、原子炉冷却材圧力パウンダリの隔離装置・検出装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
原子炉冷却材圧カバウンダリの隔離装置等 (第二十九条)	×	×	1次冷却材処理装置に対する要求であり、本設価は、1次冷却材処理装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
1次冷却材処理装置 (第三十条)	×	×	→ 一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
逆止め弁 (第三十一条)	×	×	
(第二 - ネ)	×	×	
(第二)————————————————————————————————————	×	×	
	×	×	
(第二十四余) 計測装置	×	×	
(第二十五条) 安全保護装置	×	×	
(第三十六条) 反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×	反応度制御糸就及ひ原子炉停止糸就に対する要求であり、本設備は、反応度制御糸統及ひ原子炉停止糸統に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十七条) 制御材駆動装置 	×	×	制御材駆動装置に対する要求であり、本設備は、制御材駆動装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十八条) 原子炉制御室等 	×	×	原子炉制御室等に対する要求であり、本設備は、原子炉制御室等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十九条) 廃棄物処理設備等	×	×	廃棄物処理設備等に対する要求であり、本設備は、廃棄物処理設備等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十条) 廃棄物貯蔵設備等	×	×	廃棄物貯蔵設備等に対する要求であり、本設備は、廃棄物貯蔵設備等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十一条) 放射性物質による汚染の防止	×	×	放射性物質による汚染の防止に対する要求であり、本設備は、放射性物質による汚染の防止に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十二条) 生体遮蔽等	×	×	生体遮蔽等に対する要求であり、本設備は、生体遮蔽等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十三条) 換気設備	×	×	換気設備に対する要求であり、本設備は、換気設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十四条) 原子炉格納施設	×	×	原子炉格納施設に対する要求であり、本設備は、原子炉格納施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十五条) 保安電源設備	0	0	要求事項が変更となっており、重要安全施設への電力供給に係る電気盤の保護総電器の追設後において、技術基準への適合性を確認する必要があるため、変更の工事時の内容(本申請内容)に関連し、審査 対象条文である。
(第四十六条) 緊急時対策所	×	×	緊急時対策所に対する要求であり、本設備は、緊急時対策所に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十七条) 警報装置等	×	×	警報装置等に対する要求であり、本設備は、警報装置等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十八条) 準用	0	0	補助ボイラー、電気設備等の準用については、重要安全施設への電力供給に係る電気盤の保護継電器の追設に伴い、技術基準への適合性を確認する必要があるため、工事の内容(本申請内容)に関連し、審 査対象条文である。

別紙1

高浜1号機 設計及び工事計画認可申請に該当する技術基準規則の条文整理表(重大事故等対処設備)

〇:対象となる条文 ×:対象外の条文

技術基準規則	適用条文	審查対象条文	理由(説明)
(第四十九条) 重大事故等対処施設の地盤	0	×	重大事故等対処施設の地盤については、平成28年6月10日付け原規規発第1606104号にて認可の工事計画(以下、「既工事計画」という)において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更 はなく、重大事故等対処施設の地盤は変更の工事の内容(本申請内容)に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第五十条) 地震による損傷の防止	0	×	重大事故等対処施設の地震による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、重大事故等対処施設の地震による損傷の防止に係る設計は変 更の工事の内容(本申請内容)に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第五十一条) 津波による損傷の防止	0	×	重大事故等対処施設の津波による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、重大事故等対処施設の津波による損傷の防止に係る設計は変 更の工事の内容(本申請内容)に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第五十二条) 火災による損傷の防止	0	×	重大事故等対処施設の火災による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、重大事故等対処施設の火災による損傷の防止に係る設計は変 更の工事の内容(本申請内容)に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第五十三条) 特定重大事故等対処施設	×	×	特定重大事故等対処施設に対する要求であり、本設備は、特定重大事故等対処施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第五十四条) 重大事故等対処設備	0	0	重大事故等対処設備については、既工事計画において適合性が確認されているが、工事の内容(本申請内容)がその適合性に影響を与えないことを確認する必要があるため、審査対象条文である。
(第五十五条) 材料及び構造	×	×	重大事故等対処設備に属する容器、管、ボンブ、弁等の材料及び構造に対する要求であり、本設備は、重大事故等対処設備に属する容器、管、ボンブ、弁等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第五十六条) 使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×	クラス機器等の使用中の亀裂等による破壊の防止に対する要求であり、本設備は、クラス機器等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第五十七条) 安全弁等	×	×	安全弁等に対する要求であり、本設備は、安全弁等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第五十八条) 耐圧試験等	×	×	クラス機器の耐圧試験等に対する要求であり、本設備は、クラス機器に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第五十九条) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界 にするための設備	×	×	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に対する要求であり、本設備は、緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第六十条) 原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時に発電 用原子炉を冷却するための設備	×	×	原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に対する要求であり、本設備は、原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないため、審査 対象条文とならない。
(第六十一条) 原子炉冷却材圧カバウンダリを滅圧するた めの設備	×	×	原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備に対する要求であり、本設備は、原子炉冷却材圧カバウンダリを滅圧するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第六十二条) 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電 用原子炉を冷却するための設備	×	×	原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に対する要求であり、本設備は、原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないため、審査 対象条文とならない。
(第六十三条) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	×	×	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に対する要求であり、本設備は、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第六十四条) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×	×	原子炉格納容器内の冷却等のための設備に対する要求であり、本設備は、原子炉格納容器内の冷却等のための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第六十五条) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するた めの設備	×	×	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に対する要求であり、本設備は、原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第六十六条) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却す るための設備	×	×	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備に対する要求であり、本設備は、原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第六十七条) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を 防止するための設備	×	×	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に対する要求であり、本設備は、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第六十八条) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防 いまえをかの設備			水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に対する要求であり、本設備は、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第六十九条) (第六十九条) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	*	*	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に対する要求であり、本設備は、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第七十条) 工場等日~の故社性物質の拡散を抑制す	×	×	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に対する要求であり、本設備は、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第七十一条)	×	×	重大事故等の収束に必要となる水の供給設備に対する要求であり、本設備は、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
重大事故等の収束に必要となる水の供給設 備	×	×	
(第七十二条) 電源設備	0	×	電源設備については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、電源設備に体る設計は変更の工事の内容(本甲腈内容)に関係しないため、番金対象集文とならな い。
(第七十三条) 計装装置	×	×	計装装置に対する要求であり、本設備は、計装装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第七十四条) 連転員が原子炉制御室にとどまるための設 備	×	×	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備に対する要求であり、本設備は、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第七十五条) 監視測定設備	×	×	監視測定設備に対する要求であり、本設備は、監視測定設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第七十六条) 緊急時対策所	×	×	緊急時対策所に対する要求であり、本設備は、緊急時対策所に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第七十七条) 通信連絡を行うために必要な設備	×	×	通信連絡を行うために必要な設備に対する要求であり、本設備は、通信連絡を行うために必要な設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第七十八条) 準用	0	×	準用については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、準用に係る設計は変更の工事の内容(本申請内容)に関係しないため、審査対象条文とならない。

高浜2号機 設計及び工事計画認可申請に該当する技術基準規則の条文整理表(設計基準対象施設)

○:対象となる条文 ×:対象外の条文

技術基準規則	適用条文	審査対象条文	理由
(第四条) 設計基準対象施設の地盤	0	×	設計基準対象施設の地盤については、平成28年6月10日付け原規規発第1606105号にて認可の工事計画(以下、「既工事計画」という)において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更 はなく、設計基準対象施設の地盤は変更の工事の内容(本申請内容)に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第五条) 地震による損傷の防止	0	×	地震による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、地震による損傷の防止に係る設計は変更の工事の内容(本申請内容)に関係しない ため、審査対象条文とならない。
(第六条) 津波による損傷の防止	0	×	津波による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本設備は設置位置の変更は無く、津波から防護された建屋内に設置されており、津波防護対策の設計内容は変わらないこと から既工事計画から変更はない。
(第七条) 外部からの衝撃による損傷の防止	0	×	外部からの衝撃による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本設備は設置位置の変更は無く、竜巻等から防護された建屋内に設置されており、外部からの衝撃による損傷の 防止対策の設計内容は変わらないことから、既工事計画から変更はない。
(第八条) 立ち入りの防止	0	×	
(第九条) 発電用原子炉施設への人の不法な侵 1 第 の時は	0	×	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に係る 設計は変更の工事の内容(本申請内容)に関係しないため、審査対象条文とならない。
入寺のめ止 (第十条) 急傾斜地の崩壊の防止	×	×	急傾斜地の崩壊の防止に対する要求であり、高浜発電所は、急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所がないことから、急傾斜地の崩壊の防止に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第十一条) 火災による損傷の防止	0	×	人災による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、火災による損傷の防止に係る設計は変更の工事の内容(本申請内容)に関係しない ため、審査対象条文とならない。
(第十二条) 発電用原子炉施設内における溢水等に しておける二次に	0	×	 澄水等による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、溢水等による損傷の防止に係る設計は変更の工事の内容(本申請内容)に関係し ないため、審査対象条文とならない。
よる損傷の防止 (第十三条) 安全避難通路等	0	×	安全避難通路等については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、安全避難通路等に係る設計は変更の工事の内容(本申請内容)に関係しないため、審査対 象条文とならない。
(第十四条) 安全設備	0	0	安全設備については、既工事計画において適合性が確認されているが、工事の内容(本申請内容)がその適合性に影響を与えないことを確認する必要があるため、審査対象条文である。
(第十五条) 設計基準対象施設の機能	0	0	設計基準対象施設の機能については、既工事計画において適合性が確認されているが、工事の内容(本申請内容)がその適合性に影響を与えないことを確認する必要があるため、審査対象条文である。
(第十六条) 全交流動力電源喪失対策設備	×	×	全交流動力電源喪失対策設備に対する要求であり、本設備は、全交流電源喪失対策設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第十七条) 材料及び構造	×	×	設計基準対象施設に属する容器、管、ボンブ、弁等の材料及び構造に対する要求であり、本設備は、設計基準対象施設に属する容器、管、ボンブ、弁等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第十八条) 使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×	クラス機器等の使用中の亀裂等による破壊の防止に対する要求であり、本設備は、クラス機器等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第十九条) 流体振動等による損傷の防止	×	×	燃料体、反射材等の流体振動等による損傷の防止に対する要求であり、本設備は、燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物、熱遮蔵材並びに一次冷却系統に係る容器、管、ポンプ及び弁に該当しないた め、審査対象条文とならない。
	×	×	安全弁等に対する要求であり、本設備は、安全弁等に該当しないため、審査対象条文とならない。
	×	×	クラス機器及び原子炉格納容器の耐圧試験等に対する要求であり、本設備は、クラス機器及び原子炉格納容器に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十二条) 監視試験片	×	×	容器の中性子照射による劣化に対する要求であり、本設備は、容器の中性子照射による劣化に該当しないため、審査対象条文とならない。
	×	×	炉心等に対する要求であり、本設備は、炉心等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十四条) 熟遮蔽材	×	×	熟遮蔽材に対する要求であり、本設備は、熟遮蔽材に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十五条) 1次冷却材	×	×	1次冷却材に対する要求であり、本設備は、1次冷却材に該当しないため、審査対象条文とならない。
 (第二十六条) 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 	×	×	燃料取扱施設や貯蔵施設に対する要求であり、本設備は、燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十七条) 原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	×	原子炉冷却材圧カバウンダリに対する要求であり、本設備は、原子炉冷却材圧カバウンダリに該当しないため、審査対象条文とならない。
(第二十八条) 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装	×	×	原子炉冷却材圧カバウンダリの隔離装置・検出装置に対する要求であり、本設備は、原子炉冷却材圧カバウンダリの隔離装置・検出装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
置等 (第二十九条) 1次冷却材処理装置	×	×	1次冷却材処理装置に対する要求であり、本設備は、1次冷却材処理装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十条) (第三十条) 逆止め弁	×	Ŷ	逆止め弁に対する要求であり、本設備は、逆止め弁に該当しないため、審査対象条文とならない。
2 (第三十一条) 蒸気タービン	^	^ •	蒸気タービンに対する要求であり、本設備は、蒸気タービンに該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十二条) 非賞田恒心冷却設備	^	^ 	非常用炉心冷却設備に対する要求であり、本設備は、非常用炉心冷却設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十三条) (第三十三条)	^	^ 	循環設備等に対する要求であり、本設備は、循環設備等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十四条) 計測 結置	~	^ 	計測装置に対する要求であり、本設備は、計測装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十五条) (字一个星籍 # 置	^	^	安全保護装置に対する要求であり、本設備は、安全保護装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十六条) 反応度制御系統及び原子恒停止系統	~	^	反応度制御系統及び原子炉停止系統に対する要求であり、本設備は、反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十七条) 制御材駆動装置	^	^ 	制御材駆動装置に対する要求であり、本設備は、制御材駆動装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十八条) 同子(行制) (第三十八条)	^	^ 	原子炉制御室等に対する要求であり、本設備は、原子炉制御室等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第三十九条) 廢棄物処理設備等	~	^ 	廃棄物処理設備等に対する要求であり、本設備は、廃棄物処理設備等に該当しないため、審査対象条文とならない。
院来初定在設備等 (第四十条) 废棄物時蔵設備等		~	廃棄物貯蔵設備等に対する要求であり、本設備は、廃棄物貯蔵設備等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十一条)	~	^	放射性物質による汚染の防止に対する要求であり、本設備は、放射性物質による汚染の防止に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十二条) 生体液蒸等	~	~	生体遮蔽等に対する要求であり、本設備は、生体遮蔽等に該当しないため、審査対象条文とならない。
- 17-2007 (第四十三条) 総気設備	×	×	換気設備に対する要求であり、本設備は、換気設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十四条) 原子 行格 純施設	×	×	原子炉格納施設に対する要求であり、本設備は、原子炉格納施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十五条) (安安雷酒點儘	×	×	要求事項が変更となっており、重要安全施設への電力供給に係る電気盤の保護総電器の追設後において、技術基準への適合性を確認する必要があるため、変更の工事時の内容(本申請内容)に関連し、審 合対象条文である。
17.メ 電源区開 (第四十六条) 緊急時対策所	U	U	ロックイクトンシット 緊急時対策所に対する要求であり、本設備は、緊急時対策所に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第四十七条) ※報法置等	×	×	警報装置等に対する要求であり、本設備は、警報装置等に該当しないため、審査対象条文とならない。
□ ₩2 = 7 (第四十八条) 淮田	×	×	補助ボイラー、電気設備等の準用については、重要安全施設への電力供給に係る電気盤の保護継電器の追設に伴い、技術基準への適合性を確認する必要があるため、工事の内容(本申請内容)に関連し、 零本対象条文である
华用	0	0	金 互列外末入でのる。

別紙1

7

高浜2号機 設計及び工事計画認可申請に該当する技術基準規則の条文整理表(重大事故等対処設備)

〇:対象となる条文 ×:対象外の条文

技術基準規則	適用条文	審查対象条文	理由(説明)
(第四十九条) 重大事故等対処施設の地盤	0	×	重大事故等対処施設の地盤については、平成28年6月10日付け原規規発第1606105号にて認可の工事計画(以下、「既工事計画」という)において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は なく、重大事故等対処施設の地盤は変更の工事の内容(本申請内容)に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第五十条) 地震による損傷の防止	0	×	重大事故等対処施設の地震による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、重大事故等対処施設の地震による損傷の防止に係る設計は変更 の工事の内容(本申請内容)に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第五十一条) 津波による損傷の防止	0	×	重大事故等対処施設の津波による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、重大事故等対処施設の津波による損傷の防止に係る設計は変更 の工事の内容(本申請内容)に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第五十二条) 火災による損傷の防止	0	×	重大事故等対処施設の火災による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、重大事故等対処施設の火災による損傷の防止に係る設計は変更 の工事の内容(本申請内容)に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第五十三条) 特定重大事故等対処施設	×	×	特定重大事故等対処施設に対する要求であり、本設備は、特定重大事故等対処施設に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第五十四条) 重大事故等対処設備	0	0	重大事故等対処設備については、既工事計画において適合性が確認されているが、工事の内容(本申請内容)がその適合性に影響を与えないことを確認する必要があるため、審査対象条文である。
(第五十五条) 材料及び構造	×	×	重大事故等対処設備に属する容器、管、ポンプ、弁等の材料及び構造に対する要求であり、本設備は、重大事故等対処設備に属する容器、管、ポンプ、弁等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第五十六条) 使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×	クラス機器等の使用中の亀裂等による破壊の防止に対する要求であり、本設備は、クラス機器等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第五十七条) 安全弁等	×	×	安全弁等に対する要求であり、本設備は、安全弁等に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第五十八条) 耐圧試験等	×	×	クラス機器の耐圧試験等に対する要求であり、本設備は、クラス機器に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第五十九条) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界 にするための設備	×	×	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に対する要求であり、本設備は、緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第六十条) 原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時に発電 用原子炉を冷却するための設備	×	×	原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に対する要求であり、本設備は、原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないため、審査対 象条文とならない。
(第六十一条) 原子炉冷却材圧カパウンダリを滅圧するための設備	×	×	原子炉冷却材圧カバウンダリを滅圧するための設備に対する要求であり、本設備は、原子炉冷却材圧カバウンダリを滅圧するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第六十二条) 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電 用原子炉を冷却するための設備	×	×	原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に対する要求であり、本設備は、原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないため、審査対 象条文とならない。
(第六十三条) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	×	×	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に対する要求であり、本設備は、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第六十四条) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×	×	原子炉格納容器内の冷却等のための設備に対する要求であり、本設備は、原子炉格納容器内の冷却等のための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第六十五条) 原子炉格納容器の過圧破損を防止するため の設備	×	×	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に対する要求であり、本設備は、原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第六十六条) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却する ための設備	×	×	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備に対する要求であり、本設備は、原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第六十七条) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防 止するための設備	×	×	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に対する要求であり、本設備は、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第六十八条) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止 するための設備	×	×	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に対する要求であり、本設備は、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第六十九条) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	×	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に対する要求であり、本設備は、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第七十条) 工場等外への放射性物質の拡散を抑制する ための設備	×	×	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に対する要求であり、本設備は、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第七十一条) 重大事故等の収東に必要となる水の供給設 備	×	×	重大事故等の収東に必要となる水の供給設備に対する要求であり、本設備は、重大事故等の収東に必要となる水の供給設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第七十二条) 電源設備	0	×	電源設備については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、電源設備に係る設計は変更の工事の内容(本申請内容)に関係しないため、審査対象条文とならない。
(第七十三条) 計装装置	×	×	計装装置に対する要求であり、本設備は、計装装置に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第七十四条) 運転員が原子炉制御室にとどまるための設 備	×	×	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備に対する要求であり、本設備は、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第七十五条) 監視測定設備	×	×	監視測定設備に対する要求であり、本設備は、監視測定設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第七十六条) 緊急時対策所	×	×	緊急時対策所に対する要求であり、本設備は、緊急時対策所に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第七十七条) 通信連絡を行うために必要な設備	×	×	通信連絡を行うために必要な設備に対する要求であり、本設備は、通信連絡を行うために必要な設備に該当しないため、審査対象条文とならない。
(第七十八条) 準用	0	×	準用については、既工事計画において適合性が確認されており、既工事計画から設計内容に変更は無く、準用に係る設計は変更の工事の内容(本申請内容)に関係しないため、審査対象条文とならない。

HEAF対策工事に係る設計及び工事計画認可申請書

(以下、「本工事計画」という。) における添付書類の要否の検討結果

(美浜3号機、高浜1,2号機)

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二添付書類	添付の要否 (○・×)	理由
各発電用原子炉施設に共通		
送電関係一覧図	×	本工事計画では、送電設備の変更を伴わないため、送電関係 一覧図に影響を与えないため添付不要。
急傾斜地崩壊危険区域内において行う制 限工事に係る場合は、当該区域内の急傾 斜地の崩壊の防止措置に関する説明書	×	本工事計画は、急傾斜地崩壊危険区域内での工事ではない ため添付不要。
工場又は事業所の概要を明示した地形図	×	本工事計画は、地形図の変更を伴わないため、添付不要。
主要設備の配置の状況を明示した平面図 及び断面図	×	本工事計画は、主要設備の配置の変更を伴わないため添付 不要。
単線結線図	×	本工事計画は、単線結線図の変更を伴わないため添付不要。
新技術の内容を十分に説明した書類	×	本工事計画は、新技術に該当しないため添付不要。
発電用原子炉施設の熱精算図	×	本工事計画は、発電用原子炉施設の熱清算に影響を与えな いため添付不要。
熱出力計算書	×	本工事計画は、熱出力に影響を与えないため添付不要。
発電用原子炉の設置の許可との整合性に 関する説明書	0	本工事計画の内容について、設置許可との整合性を示す必 要があることから添付する。
排気中及び排水中の放射性物質の濃度に 関する説明書	×	本工事計画は、排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関 する説明書に関する記載に影響を与えないため添付不要。
人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工 場又は事業所内の場所における線量に関 する説明書	×	本工事計画は、人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工場又 は事業所内の場所における線量に関する説明書に関する記 載に影響を与えないため添付不要。
発電用原子炉施設の自然現象等による損 傷の防止に関する説明書	×	本工事計画は、発電用原子炉施設の自然現象等による損傷 の防止に関する説明書に関する記載の変更を伴わないため 添付不要。
排水監視設備及び放射性物質を含む排水 を安全に処理する設備の配置の概要を明 示した図面	×	本工事計画は、排水監視設備及び放射性物質を含む排水を 安全に処理する設備の配置の変更を伴わないため添付不 要。
取水口及び放水口に関する説明書	×	本工事計画は、取水口及び放水口に関する説明書に関する 記載に影響を与えないため添付不要。
設備別記載事項の設定根拠に関する説明 書	×	本工事計画は、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 に関する記載に影響を与えないため添付不要。
環境測定装置の構造図及び取付箇所を明 示した図面	×	本工事計画は、環境測定装置の構造図及び取付箇所の変更 を伴わないため添付不要。
クラス1機器及び炉心支持構造物の応力 腐食割れ対策に関する説明書	×	本工事計画は、クラス1機器及び炉心支持構造物の応力腐 食割れ対策に関する説明書に関する記載に影響を与えない ため添付不要。

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二添付書類	添付の要否 (○・×)	理由
安全設備及び重大事故等対処設備が使用 される条件の下における健全性に関する 説明書	0	本工事計画では、安全設備及び重大事故等対処設備である 既設の非常用ディーゼル発電機に過電流保護リレーを追設 するため、過電流保護リレーを含めた非常用ディーゼル発 電機の使用される条件下における健全性への適合性を確認 する必要があるため添付する。
発電用原子炉施設の火災防護に関する説 明書	0	本工事計画では、既工事計画から設計内容に変更は無いが、 火災感知設備及び消火設備が配置について、「高エネルギー アーク損傷(HEAF)に係る電気盤の設計に関する審査ガイ ド」に基づき確認する必要があるため、既工事計画から変更 が無い旨を明記し添付する。
発電用原子炉施設の溢水防護に関する説 明書	×	本工事計画は、発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明 書に関する記載に影響を与えないため添付不要。
発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポン プ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護 に関する説明書	×	本工事計画は、発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等 の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書に関す る記載に影響を与えないため添付不要。
通信連絡設備に関する説明書	×	本工事計画は、通信連絡設備に関する説明書に関する記載 に影響を与えないため添付不要。
通信連絡設備の取付箇所を明示した図面	×	本工事計画は、通信連絡設備の取付箇所の変更を伴わない ため添付不要。
安全避難通路に関する説明書	×	本工事計画は、安全避難通路に関する説明書に関する記載 に影響を与えないため添付不要。
安全避難通路を明示した図面	×	本工事計画は、安全避難通路の変更を伴わないため添付不 要。
非常用照明に関する説明書	×	本工事計画は、非常用照明に関する説明書に関する記載に 影響を与えないため添付不要。
非常用照明の取付箇所を明示した図面	×	本工事計画は、非常用照明の取付箇所の変更を伴わないた め、既工事計画に変更がなく添付不要。
その他発電用原子炉の附属施設 非常用	電源設備	
非常用電源設備に係る機器の配置を明示 した図面	×	本工事計画は、非常用電源設備に係る機器の配置の変更を 伴わないため添付不要。
非常用電源設備に係る機器の配置を明示 した系統図	×	本工事計画は、非常用電源設備に係る機器の配置の変更を 伴わないため添付不要。
非常用発電装置の出力の決定に関する説 明書	0	本工事計画では、技術基準規則第45条への適合性を示す ために添付する。
燃料系統図	×	本工事計画は、燃料系統図に影響を与えないため添付不要。
耐震性に関する説明書	×	本工事計画は、耐震性に関する説明書に関する記載に影響 を与えないため添付不要。
強度に関する説明書	×	本工事計画は、強度に関する説明書に関する記載に影響を 与えないため添付不要。
構造図	×	本工事計画は、構造図に影響を与えないため添付不要。
安全弁の吹出量計算書	×	本工事計画は、安全弁の吹出量計算書に関する記載に影響 を与えないため添付不要。

その他、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第9条第3項に基づき、「発電用原子 炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド」にて要求のある「設計及び工事に係る品質マネジ メントシステムに関する説明書」を添付する。 HEAF対策工事に係る設計及び工事計画認可申請書における「工事の方法」の該当箇所

(美浜3号機、高浜1,2号機)

項目	対象要否	該当箇所の補足説明
1. 工事の手順		
図1(設置又は変更の工事における工事の手順と検査)	0	今回のHEAF対策工事については、全ての検査は発電所で実施する検 査となる。 今回の申請対象機器に関して、技術上の基準 [※] に適合しているか確 認するため、「構造、強度又は漏えいに係る検査」と「機能又は性 能に係る検査」を実施する。 ※実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則
図2(主要な耐圧部の溶接に係る工事の手順と検査)	-	主要な耐圧部の溶接に係る検査が発生しないため対象外。
図3(燃料体に係る工事の手順と検査)	_	燃料体に係る工事が発生しないため対象外。
2. 使用前事業者検査の方法	1	
2.1 構造、強度又は漏えいに係る検査		
2.1.1 構造、強度又は漏えいに係る検査		
材料検査		けれ 一十上に位ス絵本が発生したいため対象外
寸法検査		
外観検査	0	50促進リレーに低み絵本が該当せる
組立て及び据付け状態を確認する検査(据付検査)	0	30 休設 ソ ビーに () () () () () () () () () (
	<u> </u>	
耐圧検査		状態確認検査、耐圧、漏えいに係る検査が発生しないため対象外。
漏えい検査		
原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する 検査	_	CV施設が直接設置される対象がないため対象外。
建物・構築物の構造を確認する検査	_	建物・構築物の構造を確認する検査が発生しないため対象外。
2.1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る検査		主要な耐圧部の溶接に係る検査が発生しないため対象外。
2.1.3 燃料体に係る検査		燃料体に係る検査が発生しないため対象外。
2.2 機能又は性能に係る検査		
2.2.1 燃料体を挿入できる段階の検査		当該段階に関係する検査が発生しないため対象外。
2.2.2 臨界反応操作を開始できる段階の検査	_	当該段階に関係する検査が発生しないため対象外。
2.2.3 工事完了時の検査	0	非常用ディーゼル発電機受電遮断器でのHEAF対策として、短絡電流 の遮断時間がHEAF火災のしきい値以下となっていることを確認する 検査が該当する。
2.3 基本設計方針検査 		基本設計方針のうち表1、表5、表6、表7で確認できない事項はない ため対象外。
2.4 品質マネジメントシステムに係る検査	0	「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」及び「工事の方法」のとおりに工事管理が行われていることを確認することから、該当する。

項目	対象要否	該当箇所の補足説明
3. 工事上の留意事項	•	
3.1 設置又は変更の工事に係る工事上の留意事項		
a. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器 等について、周辺資機材、他の発電用原子炉施設及び環 境条件からの悪影響や劣化等を受けないよう、隔離、作 業環境維持、異物侵入防止対策等の必要な措置を講じ る。	0	
b.工事にあたっては、既設の安全上重要な機器等へ悪 影響を与えないよう、現場状況、作業環境及び作業条件 を把握し、作業に潜在する危険性又は有害性や工事用資 機材から想定される影響を確認するとともに、隔離、火 災防護、溢水防護、異物侵入防止対策、作業管理等の必 要な措置を講じる。	0	
c. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器 等について、必要に応じて、供用後の施設管理のための 重要なデータを採取する。	0	工事における一般的な留意事項であるため、該当する。
d. プラントの状況に応じて、検査・試験、試運転等の 各段階における工程を管理する。	0	
e. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器 等について、供用開始後に必要な機能性能を発揮できる よう製造から供用開始までの間、維持する。	0	
f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その 種類に応じて保管及び処理を行う。	_	管理区域内での工事はないため、該当しない。
g. 現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、放射線 業務従事者に対して防護具の着用や作業時間管理等適切 な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。また、公 衆の放射線防護のため、気体及び液体廃棄物の放出管理 については、周辺監視区域外の空気中・水中の放射性物 質濃度が「線量限度等を定める告示」に定める値を超え ないようにするとともに、放出管理目標値を超えないよ うに努める。		
h. 修理の方法は、基本的に「図1 工事の手順と使用前 事業者検査のフロー(燃料体を除く)」の手順により行 うこととし、機器等の全部又は一部について、撤去、切 断、切削又は取外しを行い、据付、溶接又は取付け、若 しくは同等の方法により、同等仕様又は性能・強度が改 善されたものに取替を行う等、機器等の機能維持又は回 復を行う。また、機器等の一部撤去、一部撤去の既設端 部について閉止板の取付け、蒸気発生器、熱交換器又は 冷却器の伝熱管への閉止栓取付け若しくは同等の方法に より適切な処置を実施する。	_	修理は実施しないため、該当しない。
i. 特別な工法を採用する場合の施工方法は、技術基準 に適合するよう、安全性及び信頼性について必要に応じ 検証等により十分確認された方法により実施する。	_	
3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項		燃料体の加工に係る作業がないため対象外。

高エネルギーアーク損傷(HEAF)対策に係る

電気盤の設計について

本資料のうち、枠囲みの内容は、商業機密あるいは防護上の観点から公開できません。

目 次

1. 概 要	3
2. 基本方針	4
 技術基準規則への適合が必要な電気盤 	5
4. アーク放電を発生させる試験	12
4.1 電気盤の選定	12
4.2 短絡電流の目標値	42
4.3 HEAF 試験に用いる電気回路	44
4.4 測定項目	46
4.5 アーク放電の発生方法	47
4.6 アーク放電の継続時間	50
4.7 HEAF 試験の実施	51
4.8 アークエネルギーの計算	56
5. アーク火災発生の評価	59
5.1 アーク火災発生の評価の概要	59
5.2 評価に用いる必要なデータ	59
5.3 アーク火災が発生しないアークエネルギーのしきい値に係る評価	60
5.4 しきい値に係る解析による評価	63
6. HEAF に係る対策の判断基準	64

- 添付資料-1:同等性に影響を与える恐れのあるパラメータの整理に関する補足について
- 添付資料-2:火災感知設備及び消火設備の配置について
- 添付資料-3:HEAF 試験時における短絡電流の目標値について
- 添付資料-4:電気盤のアーク放電遮断時間及びアークエネルギーの一覧について
- 添付資料-5:50保護リレー追設を踏まえた非常用ディーゼル発電機の設計上の考慮について
- 添付資料-6:50保護リレーに対する安全重要度分類の考え方について
- 添付資料-7:HEAF対策として追設する 50 保護リレーの試験・検査方法について
- 添付資料-8:非常用発電装置の出力の決定に関する説明書における外部電源又は主発電機からの給電時の各遮 断器の遮断時間について

1. 概 要

重要安全施設(「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 の解釈」第2条第2項第9号に規定する重要安全施設をいう。以下同じ。)への電力供給に係る電 気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤(安全施設(重要安全施設を除く。)への 電力供給に係るものに限る。)電気盤について、技術基準規則に基づき、遮断器の遮断時間の適切 な設定及び非常用ディーゼル発電機の停止等により、高エネルギーのアーク放電によるこれらの 電気盤の損壊の拡大を防止することができる設計としている。

本資料では、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれの ある電気盤を整理し、試験体電気盤に対する電気盤設計の妥当性及び遮断時間の適切な設定等に より、高エネルギーのアーク放電によるこれらの電気盤の損壊の拡大を防止することができるこ とを補足説明するものである。

なお、今回の申請対象は非常用ディーゼル発電機に接続する電気盤に対する HEAF 対策である が、本資料では前回の HEAF 対策(外部電源又は主発電機からの給電時における非常用所内電源 系統の電気盤に対する HEAF 対策) に今回の HEAF 対策の内容を追記することで、HEAF 対策 の全貌が把握できるように資料を構成している。

2. 基本方針

重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤に ついて、アーク火災による電気盤の損壊の拡大を防止することができるよう、高エネルギーアー ク損傷(HEAF)に係る電気盤の設計に関する審査ガイド(以下、「審査ガイド」という。)に基づ き、非常用ディーゼル発電機の停止または上流の遮断器によりアーク放電を遮断することとし、 アーク放電の遮断時間を適切にを設定する。

設定した遮断時間と短絡電流等により求められるアークエネルギーが、試験により求められた しきい値を超えないことを評価することにより、HEAF対策が適切に実施されていることを説明 する。

3. 技術基準規則への適合が必要な電気盤

HEAF 対策が必要な電気盤は、技術基準規則の解釈第45条第4項にて「重要安全施設への電 力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤」と定められている。

「重要安全施設」は実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する 規則第12条第6項に記載され、解釈第11項において重要度分類MS-1に分類される構築物等が 対象と定義されている。

上記を基に、図 3.1 のフローにて HEAF 対策が必要な電気盤を整理した。整理した結果を表 3.1 に示し、また、具体的な系統図を図 3.2 に示す。

なお、美浜3号機における「3-3E 母線に接続される遮断器」については、重要安全施設へ の電力供給に係る電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤として整理されるが、既工認 (平成28年10月26日付け原規規発第1610261号)にてアーク放電のしゃ断時間 を設定・対策済みである。また、高浜1,2号機については重要安全施設への電力供給に係 る電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤は存在しない。



※1 電線路、主発電機又は非常用電源設備から電気が供給されている電気盤を言う。
 ※2 審査ガイドによる。
 ※3 短絡等が発生した場合、非常に短時間(0.1秒以下) で電気盤への電力供給を止めることができる場合、適切に遮断されていると判断し、 HEAF対策が出来ているものとする。

図 3.1 HEAF 対策が必要な電気盤フロー図

A J.I IILAI 刈水が必安な电XL (1/1) 山山木(1/	表 3.1	HEAF 対策が必要な電気盤の抽出結果	(1/3)
------------------------------------	-------	---------------------	-------

40 F		アーク放電発生箇所			
給電 条件	機器 名称	遮断器名称	アーク放電を遮断するために開放する遮断器 (非常用ディーゼル発電機停止含む)		
		4·3C (4·3C M/C 受電遮断器(HT r 側))	130 G30		
		4-3SC (4-3C M/C 受電遮断器(ST r 側))	ST20		
	,	4-3EC (4-3C M/C 受電遮断器(ET r 側))	E10		
	メタ		4-3C		
	ルク	4-3C 母線に接続される遮断器	4-3SC		
	ラ	(4·3C,4·3SC,4·3EC,4·3AEG を除く)	4-3EC		
	ッド		130		
	開	4-3D (4-3D M/C 受單遮断器(HI r 側))	G30		
	装置	4·3SD (4·3D M/C 受電遮断器(ST r 側))	ST20		
外		4-3ED (4-3D M/C 受電遮断器(ET r 側))	E10		
部電			4-3D		
源マ		4-3D 母線に接続される遮断器	4-3SD		
人は		(4-3D,4-3SD,4-3ED,4-3BEG を除く)	4-3ED		
土発電		3-3C (3-3C P/C 受電遮断器(動変 2 次側))	3-3CH		
1 機	パワーセンタ	3·3C 母線に接続される遮断器 (3·3C を除く)	3-3C		
からの給電時		3-3D (3-3D P/C 受電遮断器(動変 2 次側))	3-3DH		
		3·3D 母線に接続される遮断器 (3·3D を除く)	3-3D		
		3-3E (3-3E P/C 受電遮断器(動変 2 次側)) 💥	3-3EH		
		3·3E 母線に接続される遮断器 (3·3E を除く) ※	3-3E		
		3C1 原子炉 C/C に接続される遮断器	3C1 原子炉 C/C 受雷遮断器		
	Э	(3C1 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)			
	ントロール	3C2 原子炉 C/C に接続される遮断器	202 百乙烷 0/0 乘骨 连帆 四		
				(3C2 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	362原于炉676叉电遮圆器
		3D1 原子炉 C/C に接続される遮断器	3D1 原子炬 C/C 受雷遮断器		
	レカ	(3D1 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)			
	2	3D2 原子炉 C/C に接続される遮断器			
		(3D2 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	3D2原于炉 C/C 受 電感断器		
非常田	メタルクラッド開	4-3AEG (非常用ディーゼル発電機受電遮断器)	3A 非常用ディーゼル発電機停止		
小ディー		4·3C 母線に接続される遮断器 (4·3AEG を除く)	4-3AEG		
給電時 -ゼル <u>ぷ</u>		4-3BEG (非常用ディーゼル発電機受電遮断器)	3B 非常用ディーゼル発電機停止		
電機	装置	4·3D 母線に接続される遮断器 (4·3BEG を除く)	4-3BEG		

※:重要安全施設への電力供給に係る電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤

公司		アーク放電発生箇所	アニカが雪た海艇ナスために関切ナス海艇架
条件	機器 名称	遮断器名称	(非常用ディーゼル発電機停止含む)
		4-1HA (4-1A M/C 受雪渡断哭(1AHT r 個))	110
		4 IIIA (4 IA M/C 文电应时备(IAIII 1 则))	G10
		4-1SA (4-1A M/C 受電遮断器(1AST r 側))	ST10
	2	4-1EA (4-1A M/C 受電遮断器(ET r 側))	E10
	トタ		4-1HA
	ルク	4-1A	4-1SA
	ラッ	(4 IIIA,4 ISA,4 IEA,4 IAEG を床て)	4-1EA
	F		110
外	開	4 IIIB (4 IB M/C 文电应时都(3111 1 则))	G10
部電	装置	4-1SB (4-1B M/C 受電遮断器(3ST r 側))	ST10
源又		4-1EB (4-1B M/C 受電遮断器(ET r 側))	E10
は主			4-1HB
発		4-1B 母線に接続される遮断器	4-1SB
竜機		(4-1ffb,4-1Sb,4-1Eb,4-1BEG を味く)	4-1EB
からの給電時	パワー	3-1A (3-1A P/C 受電遮断器(動変 2 次側))	3-1AH
		3-1A 母線に接続される遮断器 (3-1A を除く)	3-1A
	セン	3-1B (3-1B P/C 受電遮断器(動変 2 次側))	3-1BH
	9	3-1B 母線に接続される遮断器 (3-1B を除く)	3-1B
	コントロールセン	1A1 原子炉 C/C に接続される遮断器 (1A1 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	1A1原子炉 C/C 受電遮断器
		1A2 原子炉 C/C に接続される遮断器 (1A2 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	1A2 原子炉 C/C 受電遮断器
		1B1 原子炉 C/C に接続される遮断器 (1B1 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	1B1 原子炉 C/C 受電遮断器
	у Э	1B2 原子炉 C/C に接続される遮断器 (1B2 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	1B2 原子炉 C/C 受電遮断器
非常	メタルクラッド開閉装置	4-1AEG (非常用ディーゼル発電機受電遮断器)	1A 非常用ディーゼル発電機停止
からの:		4-1A 母線に接続される遮断器 (4-1AEG を除く)	4-1AEG
-ゼル 発		4-1BEG (非常用ディーゼル発電機受電遮断器)	1B 非常用ディーゼル発電機停止
発電機		4-1B 母線に接続される遮断器 (4-1BEG を除く)	4-1BEG

表 3.1 HEAF 対策が必要な電気盤の抽出結果(2/3)

(高浜1号機)

重要安全施設への電力供給に係る電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤は存在しない。

		アーク放雷発生筒所	
給電 条件	機器 名称	遮断器名称	アーク放電を遮断するために開放する遮断器 (非常用ディーゼル発電機停止含む)
		4-2HA (4-2A M/C 受電遮断器(2AHT r 側))	120 G20
		4-2SA (4-2A M/C 受電遮断器(1AST r 側))	ST10
	*	4-2EA (4-2A M/C 受電遮断器(ET r 側))	E10
	タル	4-9A 母線に接続される遮断器	4-2HA
	ク	4-2HA,4-2SA,4-2EA,4-2AEG を除く)	4-2SA
	ラッ	(,,,,,,	4-2EA
	ド 開	4-2HB (4-2B M/C 受電遮断器(2AHT r 側))	120
外部電	閉装	4-2SB (4-2B M/C 受雷遮断器(1AST r 個))	ST10
電源マ	置	4-2EB (4-2B M/C 受電波断器(ET r 側))	E10
くは			4-2HB
主発		4-4B 母線に接続される遮断器	4-2SB
電機		(4-2HB,4-2SB,4-2EB,4-2BEG を除く)	4-2EB
から	パワーセンタ	3-2A (3-2A P/C 受電遮断器(動変 2 次側))	3-2AH
の 給		3·2A 母線に接続される遮断器 (3·2A を除く)	3-2A
電時		3-2B (3-2B P/C 受電遮断器(動変 2 次側))	3-2BH
	A	3-2B 母線に接続される遮断器 (3-2B を除く)	3-2B
	п	2A1 原子炉 C/C に接続される遮断器 (2A1 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	2A1 原子炉 C/C 受電遮断器
	ントロールセンタ	2A2 原子炉 C/C に接続される遮断器 (2A2 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	2A2 原子炉 C/C 受電遮断器
		2B1 原子炉 C/C に接続される遮断器 (2B1 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	2B1 原子炉 C/C 受電遮断器
		2B2 原子炉 C/C に接続される遮断器 (2B2 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	2B2 原子炉 C/C 受電遮断器
非常用ディー	メタルクラッド開閉装置	4·2AEG (非常用ディーゼル発電機受電遮断器)	2A 非常用ディーゼル発電機停止
		4·2A 母線に接続される遮断器 (4·2AEG を除く)	4-2AEG
-ゼル発		4-2BEG (非常用ディーゼル発電機受電遮断器)	2B 非常用ディーゼル発電機停止
完電機		4-2B 母線に接続される遮断器 (4-2BEG を除く)	4-2BEG

表 3.1 HEAF 対策が必要な電気盤の抽出結果(3/3)

(高浜2号機)

重要安全施設への電力供給に係る電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤は存在しない。



(外部電源又は主発電機からの給電時)



(非常用ディーゼル発電機からの給電時)

図 3.2 HEAF 対策が必要な電気盤系統図(1/3)(美浜 3 号機)



(外部電源又は主発電機からの給電時)



(非常用ディーゼル発電機からの給電時)

図 3.2 HEAF 対策が必要な電気盤系統図(2/3)(高浜1号機)



(外部電源又は主発電機からの給電時)



(非常用ディーゼル発電機からの給電時)

図 3.2 HEAF 対策が必要な電気盤系統図(3/3)(高浜 2 号機)

4. アーク放電を発生させる試験

メタルクラッド開閉装置、パワーセンタ及びコントロールセンタ(以下、それぞれ「M/C」、「P/C」、 「C/C」という。また、メタルクラッド開閉装置のうち非常用ディーゼル発電機に接続される電気 盤については、「M/C (DG)」という。)においてアーク放電が発生した際にアーク火災が発生す るアークエネルギーのしきい値を求めることを目的とし、アーク放電を発生させる試験(以下、 「HEAF 試験」という。)を実施した。

4.1 電気盤の選定

(審査ガイド抜粋【2.1 電気盤の選定】)

実用発電用原子炉施設内の電気は、原子炉運転中においては主発電機からの電力の一部が変圧 器によって降圧された後、高圧電気盤及び低圧電気盤を介してモータ等に供給されている。HEAF 試験に用いられる電気盤は、実際に所内で使用されているものと同等の高圧電気盤及び低圧電気 盤が選定されていることを確認する。

アーク火災は、添付資料-1に示すメカニズムにより発生することから、アーク火災発生の有 無は、①非密閉性の程度、②高温ガスの滞留場所、③可燃物及び④アークエネルギーによるもの と考えられる。試験に用いられる電気盤については、これら4つのパラメータを踏まえて、実際 に所内で使用されているもの(以下、「実機」という。)と同等の高圧電気盤及び低圧電気盤を選 定した。

なお、M/C (DG) 試験と M/C (DG) 以外の先行 M/C 試験(以下、「先行 M/C 試験」という。) で用いられる電気盤は、JEM-1425 及び JEC-2300 に基づき製造された同等の高圧電気盤 である。

種類	電気盤	試調	命で用いた電気盤のスペック	電気盤の概況
M/C	試験体①	遮断方式 系統 概略寸法	VCB (真空遮断器) 定格電圧:7.2kV 定格周波数:50Hz 定格短絡時間電流:40kA/2秒 高さ 2.8m (含上部ダクト 0.4m)×幅 1.0m ×奥行き 2.6m	
	試験体②	遮断方式 系統 概略寸法	VCB (真空遮断器) 定格電圧:7.2kV 定格周波数:50Hz 定格短絡時間電流:63kA/2 秒 高さ2.6m (含上部ダクト0.3m)×幅 1.0m×奥行き2.5m	

表 4.1.1 試験で用いた電気盤のスペック一覧表(1/4)

種 類	電気盤	試題	険で用いた電気盤のスペック	電気盤の概況
P/C	試験体③	遮断方式	ACB (気中遮断器)	
		系統	定格使用電圧:AC480V	
			定格周波数:50Hz	
			定格短絡時間耐電流: 50kA/1 秒	
		概略寸法	高さ 2.6m (含制御ダクト 0.3m)×幅 0.65m	
			×奥行き 1.8m	
	試験体④	遮断方式	ACB (気中遮断器)	
		系統 定格使用電圧: AC480 V		
	定格周波数:50 Hz		定格周波数:50 Hz	
		定格短時間耐電流: 50 kA/0.5 秒		
		概略寸法	【受電盤】高さ 2.3m×幅 0.8m×奥行き	
			2.0m	
			【フィーダー盤】高さ 2.3m×幅 0.6m×奥	
			行き 2.0m	
	試験体⑤	遮断方式	ACB (気中遮断器)	
		系統	定格使用電圧:AC420V	
			定格周波数:50Hz	
			定格短時間耐電流: 40kA/1 秒	
		概略寸法	【受電盤】高さ2.3m×幅0.8m×奥行き2.2m	
			【フィーダー盤】高さ 2.3m×幅 0.7m×奥行	
			き 2.2m	
				autofiliante Householder

表 4.1.1 試験で用いた電気盤のスペック一覧表(2/4)

種 類	電気盤	試験	で用いた電気盤のスペック	電気盤の概況
C/C	試験体⑥	遮断方式	MCB(配線用遮断器)	
		系統	定格使用電圧:AC460V 定格周波数:50Hz 定格遮断電流:50kA	
		概略寸法	高さ 2.3m×幅 0.60m×奥行き 0.573m	

表 4.1.1 試験で用いた電気盤のスペック一覧表 (3/4)

(非常用ナイーセル発電機に接続される電気盤)					
電気盤の概況					

表 4.1.1 試験で用いた電気盤のスペック一覧表(4/4)

(非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤)

1. 同等性に影響を与える恐れのあるパラメータについて

①非密閉性の程度、②高温ガスの滞留場所、③可燃物及び④アークエネルギーの4つのパラメ ータについて、電気盤選定の同等性に影響を与えるおそれのあるパラメータを整理すると以下の とおりである。よって、②高温ガスの滞留場所、③可燃物に対する電気盤選定の同等性について 検証する。

主要パラメータ	影響の有無	電気盤選定の同等性に関する考察
①非密閉性の程度	無	HEAF 試験の結果や、添付資料-1のとおり、電気 盤は密閉構造ではなく開口部を有する構造であり、 電気盤の開口部や盤内仕切板の変形により高温ガス は電気盤外に抜けることから、電気盤選定の同等性 に影響を与えるおそれはない。 なお、M/C (DG) 試験に用いる電気盤は、先行 M/C 試験で用いた電気盤と同様の構造であることから密 閉構造ではなく開口部を有する。したがって、M/C (DG) 試験と先行 M/C 試験では、ピーク圧力に違 いはあるものの同様の波形形状を示しており開口部 から高温ガスが電気盤外に抜けている。このことよ り先行 M/C 試験と同様であり電気盤選定の同等性に 影響を与えるおそれはない。 試験結果を比較するとピーク圧力に差がみられるこ とについては、M/C (DG) 試験の方が電流値の試験 条件が小さくアークパワーに差があるためである。 詳細は、添付資料 1 参照。 ・M/C (DG) 試験:ピーク圧力 2.98kPa ・先行 M/C 試験:ピーク圧力 62.5kPa 更に、規格類 (JEM-1425 等) に基づき、遮断器、母 線、ケーブルをそれぞれ区分したコンパートメント に収納する構造となっている。また、JEM-1425 に は換気に対する規定もありコンパートメント構造と いうものの開口部があってもいいとされていること から、換気のための開口や隙間は存在する。

表 4.1.2 同等性に影響を与える恐れのあるパラメータの整理

②高温ガスの滞留場所	有	HEAF 試験の結果や、添付資料-1 のとおり、盤の 構造等により電気盤選定の同等性に影響を与える恐 れがある。 また、アーク放電の発生方法については、審査ガイド 2.5 章に沿って、遮断器の受電側及び配電側で銅線を ワイヤリングすることによって HEAF 試験を実施し ている。 なお、M/C(DG)試験に用いた電気盤は、先行 M/C 試 験で用いた電気盤と同様の構造である。
③可燃物	有	HEAF 試験の結果や、添付資料-1 のとおり、高温 ガスの滞留場所の可燃物が主要な燃焼物となってい ることから、可燃物の種類の差異により電気盤選定 の同等性に影響を与える恐れがある。 なお、M/C(DG)試験に用いた電気盤は、先行 M/C 試 験で用いた電気盤と同様の構造である。
④アークエネルギー	無	アークエネルギーについては、審査ガイド 2.6 章に 沿って、アーク放電の継続時間を段階的に変化させ て HEAF 試験を実施しているものである。このパラ メータは、同等性を有する電気盤に対する試験条件 であることから、電気盤選定の同等性に影響をあた えるおそれはない。

②高温ガスの滞留場所に対する同等性

高温ガスの滞留場所は、電気盤の構造及び盤サイズに左右される。盤サイズについては、定格 電圧が決まれば、概略の盤サイズが決定されることを踏まえ、実機と同等の盤構造及び定格電圧 の電気盤を試験体として選定した。

a. M∕C

実機の盤については、JEM-1425(日本電機工業会規格 金属閉鎖形スイッチギヤ及びコント ロールギヤ)に基づき製造されており、盤構造は「分類」のうちメタルクラッド形スイッチギ ヤ(遮断器、母線、ケーブルをそれぞれ区分したコンパートメントに収納する構造)を採用し ている。また、定格電圧は、「定格」のうち 7.2kV を採用している。さらに、「設計及び構造」 の要求事項を満足するような構造となるように設計している。(表 4.1.3 参照)

また、実機の遮断器については、JEC-2300(電気学会 電気規格調査会標準規格 交流遮断器)に基づき製造されており、定格電圧は「定格」のうち 7.2kV を採用し、「一般構造」の要求 事項を満足する設計としている。(表 4.1.4 参照) このため、試験体についても JEM-1425 及び JEC-2300 に基づき製造され、盤構造がメタル クラッド型スイッチギヤとなっており、定格電圧が 7.2kV の電気盤を採用した。

表 4.1.11 に示すとおり、実機及び試験体の盤構造は、遮断器、母線、ケーブルをそれぞれ区 分したコンパートメントに収納する構造となっており、盤サイズも同等となっている。

なお、M/C (DG) 試験の試験体についても前述と同様に JEM-1425 及び JEC-2300 に基づき製造されたものであることから同等である。

また、コンパートメントに収納する構造であることから、隣接した盤からのアーク放電の影響を受けにくい構造となっている。

	JEM-1425 の主要な項目	比較・評価
4.分類	・メタルクラッド形スイッチギヤ	実機、試験体の電気盤ともに、メタ
	・コンパートメント形スイッチギヤ	ルクラッド形スイッチギヤを使用
	・キュービクル形スイッチギヤ	している
6.定格	定格電圧	実機、試験体の電気盤ともに、7.2kV
	3.6kV、7.2kV、12kV、17.5kV、24kV、	の定格電圧である
	36kV	
7.設計及び	スイッチギヤは、平常運転及び保守点検作	実機、試験体の電気盤ともに、本要
構造	業が安全にできるように設計されていな	求に基づき設計されている。
	ければならない。(以下略)	

表 4.1.3 JEM-1425 における試験体と実機の電気盤との比較・評価

表 4.1.4 JEC-2300 における試験体、実機の電気盤との比較・評価

	JEC-2300 の主要な項目	比較・評価
4.定格	4.2 定格電圧 3.6kV、7.2kV、12kV、	実機、試験体の電気盤ともに、7.2kV
	$24kV, 36kV, 72kV, 84kV, 120kV \cdot \cdot \cdot$	の定格電圧である。
5.動作責務	5.5 一般構造 5.5.1 遮断器の構造は、	実機、試験体の電気盤ともに、本要
と構造	電気的および機械的に十分な耐久性を有	求に基づき設計された構造となっ
	し、操作は円滑確実で衝撃が少なく、保守	ている。
	点検は、安全かつ容易にできるよう、製作	
	されなければならない。(以下略)	

b. P∕C

実機の盤については、JEM-1265(日本電機工業会規格 低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコ ントロールギヤ)に基づき製造されており、盤構造は、「低圧スイッチギヤの形」のうち、接地 された金属閉鎖箱内に装置が一括して収納された構造(以下、「金属閉鎖形構造」という。)を 採用している。また、定格電圧は、「定格」のうち 600V を採用している。さらに、「閉鎖箱」の 要求事項を満足するような構造となるように設計している。(表 4.1.5 参照) また、実機の遮断器については、JEC-160(電気学会 電気規格調査会標準規格 交流遮断器)に基づき製造されており、定格絶縁電圧は「定格」のうち 600V を採用し、「構造及び性能」の要求事項を満足する設計としている。(表 4.1.6 参照)

このため、試験体についても、JEM-1265 及び JEC-160 に基づき製造され、盤構造が金属閉 鎖形構造となっており、定格絶縁電圧が 600V の電気盤を採用した。

表 4.1.11 に示すとおり、実機及び試験体の盤構造は、金属閉鎖形構造となっており、盤サイズも同等となっている。

	JEM-1265 の主要な項目	比較・評価
5.定格	定格絶縁電圧	実機、試験体の電気盤ともに、600V
	250V、500V、600V	の定格絶縁電圧である。
6.9 低圧スイ	接地された金属閉鎖箱内に装置が一括し	実機、試験体の電気盤ともに、接地
ッチギヤの	て収納されているもの。	された金属閉鎖箱内に装置が一括
形		して収納されている。
6.5 閉鎖箱	閉鎖箱は、金属製とする。(略)低圧スイ	実機、試験体の電気盤ともに、本要
	ッチギヤは、通常の使用状態で起こり得る	求に基づき設計された構造となっ
	機械的、電気的及び熱的応力に耐え、同時	ている。
	に温度変化にも耐え得る材料だけで構成	
	しなければならない。(以下略)	

表 4.1.5 JEM-1265 における試験体と実機の電気盤との比較・評価

表 4.1.6 JEC-160 における試験体、実機の電気盤との比較・評価

JEC-160 の主要な項目		比較・評価
4.定格	定格絶縁電圧	実機、試験体の電気盤ともに、600V
	600V	の定格絶縁電圧である。
6.構造及び	6.1 構造 6.1.1 構造一般	実機、試験体の電気盤ともに、本要
性能	遮断器は、良質の材料を用いて丈夫に作ら	求に基づき設計されている。
	れ、操作は安全・円滑・確実で、保守点検	
	は安全・容易にでき、取替えを必要とする	
	部品は互換性を有し、できるだけ簡単に取	
	替えられなければならない。(以下略)	

c. $C \swarrow C$

実機については、JEM-1195(日本電機工業会規格 コントロールセンタ)に基づき製造され ており、C/Cとは、「主回路開閉器・保護装置及び監視・制御器具などを単位回路ごとにまと めた単位装置を、閉鎖した外箱に集合的に組み込んだ装置」と定義されていることから、盤構 造は、JEM-1195に基づき製造されたC/Cであれば同様である。また、定格絶縁電圧は、「定 格」のうち 600V を採用している。さらに、「構造」の要求事項を満足するような構造となるように設計している。(表 4.1.7 参照)

このため、試験体についても、JEM-1195に基づき製造されたC/Cであり、定格絶縁電圧が 600Vの電気盤を採用した。

表 4.1.11 に示すとおり、実機及び試験体の盤構造及び盤サイズは、同等となっている。

表 4.1.7 JEM-1195 における試験体と実機の電気盤との比較・評価

JEM-1195 の主要な項目		比較・評価	
5.定格	定格絶縁電圧	実機、試験体の電気盤ともに、600V	
	250V、600V	の定格絶縁電圧である。	
8.構造	8.1 構造一般	実機、試験体の電気盤ともに、本要	
	a) 外箱は堅ろうな金属製とし、収納機器	求に基づき設計されている。	
	の重量、動作による衝撃などに十分耐える		
	構造でなければならない。(以下略)		

以上のとおり、選定した試験体の高温ガスの滞留場所については、実機に対して同等性を有している。

③可燃物に対する同等性

高温ガスの滞留場所にある可燃物は、主に通電部まわりの絶縁物である。当該箇所に使用される絶縁物の種類は、JEC等^{*1}で規定される耐熱クラスに応じて決定されることから、通電部まわりの絶縁物の耐熱クラスが、実機と同等の電気盤を試験体として選定した。(表 4.1.8~表 4.1.10)

具体的には、実機は耐熱クラス B の絶縁物を使用していることから、M/C 及び P/C について は、耐熱クラス B の絶縁物を使用している電気盤を試験体として採用し、C/C については、保守 的に、実機より最高使用温度が低い耐熱クラス E の絶縁物を使用している電気盤を試験体として 採用した。

このため、選定した試験体の可燃物は、実機に対して同等性を有している。なお、M/C(DG) 試験の試験体も前述と同様に耐熱クラスBの絶縁物を使用しており同等である。

※1:M/CはJEC-2300、P/CはJEC-160、C/CはJEM-1195による。

表 4.1.8 JEC-2300 における試験体、実機の電気盤との比較・評価

JEC-2300 の主要な項目		比較・評価
4.定格	4.4 定格電流 遮断器の定格電流は、定	実機、試験体ともに、主な絶縁物は、
	格電圧および定格周波数のもとに、表4に	耐熱クラスB種が使用されている。
	示す温度上昇の限度および最高許容温度	
	を超えないで、その遮断器に連続して通じ	
	うる電流の限度をいい、表 20 の値を標準	
	とする。	

表 4.1.9 JEC-160 における試験体、実機の電気盤との比較・評価

	JEC-160 の主要な項目	比較・評価
6.構造	6.2.1 温度上昇の限度	実機、試験体ともに、主な絶縁物は、
	7.2.3 に規定する試験方法によって測定さ	耐熱クラスB種が使用されている。
	れた遮断器の各部の温度上昇は、表 5 の	
	値を超えてはいけない。	

表 4.1.10 JEM-1195 における試験体、実機の電気盤との比較・評価

JEM-1195 の主要な項目		比較・評価
5.性能	5.3 温度上昇	実機の主な絶縁物は、耐熱クラスB
	9.5 によって試験したとき、各部の温度上	種であり、試験体は耐熱クラスBよ
	昇は、表 9 に示す値以下でなければなら	りも低い耐熱クラスE種が使用さ
	ない。	れている。

2. まとめ

アーク火災発生の有無は、①非密閉性の程度、②高温ガスの滞留場所、③可燃物及び④アー クエネルギーによるが、試験に用いられる電気盤については、これら4つのパラメータの内、 ②、③が実際に所内で使用されているものとの同等性に影響を与えるおそれがあることから、

②、③の観点で実機と同等の電気盤を試験体として選定した。

このため、試験に用いられる電気盤と実際に所内で使用されているものとは同等性がある。 なお、M/C(DG)試験においても、先行 M/C 試験と同様の考え方で電気盤を選定したもので あることから同等である。 電気盤構造を分類した結果について以下の表に示す。

<i>表 /</i> 1 11	HEAF試驗に値用し	た雷気般及び	実機で値田してい	る電気般構造の分類	(1/10)
1 4.1.11	IILAF 武厥に使用し	/に电刈盆及い	天筬 く 使用 しくい	Q 电XL溢件但の刀短	(1/10)

種 類	電気盤	盤構造
M/C	試験体①	
10	315040	
M/C	試験体(2)	

本資料のうち、枠囲みの内容は、商業機密あるいは防護上の観点から公開できません。
種 類	電気盤	盤構造
M/C	実機①	

表 4.1.11 HEAF 試験に使用した電気盤及び実機で使用している電気盤構造の分類(2/10)

種 類	電気盤	盤構造
P/C	試験体③	
DIG		
P/C	試験14(4)	
本資	資料のうち、	枠囲みの内容は、商業機密あるいは防護上の観点から公開できません。

				/ · · ·
<i>実 /</i> 1 11	HFAF試驗に値田1	を害気般及び実継で値出し	ている害気般構造の分類	(2/10)
11 4.1.11		/に电X/船及し天阪 に区用し		(0/10)

種 類	電気盤	盤構造
P/C	試験体⑤	

表 4.1.11 HEAF 試験に使用した電気盤及び実機で使用している電気盤構造の分類(4/10)

種 類	電気盤	盤構造
P/C	実機①	
P/C	実機②	

表 4.1.11 HEAF 試験に使用した電気盤及び実機で使用している電気盤構造の分類(5/10)

種 類	電気盤	盤構造
C/C	試験体⑥	

表 4.1.11 HEAF 試験に使用した電気盤及び実機で使用している電気盤構造の分類(6/10)

種 類	電気盤	盤構造	
C/C	実機①		
C/C	実機②		

表 4.1.11 HEAF 試験に使用した電気盤及び実機で使用している電気盤構造の分類(7/10)

種 類	電気盤	盤構造
C/C	実機③	

表 4.1.11 HEAF 試験に使用した電気盤及び実機で使用している電気盤構造の分類(8/10)

表 4.1.11	HEAF 試験に使用した電気盤及び 実機で使用している電気盤構造の分類	(9/10)
	(非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤)	

種類	電気盤	盤構造
M/C (DG)	武験体⑦	
		L]

表 4.1.11	HEAF 試験に使用した電気盤及び 実機で使用している電気盤構造の分類	(10/10)
	(非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤)	

種類	電気盤	盤構造
M/C	実機①	
(DG)		

種 類	庶断器	遮断器に使用されている 主な絶縁物	外径図
M/C 詳	∵験体①	耐熱クラス B (不飽和ポリエステル樹脂) > モールドフレーム	
M/C 試	政験体②	耐熱クラス B (エポキシ樹脂) > ブッシング	
M/C	実機①	耐熱クラス B (エポキシ樹脂) > ブッシング	
本資料	料のうち	の、枠囲みの内容は、商業機	&密あるいは防護上の観点から公開できません。

表 4.1.12 試験体と実機の可燃物に対する同等性(1/8)

種 類	遮断器	遮断器に使用されている 主な絶縁物	外径図
M/C	実機②	耐熱クラス B (エポキシ樹脂) > ブッシング	

表 4.1.12 試験体と実機の可燃物に対する同等性(2/8)

種 類	遮断器	遮断器に使用されている 主な絶縁物	外径図
P/C	試験体③	耐熱クラス B (エポキシ樹脂) ▶ アークシュート (不飽和ポリエステル樹脂) ▶ 絶縁ベース	
P/C	試験体④	耐熱クラス B (不飽和ポリエステル樹脂) > モールドベース	

表 4.1.12 試験体と実機の可燃物に対する同等性(3/8)

種 類	遮断器	遮断器に使用されている 主な絶縁物	外径図
P/C	試験体⑤	耐熱クラス B (フェノール樹脂) ▶ 断路部	
P/C	実機①	耐熱クラス B (不飽和ポリエステル樹脂) > モールドフレーム	

表 4.1.12 試験体と実機の可燃物に対する同等性(4/8)

種 類	遮断器	遮断器に使用されている 主な絶縁物	外径図
P/C	実機②	耐熱クラス B (不飽和ポリエステル樹脂) > モールドフレーム	
P/C	実機③	耐熱クラス B (不飽和ポリエステル樹脂) ト モールドフレーム	

表 4.1.12 試験体と実機の可燃物に対する同等性(5/8)

種 類	遮断器	遮断器に使用されている 主な絶縁物	外径図
P/C	実機④	耐熱クラス B (不飽和ポリエステル樹脂) > モールドフレーム	

表 4.1.12 試験体と実機の可燃物に対する同等性(6/8)

種 類	遮断器	遮断器に使用されている 主な絶縁物	外径図
C/C	試験体⑥	耐熱クラス E (変性ポリフェニレンエーテ ル) ▶ 母線絶縁カバー	
C/C	実機①	耐熱クラス B (不飽和ポリエステル樹脂) ▶ 母線絶縁カバー	

表 4.1.12 試験体と実機の可燃物に対する同等性(7/8)

表 4.1.12 試験体と実機の可燃物に対する同等性(8/8)

種類	遮断器	遮断器に使用されている 主な絶縁物	外径図
M/C	試験体⑦	耐熱クラス B (不飽和ポリエステル樹脂) ▶ モールドフレーム	
M/C	実機①	耐熱クラス B (エポキシ樹脂) ▶ ブッシング	
M/C	実機②	耐熱クラス B (エポキシ樹脂) ▶ ブッシング (不飽和ポリエステル樹脂) ▶ モールドフレーム	

(非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤)

4.2 短絡電流の目標値

(審査ガイド抜粋【2.2 短絡電流の目標値】)

HEAF 試験において電気盤にアーク放電を発生させる電流の目標値として、短絡電流値を設定 する必要がある。各電気盤の短絡電流値は、電気系統の設計時に設定されている値を踏まえて、 設定されていることを確認する。(解説-2)

なお、HEAF 試験に用いる電気盤の受電側に印加する電圧については、電気盤の実使用条件で ある定格電圧値を踏まえて、初期の印可電圧を設定していることを確認する。

(解説-2) 一般的な電気盤における短絡電流値の算出方法について

短絡電流値は、評価対象とする電気盤の受電側に接続している変圧器の二次側定格電流と当該 変圧器の短絡インピーダンスによって算出される。

まず、変圧器二次側の定格電流 Ioは、三相短絡容量 W 及び定格電圧 Voから次のように求められる。

 $I_0 = W / (\sqrt{3} \times V_0)$

式(1)

Io: 変圧器二次側の定格電流[A]、W: 三相短絡容量[VA]、Vo: 定格電圧[V]

また、計算上最大の三相の短絡電流 Ib は、短絡インピーダンス Z 及び定格電流 Io から次のよう に求められる。

 $I_b = I_0 \times 100 / Z$

式(2)

Ib:三相の短絡電流[A]、Io:定格電流[A]、Z:短絡インピーダンス[%]

ここで、短絡インピーダンスとは、変圧器の二次側を短絡させた状態で一次側に電圧を印加し、 二次側の電流が定格電流になった時の一次側の電圧と二次側の定格電圧との比を百分率で表した もので、短絡電流の計算に使用されるものである。

HEAF 試験における短絡電流値の目標値は、実機プラントにて使用している電気盤の三相短絡 電流値もしくは、試験に使用する電気盤の定格遮断電流に基づき表 4.2.1 のとおり設定した。 なお、実機プラント全ての短絡電流値について、添付資料-3に示す。

	我 4.2.1 IIDAI PN》天时(C45())	
電気盤	短絡電流目標値	【参考】美浜3号機の短絡電流値
M/C	18.9 kAまたは 40.0 kA	約 21.1 kA~約 25.5 kA
P/C	4 5 .0 kA	約 30.2 kA~約 30.8 kA
C/C	4 5 .0 kA	約 15.4 kA~約 21.6 kA
M/C (D/G)	5kA	約 2.9kA [※]

表 4.2.1 HEAF 試験時における短絡電流の目標値

※:「第3回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合(2018年10月15日)」での試験 条件設定の考え方詳細(補6)に示す通り、M/C(DG)試験については、低電流が長時間流れ る領域である初期ピーク後の低電流・長時間電流領域を短絡電流値とする。 また、HEAF 試験における初期の印可電圧は、美浜3号機、高浜1,2号機において使用している電気盤の定格電圧値を踏まえて表4.2.2のとおり設定した。

電気盤	試験初期の印可電圧	【参考】美浜3号機、高浜 1,2号機の電気盤の定格電圧
M/C	6.9kV または 8.0kV	$6.9 \mathrm{kV}$
P/C	$504\mathrm{V}$	460V
C/C	$504\mathrm{V}$	440V
M/C (D/G)	$6.9 \mathrm{kV}$	$6.9 \mathrm{kV}$

表 4.2.2 HEAF 試験時における試験初期の印可電圧

なお、アーク火災発生の有無は、電流及び電圧の積をアーク放電の継続時間で積分して算出さ れるアークエネルギーの値に依存しており(「4.アーク火災発生の評価」参照)、短絡電流値及 び印可電圧の実機との違いは、試験結果に影響を及ぼすものではない。

4.3 HEAF 試験に用いる電気回路



HEAF 試験に用いる電気回路は、短絡発電機、主遮断器、投入器、限流リアクトル、計器用変 圧器、変流器等で構成されており、審査ガイドに示されているものと同等であるといえる。メタ クラ、パワーセンタ、コントロールセンタそれぞれについて電気回路を以下に示す。



図 4.3.2 パワーセンタ回路



サージ吸収用コンテンサ

図 4.3.3 コントロールセンタ試験回路





(非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤)

4.4 測定項目

(審査ガイド抜粋【2.4 測定項目】)

HEAF 試験において電圧電流波形が測定されていることを確認する。具体的な測定項目、測定目的及び測定方法を表1に示す。(参考-1)

志 1	HEAF	試験の測	常項目徑.
1.	T L V L M	11~NQ/C Y Z 13 (1	八口:只「」「丁」

測定項日	測定日的	測定方法
電圧電流波形	アークパワー及びアークエネ ルギーを計算する。	電圧及び電流の波形を記録する。

(参考-1) その他の測定項目

本ガイドの適用範囲である、遮断器の遮断時間の設計に用いるものではないが、HEAF 試験にお いて、火災の影響と同時に爆発の影響も評価する場合には、表1の測定項目のほか、HEAF を詳 細に把握するため、電気盤周囲の熱流束(NUREG/CR-685011に規定される ZOI12(電気盤の上 部では1.5m、前面及び側面では0.9m 離れた位置(付録 B 参照))の境界線上を含む複数箇所に 熱流束計を設置して測定する。)、電気盤内圧力、電極の損耗量(例えば、電極の重量減)、衝撃波 (例えば、電気盤内の圧力及び電気盤外の音圧)、電磁力、電気盤内温度、赤外線カメラや高速度 カメラによる動画等のデータも同時に取得していることが望ましい。

HEAF 試験時の測定項目を表 4.4.1 に示す。試験では、「4.3 HEAF 試験に用いる電気回路」に示す変流器(CT)又は分流器(Sh)により電流波形を、計器用変圧器(VT2)により電圧波形を測定した。

なお、審査ガイドの「(参考-1) その他の測定項目」に記載されている電気盤周囲の熱流束及 び電気盤内圧力の測定ならびに高速度カメラによる動画撮影等についても実施した。

電気盤	測定項目										
M/C	電圧波形、電流波形、電気盤内圧力、高速度カメラによる動画撮影										
D/C	電圧波形、電流波形、電気盤内圧力、電気盤周囲の熱流束、										
P/C	高速度カメラによる動画撮影										
	電圧波形、電流波形、電気盤内圧力、電気盤周囲の熱流束、										
C/C	高速度カメラによる動画撮影										
M/C	電圧波形、電流波形、電気盤内圧力、電気盤周囲の熱流束、										
(D/G)	高速度カメラによる動画撮影										

表 4.4.1 HEAF 試験時の測定項目

4.5 アーク放電の発生方法

(審査ガイド抜粋【2.5 アーク放電の発生方法】) アーク放電を発生させる試験が、電気盤の遮断器の受電側及び配電側で実施されていることを 確認する。アーク放電は、IEEE C37.20.7-2007 等に基づき、母線に導電性針金をワイヤリングし た後、2.2から2.4の試験条件で大電流を流し三相短絡させて発生させていることを確認す る。

電気盤の遮断器の受電側及び配電側でアーク放電を発生させて試験を実施している。(図 4.5.1 ~図 4.5.4 参照)なお、C/Cについては、遮断器の配電側でアーク放電を発生させた場合、当該 遮断器によって 0.1 秒以下で遮断され、審査ガイドに基づき適切に HEAF 対策ができているもの と判断されることから、配電側でアーク放電を発生させて試験は実施していない。



図 4.5.1 遮断器の短絡箇所(M/C試験時)



図 4.5.2 遮断器の短絡箇所 (P/C試験時)



図 4.5.3 遮断器の短絡箇所(C/C試験時)



図 4.5.4 遮断器の短絡箇所(M/C(D/G)試験時) (非常用発電機に接続される電気盤)

ワイヤリングは、直径 0.5mm の銅線(M/C:1本撚り、P/C、C/C:8本)を張り、試験電流を 通電することで溶断発弧させた。銅線の選定は以下の国際規格を参考に決定した。

• M/C • • • JEM1425(2011)、IEC62271-200(2011)

• P/C、C/C••• IEC /TR61641(2008)



発弧線の設置状況(遮断器2次側端子)

・IEEE C37.20.7-2007 の抜粋

5.3 Arc initiation

For equipment defined by IEEE Std C37.20.1-2002: The arc shall be initiated by means of a metal wire 2.6 mm in diameter or 10 AWG.

For equipment defined by IEEE Std C37.20.2-1999 and IEEE Std C37.20.3-2001: The arc shall be initiated by means of a metal wire 0.5 mm in diameter or 24 AWG.

IEEE C37.20.1-2002(Low-voltage switchgear AC254V~635V)で定義されている装置に関して、アークは直径 2.6mm または 10AWG の金属線によって発弧されなければならない。

IEEE C37.20.2-1999(metal-clad switchgear AC5kV~35kV)で定義されている装置に関して、 アークは直径 0.5mm または 24AWG の金属線によって発弧されなければならない。

・JEM1425(2011)の抜粋

アークは、直径約0.5mmの金属線によって相間(相分割導体の場合は、一相と接地との間)で点 弧することが望ましい。

・IEC62271-200(2011)の抜粋

The arc shall be initiated between all the phases under test by means of a metal wire of about 0.5mm in diameter...

(アークは、直径約0.5mmの金属線によって試験対象となる全ての相間で点弧するものとする。)

・IEC /TR61641(2008)の抜粋

The arc is initiated between the phases without connection to earth by means of a bare copper ignition wire connecting the adjacent conductors across the shortest distance, and connected to three phases.

(裸銅線によって隣接導体を最短距離で接続することにより、接地されていない相間にアークを 点弧させる。)

With regard to the test current, the sizes of the copper ignition wire given in Table1 should be used.

(試験電流に関しては、表1に示される銅線のサイズを使用すべき。)

Test current (rms value)	Wire size
kA	mm^2
≤ 25	0.75
$>25 \leq 40$	1.0
>40	1.5

Table1 – Sizes of the copper ignition wire without current limiting protection device

(※P/Cの試験電流は 45kA なので、銅線の太さは 1.5mm²となる。直径 0.5mm の銅線を使用した場合、1.5mm²を確保するために 8 本撚りとしている。($0.5 \times 0.5 \times \pi \div 4 \times 8 \Rightarrow = 1.57$ mm²))

4.6 アーク放電の継続時間

(審査ガイド抜粋【2.6 アーク放電の継続時間】) アーク放電の継続時間を設定する際には、所内で実際に使用している継電器の設定時間を踏 まえ、目標とするアークエネルギーの値が得られるよう、設定されていることを確認する。また、 HEAF 試験により得られた電圧電流波形から、アーク放電の継続時間を求めていることを確認す る。

HEAF 試験の実施にあたり、美浜3号機、高浜1,2号機の保護継電器動作時間を踏まえ、実機で発生し得るアークエネルギーの最大値(目標とするアークエネルギーの値)が得られるよう、 必要な試験条件を表 4.6.1 に整理した。

種類	電気盤	試験初期の 印可電圧	試験初期の 印可電流	目標とする アークエネルギー	【参考】 電中研 試験番号
M/C	耐震盤	8.0kV	40.0kA	24.72MJ	5-3
P/C	耐震盤	504V	45.0kA	$15.68 \mathrm{MJ}$	7-5
C/C	非耐震盤	504V	45.0kA	$3.74 \mathrm{MJ}$	10-3
M/C (D/G)	非耐震盤	6.9kV	5kA	8.88MJ	9-2

表 4.6.1 アークエネルギーしきい値設定に必要な HEAF 試験条件一覧表

各試験で得られた電圧電流波形からアーク放電の継続時間を求め、表 4.6.1 において目標とするアークエネルギーが得られていることを確認した。

4.7 HEAF 試験の実施

(審査ガイド抜粋【2.7 HEAF 試験の実施】)

HEAF 試験は2.1 で選定した電気盤を用いて実施されていることを確認する。初期の電圧及 び電流値として2.2 で設定した値が用いられていることを確認する。また、HEAF 試験時の電 圧及び電流値は電気盤よりも受電側で測定されていることを確認する。アーク放電の継続時間を 変化させ、アーク火災が発生する場合としない場合の、それぞれのアーク放電の継続時間が得ら れていることを確認する。

HEAF 試験は、「4.1 電気盤の選定」にて選定した電気盤に対して、「4.2 短絡電流の目標値」で 設定した初期印可電圧及び電流を用いて実施した。

また、試験時の初期の電圧及び電流値は、「4.3 HEAF 試験に用いる電気回路」の図 4.3.1~図 4.3.4 に示すとおり、HEAF 試験時の電圧及び電流値は、電気盤よりも受電側の電圧計(図中の VT2) 及び電流計(図中の CT 又は Sh) で測定している。

試験では、保護継電器の動作時間を段階的に調整し、各試験で得られた電圧電流波形から、3 相短絡が継続している時間をアーク放電の継続時間(t₁)として求め、同時にアーク火災発生有 無についても確認した。

HEAF 試験結果は表 4.7.1 に示す通り、M/C、P/C、C/C 及び M/C(D/G) に対して、アーク火 災が発生する場合としない場合のアーク放電継続時間が得られており、電圧電流波形についても 図 4.7.1~図 4.7.4 のとおり採取している。

種類	電気盤	試験初 期の印 可電圧	試験初 期の印 可電流	アーク続時間設定値	改電の継 (sec) 実測値	アークエ ネルギー (MJ)	アーク火災 有無	 目標とするアー クエネルギー (美浜3号機、高 浜1,2号機の最 大値)(MJ) 	【参考】 電中研 試験番号
M/C	試験体	6.9kV	18.9 kA	0.1	0.103	3.09	無	22.90	1-1
	1			0.3	0.302	8.17	無		1-2
				0.5	0.527	12.9	無		2-1
				0.5	0.526	10.4	無		2-2
				1.0	1.23	24.7	無		3-1
				1.0	1.23	20.3	無		3-2
				1.0	1.23	27.6	有		3-3
				2.0	2.18	41.8	有		3-4
				2.0	2.39	44.6	有		4-1
				1.0	1.23	17.7	無		4-2
	試験体	8.0 kV	40.0 kA	0.2	0.22	12.8	無		5-1
	2			0.2	0.21	8.68	無		5-2
				0.6	0.63	25.3	無		5-3
P/C	試験体	504V	45kA	0.2	0.20	2.49	無	17.32	6-1
	3			0.5	0.51	6.34	無		6-2
				1.5	1.53	19.8	有		6-3
				1.0	0.18	2.91	無		6-4
	試験体			1.3	0.43	5.76	無		7-1
	4			1.3	0.06	0.88	無		7-2
				1.3	0.02	0.34	無		7-3
				1.3	1.32	18.5	無		7-4
				1.4	1.43	18.9	無		7-5
	試験体			1.3	1.32	17.4	無		8-1
	5			1.3	1.32	17.3	無		8-2
				1.4	1.44	18.7	無		8-3
C/C	試験体	504V	45kA	0.1	0.064	0.9	無	1.64	10-1
	6			0.5	0.522	7.56	有		10-2
				0.3	0.319	4.49	無		10-3
				0.21	0.066	1.02	無		11-1
				0.28	0.153	2.24	無		11-2
				0.28	0.052	0.80	無		11-3
				0.28	0.281	3.94	無		11-4
	:火	災が発生し	た最小のア	- ークエネル	レギー		· :火災が発生		アークエネルギー

表 4.7.1	HEAF 試験条件及び試験結果	(1/2)
		· ,

種類	電気盤	試験初 期の印 可電圧	試験初 期の印 可電流	 アーク放電の継 続時間 (sec) 設定値 実測値 		アークエ ネルギー (MJ)	アーク火災 有無	 目標とするアー クエネルギー (美浜3号機、高 浜1,2号機の最 大値)(MJ) 	【参考】 電中研 試験番号
M/C	試験体	6.9kV	5 kA	2.65	2.69	14.7	無	6.35	9-1
(DG)	$\overline{\mathcal{O}}$			3.00	3.05	16.6	無		9-2
				6.10	6.27	32.3	有		9-3

表 4.7.1 HEAF 試験条件及び試験結果(2/2)

(非常用ディ	ーゼル発電機に接続	きされる	雷気盤)
--------	-----------	------	------

: 火災が発生した最小のアークエネルギー

: 火災が発生しない最大のアークエネルギー





=1,430ms



図 4.7.3 HEAF 試験時の電圧・電流波形 (C/C)





4.8 アークエネルギーの計算

(審査ガイド抜粋【2.8 アークエネルギーの計算】)

HEAF 試験におけるアークエネルギー (J) は、アークパワー (W) をアーク放電の継続時間 (s) で積分した値としていることを確認する。

HEAF 試験におけるアークエネルギーは、アークパワーをアーク放電の継続時間で積分した値 としており、以下の式にて算出している。

$$E_1 = \int_0^{t_1} W_1 \mathrm{dt}$$

 E_1 : 三相のアークエネルギー W_1 : アークパワー t_1 : アーク放電の継続時間

しきい値の決定に係る HEAF 試験のアークパワー、アークエネルギーの算出結果 (M/C、P/C、 C/C、M/C (DG))を表 4.8.1~表 4.8.4 に示す。

表 4.8.1	電力中央研究所 HEAF 試験結果	(M/C の一例)
---------	-------------------	-----------

	1	11000				武殿電流	Č			= 1.		2	的部正力			
試驗 香号	発弧 箇所	試験 第二 ³ (kV)	相別	景大 波高値 (kA)	初期 3半端 実刻値 (kA)	员終 実効値 (kA)	AC成分 の時間 積分値 (kA+s)	-投入 位相 ⁻² (dog)	通宣 時间 (s)	取入 アーカ パワ・ (MW)	卡アーク エネルキ (MeD	測定 箇所	城入傾 (kPa)	创達 時間 ³⁾ (ms)	莅模状况	
			R	86.6	42.0	35.6	7.23	318							 ・天板一部へれ (M10ボント3箇所破断) ・雪面尾間点 	
5-1	整1上段 VCB二次 個端子 [→]	8.2 <mark>5</mark>	s	74.9	42.8	36.2	7.69	267	0.22	157	12.8	盤1ト 殿ケープ ジ室	89.3	9.0	(M16ボルト2箇所役断) ・側板変形	
	1991-042		т	75.9	41,6	36.3	7.70	267							 ・母原室とVCB室の生動的板 2枚外れ。 ・満売継続モデ 	
	±561175-1	8.21	R	94.1	41.9	85,3	7,18	318		84.9	8.68	盤1下 後ケッ [*] <i>が</i> 室			 ・天板変形 (M10ボルト破新無) ・ボーマロサキ 	
52	WCB家内 カーベール第20		s	77.7	42.9	36.7	7.35	267	0.21				58.9	8.6	・工商下扉変形 ・工商下扉変形	
	7 - 57 12 EF		Ţ	78.8	42.2	36.4	7.74	267							2枚変形 - 法带继续下回。	
	and the second		R	94.0	42.2	29.4	19.0	318				Million I			 、天板変形 (M10ボルト2箇所破断) 	
ō-8	盤J下段 VCB室内 A-Strage	8.23	s	76.3	<mark>4</mark> 2,7	30.9	19.3	266	0.63	87.4	25.3	盤DE 段VCB	62,5	14,5	・行血歴開放法 ・工面下扉変形 ・15線などWCB Good 初知症	
	ターミリル·部: 65		т	80.3	42.0	30.1	19.7	266				3.773			1957年2010日至1971年1997後 2枚変形 ・激売継続に、*	

耐震/高圧電源盤・内部アーク試験結果詳細データー覧

毎 考
① 発電機需圧(5)換算した値(参考値)
2) 発電機電圧(5)で利)を基準とした位相角
3) 内部圧力上昇値が、近電開始から最大値に定するまでの時間(100比のコーパスフィルターを適用)
④ 全ての VCB 投入状態
5) 盤 I 上段 VCB を除く他の VCB 没入状態
6) 盤 J 下段 VCB のみ VCB 投入状態(線120転の両の局線を切断)

		(
表 4 8 2	電力中央研究所 HEAF 試驗結果	(P/C の一例)
JC 1.0.1		(1) ** (1)

非耐震/高岳製作所製 低圧電気盤の試験結果詳細データ一覧(2/2)

	試發 発弧 番号 篋所			2	<i>27</i>	試験電影	1		1.4.675				哪里力		
試讀 番号		式数 電圧 ¹⁵ (V)	相別	最大 波高値 (kA)	初期 3 半端 実刻値 (kA)	最終 実効値 (kA)	AC 成分 の時間 積分値 (kA・s)	投人 位相 ³⁾ (deg)	通管 時間 (s)	ヨ之人 コーク パワー (MW)	全パーク ユネルギ (MJ)	測定 箇所	最大位 (kPa)	到注 時間 ^的 (ms)	破損状況
	7-4 7-4 7-4 7-4 7-4 7-4 8 7-4 8 7-4 8 7-4 8 7-4 8 7-4 7-4 9 8 7-4 9 7-4 9 8 7-4 9 8 7-4 9 8 7-4 9 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8		R	60.2	37.3	24.5	38.4	133		1,32 25,3 1	25,3 18,5	フィーダ 盤O 下型	5		・惑媒維結せず
7-4		504	S	60,8	38.0	30,9	41,9	87	1,32				1,68	4,71	 ・整Oと盤Mの下段ACB をの裏側の一次側端子 がアークにより約時
			Т	51.1	29.0	28.9	32,6	87							
	フィーダ整P	504	R	62.2	38.7	32.8	43.7	133		20.3		77-4			 ・然焼継続せず ・燃せの上,主,下換 ACB 案の車側の一次側場子
7-5	上按 ACB 案内		S	65.6	38.2	37.3	46.5	89	1.43		18.9	橋 P 1.	1.27	4.04	
	一次供脑子 5		Т	47.3	31.3	25.6	35.5	89				TE T			がアークにより巡断
信 考 1) 発 3) 内 4)ン	電機電圧より換 部圧力上昇値が 在一多際 O 下段	算した作 く 通電 ACBと	(参考 開始か) 受電盤	値) 5最大値(- M 世段 /	2) 発電数 こ達するま ACB 投入	表電ご (S- :での時間 : フィーダ	T相)を基準 [(100Hzの) 瘤 O L・1	神じた位 ローバス 「段 ACB	(相角 フィルタ と受事)	「一を」適用 約 M 下見	i) ∉ACB ∜i	tk	河城) 武殿 武政	菜施日、 7-4:201 7-5:201	温度、湿度 7/8/8、32℃、54% 7/8/10、30℃、64%

□ う
 □) 第電機電圧より発気した((参考価)
 2) 第電機電圧(S-T 相)を基準とした位相省
 3) 内部圧力上昇値が、通電制始めら最大値に適するまでの時間(100Hz 20ローパスフィルターを適用)
 4) フィーダ盤 O 下段 ACB と受電盤 M 単葉 ACB 投入、フィーダ盤 O 上・上段 ACB と受電盤 M 下段 ACB 開放
 5) フィーダ幣 P 上段 ACB と受電盤 M 単段 ACB 投入、フィーダ幣 P 中・下段 ACB と受電数 M 下段 ACB 開放

表 4.8.3 電力中央研究所 HEAF 試験結果 (C/C の一例) 試験結果詳細データー覧(1/2)

温度:34~40 °C、湿度:50~58 %

						計設定	流		10	로누		5	内部庄力	1	
試験 皆号	発弧 箇所	試験 冠圧 ¹⁾ 相別 (V)		最大 波高値 (kA)	初期 3 半端 実効値 (kA)	最終 実効値 (kA)	AC 成分の 時間積分値 (kA*s)	投入 位相 ^中 (deg)	通電 時間 (s)	ACA アーオ パワー (MW)	<u>全アーク</u> ニネルキ (MJ)	測定 箇所	最大値 (kPa)	jj達 時間の (ms)	備考
	43- T		R	47.4	29.0	14.1	1.55	143							+0.06 \$*で消弭 - 工商上設商民公開設
10-1	2段日	507	s	54.6	30.9	15.0	1.66	84	0.06	30,3	0.90	盤又	26.0	3.10	・ 大災の発生なし ・ 2 聖日 MCCP - 沙(細)
	MCCB 一次创		Т	42.5	26.1	9.38	1.37	81				JEL (H)			- ジルが密断し、5 没目 MCCB 一次側が溶損
	34 V	515	R	53,2	23,9	21,4	11.19	128							・正面と背面扉が開放 ・水災の発生なり
	7段目		s	62,8	23,7	20,6	10,61	69				城 Y			・通電開始から7分10秒
10-2	MCCB ユニット と母線の接続 箇所		т	50,3	21,6	20,8	10,22	69	0.52	28.0	7.56	iE 🖬	19.5	2.42	で消火 ・1-7 段日 MCCB 一次側 ケーブルが溶断 ・通信母線の下部が溶析
	盤Z		R	42.8	21.0	23.7	6.46	140							・正面と背面扉が開放
10-3	4 EZ □ MCCB == ab	515	8	42.0	24.5	21.0	6.29	82	0.32	23.1	4.49	盤Z	16.7	2.82	 ・ (人気の発生なし) ・ 4 段目 MCCB 一次側ケー
	MULB		т	37,3	21,6	23,5	5.93	82				IF. 🖿			ーブルが溶断 ・垂直母線の下部が溶損

侂 考

1)発電機電圧より換算した値(参考値)

1) 発電機制により扱気にと加く塗り血)
 2) 発電機範により扱気にと加く塗り点
 2) 発電機範により扱気にと加く塗り点
 2) 発電機範になど
 4) 統職皆方し其値が、第一和の高電開始から長大幅に塗するまでの時間(500 Hz のローハスワスルターを減用)
 4) 試験皆号 10-1 で使用した盤 2 を清掃し、相関および対進間の絶縁性能を回復させた。なお、5 段目の MCCB ユニットと得線を接続する部品については、確実に絶縁回復させるために取り外した。

表 4.8.4 電力中央研究所 HEAF 試験結果(M/C(D/G)の一例)

(非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤)

試験結果詳細データー覧

温度:20~23℃、湿度:78~84%

武歌 番号	56到6 45百译	記録 電圧 ⁽⁾ (kV)	∤ F.я.	試験電流					튰ᅮ		沟和力		_		
				最大 波高値 (KA)	初期 3 半端 実刻伯 (kA)	最終 以須住 (kA)	AC)成分の 「示問)行分値 (kA+s)	拉入 位相 ²⁰ (deg)	通望 時間 (s)	нс.К 77 .//7- (MW)	イヤアーク エネジオ (MJ)	測定 箇所	版六 住 (kPa)	受達 時間 ⁽³⁾ (ms)	花掘地況
9-1	フィーダ幣 V 「売 VCB 空内	6.96	R	11.7	6.82	4.32	12.54	164	2.69	17.2	14.7	マノーダ 警 V 上段 正面	4.24	8.33	→夾隻の発生なし ・発気管所の VCB 宅法 外に損傷なし
			S	10.2	6.77	3.95	12.43	93							
	二次侧端子 ⁿ		Т	10.8	6.62	3.88	12.11	93							
9-3	フィーダ盤 W 上没 VCB 南内 二次側端子の	6.97	ĸ	11.6	7.02	4.16	13,98	164	3.05	14.9	16-6	ンノーダ 盤W 上段 正面	3.98	8.24	 火災の増生なし 予想価値所の VCB 回見 外に損傷なし
			8	10.3	6.7 9	4.16	13,87	91							
			τ	10.7	6.63	3.75	13.34	91							
9-3	- 役芭鳌 U 下海 - VCB 室内 二次側端子 ⁴	6.9 6	R	11.7	6.84	3.31	24.17	163	6,27	14.4	32.3	☆電 盤 U 正面	2,70	6,41	 火災の為生あり 洗験開始から44分で 満次評動開始。 VCB本上母純末間の パンツがわめ添結 5条の溶損なし
			s	9,91	6.79	2.83	24.05	95							
			'n	11,1	6.66	7,85	22,67	95							

宜 考

定 そ。 1) 発電機電圧より換算した値(参考(1) 2) 発電機電圧(S-T 41 を廃除たした位相角 3) 内部正力上見値が、手相の活車値を訪ら長大値に進せなまでの時間(3001k のいーバスフィックーな適用) 4) フィーダ盤 V 上段 VCB と愛管盤 U 下波 VCB 投入、フィーダ盤 V 下段が路器を開放 5) フィーダ盤 W 上段 VCB と愛管盤 U 、没 VCB 投入、フィーダ盤 W ト段 VCBを開放 6) 変電監 U ド環 VCB 技人、変電歴 Uとフィーダ盤 W の接続環境をフィーダ度 W 側においてまが

5. アーク火災発生の評価

5.1 アーク火災発生の評価の概要

電気盤においてアーク火災が発生する場合には、アーク放電発生の数十秒から数分後に目視 により確認できる。また、電気盤周囲の熱流束を測定することによってもアーク火災の発生を 確認できる。

アーク火災発生の有無とアークエネルギーの関係を評価することにより、アーク火災が発生 する場合の電気盤固有のアークエネルギーのしきい値を求めることができる。

5.2 評価に用いる必要なデータ

(審査ガイド抜粋【3.2 評価に用いる必要なデータ】)

アーク火災評価には、アークエネルギー[J]及びアーク放電の継続時間[s]を用いる。なお、これらのデータについては、信頼性のある試験(事業者自らが直接行った試験に限らない。) に基づくものであることを確認すること。(解説-1)

HEAF 試験は、電力中央研究所に委託して実施しており、試験を実施した大電力試験所は、 ISO/IEC17025 (JIS Q 17025) (校正機関および試験所能力に関する一般要求事項)に適合する試験 所として、公益財団法人 日本適合性認定協会から「試験所認定」を取得していることから、評 価に用いたデータは、信頼性のある試験に基づくものである。

【参考】電力中央研究所ホームページより抜粋(https://criepi.denken.or.jp/jp/hptl/quality.html)

R 電 力技術	力中央 标研究所	研究所 大電力試験	東所			最終更新日 2018	年5月28日
トップ	品質方針	試験業務	試験設備	組織	アクセス	パンフレット	English
Q	トップマ	マネジメン	トによる	品質方	針と目標		
「常 いては が発行 に, 遅 大電	に信頼性の高 社会の発展(する 『試験) 町に必要な! 力試験所の約	高い試験結果を に寄与する」たと 所及び校正機関 経営資源の適正 経営管理に当た・	提供することは め、『 JIS Q 認定基準』 に 化を図ること っては、この話	こより,依 17025』 こ適合した を,品質7 品質方針の	頼者の満足を および公益 試験所シスラ 5針とする。 もと、下記を	2得るとともに,電 対団法人 日本適合 □ムを構築・運用す 2目標とする。	該事業,引 性認定協会 するととも
1. 品	質目標を適切	に設定し,品質	確保に努める。				
2. 大	電力試験所の	全ての職員に,	品質方針を周知	印励行させ	3.		
3. 大 る	電力試験所の 。	全ての職員が,	品質規程に精	重し, かつ	,方針および	手順を遵守して業	務を遂行す
4. マ	ネジメントシ	ステムの構築お	はび実施,ない	うびに継続	的改善に万全	を期す。	
5. マ	ネジメントシ	ステムの適切性	および有効性な	を確認する	ため,毎年1	回,見直しを行う	0
6. 大 守	電力試験所の し,開連業務)全ての職員も, を遂行する。	横須賀運営セン	ンター環境	マネジメント	システムの『環境	方針』 を遵
						一般財団法人 電力	力中央研究所

電力技術研究所長

5.3 アーク火災が発生しないアークエネルギーのしきい値に係る評価

(審査ガイド抜粋【3.3 アーク火災が発生しないアークエネルギーのしきい値に係る評価】) 電気盤においてアーク火災が発生しないアークエネルギーのしきい値(以下単に「しきい値」と いう。(解説-3))を求める際には、アーク火災発生の有無とその時のアークエネルギーとの関 係を評価する。しきい値が、HEAF 試験においてアーク火災が発生しなかった場合の最大のアー クエネルギー値となっていること及びアーク火災が発生した全てのアークエネルギー値を下回っ ていることを確認する。ただし、HEAF 試験の結果、火災の発生に至らないと判断された場合は、 しきい値の算定は不要である。(解説-4)

(解説-3)しきい値

アーク火災が発生する場合の電気盤固有の真のしきい値(実際に火災が発生するしきい値)は、 アーク火災が発生した時の値と発生しなかった時の値の間に存在する。(付録 D 参照)



付録 D アーク火災が発生しないアークエネルギーのしきい値に係る評価の例

(解説-4) 火災の発生に至らないと判断された場合について

HEAF 試験の結果、アーク火災の発生に至らない場合がある(例えば、小型の電気盤などにおいて内部の構成部品が吹き飛び、通電できなくなることでアークエネルギーが比較的小さい値になる等)。この様な場合には、しきい値が存在しないことから、その算定は不要とする。

HEAF 試験により M/C、P/C、C/C、M/C (D/G)の電気盤において、それぞれ図 5.3.1~図 5.3.4 に示す試験結果が得られ、しきい値の設定については、それぞれの測定誤差を保守的に考慮した 上で、さらに端数を切り捨てて、それぞれの電気盤においてしきい値(M/C 25MJ、P/C 18MJ、 C/C 4.4MJ、M/C (D/G) 16MJ)を決定した。(表 5.3.1 参照)

また、しきい値が、HEAF 試験においてアーク火災が発生しなかった場合の最大のアークエネ ルギー値となっていること及びアーク火災が発生した全てのアークエネルギー値を下回っている ことを確認した。

なお、アーク火災発生の判定については、以下の方法により実施した。
- ▶ アーク放電後、電気盤の盤外に対する炎の有無を目視により確認
- ▶ 盤外に炎が見られない時は
- (1) 盤の扉を開けて内部を目視にて直接確認

⇒M/C、P/C耐震盤

(2) 電気盤の発熱速度(HRR)の測定により、発熱速度の継続的な上昇の有無を確認
 ⇒(1)以外







図 5.3.4 M/C (D/G) 試験結果 (非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤)

	①アーク火災が発生しな かった最大のアークエネ ルギー(MJ)	測 定 誤 差 (%)	測定誤差を含む① の値(M J)	しきい値 (M J)
M∕C	25.3	0. 8	25.09	25
P∕C	18.9	0. 6	18. 78	18
C∕C	4. 49	0. 6	4.46	4.4
M/C (D/G)	16.6	0. 8	16.46	16

表 5.3.1 測定誤差を考慮したしきい値の設定

5.4 しきい値に係る解析による評価

(審査ガイド抜粋【3.4 しきい値に係る解析による評価】)

しきい値については、HEAF 試験の結果に基づく解析によって評価してもよい。その際には、 電気盤内の空間容積や密閉性、定格電圧や短絡電流値の大小等を考慮した条件設定が行われてい ることを確認する。(解説-5)

(解説-5) 空間容積や密閉性の考慮の必要性

過去に原子力規制庁が実施した HEAF 試験において、電気盤内の空間容積や密閉性によっ て、アーク火災の発生に必要なアークエネルギーが大きく異なることが示された。これにより、 アーク火災の発生に必要なアークエネルギーは、電気盤内の空間容積の大小や密閉性の高低と関 係するといえる。(付録 E 参照)



しきい値については、解析による評価は用いず、HEAF 試験の結果により評価し決定した。

なお、解説—5「空間容積や密閉性の考慮の必要性」については、M/C、P/C、C/Cのそれぞれ において電気盤内の空間容積や密閉性の差があることから、それぞれ HEAF 試験を実施し、そ の結果より評価しアークエネルギーのしきい値を決定した。

また、M/C (DG) 試験についても、「4.1 電気盤の選定」の記載の通り、電気盤内の空間容積 や密閉性において、M/C (DG) 試験と先行 M/C 試験で明確な差はなくアークメカニズムも同様 であることから、先行 M/C 試験と同様に解析による評価は用いず、HEAF 試験の結果により評 価しアークエネルギーのしきい値を決定した。

6. HEAF に係る対策の判断基準

(審査ガイド抜粋【4. HEAF に係る対策の判断基準】)

実用発電用原子炉施設の保安電源設備のうち、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤(例えば、2.5m 以内にあるもの(解説-6))の遮断器の遮断時間が、3.3又は3.4において評価したしきい値に対応するアーク放電の継続時間と比べ、小さい値となっていることを確認する。

ただし、短絡等が起きたとしても非常に短時間(例えば、0.1 秒以下)で電気盤への電力供給を 止めることができる場合(例えば、受電側に短絡継電器が設置されている等)や、火災の発生に 至らないと判断された場合は、適切に遮断されていると判断してもよい。(解説-4)

(解説-4)火災の発生に至らないと判断された場合について

HEAF 試験の結果、アーク火災の発生に至らない場合がある(例えば、小型の電気盤などにおいて内部の構成部品が吹き飛び、通電できなくなることでアークエネルギーが比較的小さい値になる等)。この様な場合には、しきい値が存在しないことから、その算定は不要とする。

(解説-6) 電気盤に影響を与えるおそれのある範囲について

米国においては、火災防護の要求として、ケーブル処理室でのケーブルトレイの水平距離を 0.9m 以上離すとしている¹⁵。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震の際に女川原子力発電所 において発生したアーク火災において、水平距離2.5m より離れた電気盤には HEAF の影響が 及んでいなかったことを踏まえ、影響を与えるおそれのある範囲の目安として、2.5m 以内にある ものとした。ただし、実験等によりアーク火災の影響範囲が特定できる場合は、その結果を考慮 する必要がある。また、その際に、当該電気盤内の遮断器だけでなく、当該電気盤の受電側の遮 断器についても、同様にその他必要な対策(参考-2)を含め、確認する。

(参考-2)火災感知設備及び消火設備

火災防護審査基準は、

- ・火災感知設備について、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮して型式を選定し、早期に火災を感知できる場所に設置すること
- ・消火設備について、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線、爆発等による二次的影響が安全機能を有する構築物、系統及び機器に悪影響を及ぼさないように 設置すること

を求めている。火災感知設備及び消火設備については、HEAF が発生した場合を配慮して配置 されていることを確認する必要がある。

(1) アーク放電の遮断時間の設定

実用発電用原子炉施設の保安電源設備のうち、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当 該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤に発生するアークエネルギーが、「4.2 アーク火災が 発生しないアークエネルギーのしきい値に係る評価」にて評価したアークエネルギーのしきい値 以下となるよう、遮断器の遮断時間を適切に設定し、アーク放電の遮断時間を設定する。

電気盤に発生するアークエネルギーは、電気盤に発生する三相短絡電流及び HEAF 試験の結果 から得られたアーク電圧の積により算出したアークパワーをアーク放電の遮断時間で積分した値 としており、以下の式にて算出した。

$$\begin{split} E_{3\phi} &= V_{arc} \times I_{arc} \times t_{arc} \\ &= 0.9 \times V_{arc} \times I_{rms} \times t_{arc} \end{split}$$

E_{3 φ}:三相のアークエネルギー

- Varc:HEAF 試験の結果から得られたアーク電圧
- Iarc :三相短絡電流の平均値
- Irms :三相短絡電流の実効値
- tare :アーク発生時のアーク放電遮断時間

a. HEAF 試験の結果から得られたアーク電圧について

アークエネルギーの算出時に使用するアーク電圧は、HEAF 試験の結果から表 6.2 に示す アーク電圧を用いた。

b. 各電気盤に発生する三相短絡電流について

アークエネルギーの算出時に使用する三相短絡電流は、実機で発生する三相短絡電流値に 近い値を算出するため、電源から短絡箇所までの電路インピーダンス%Z(ケーブル、発電機、 変圧器含む)を用いて、以下の式にて算出した。

短絡電流(A) = $\frac{基準容量(VA)}{\sqrt{3 \times 基準電E(V)}} \times \frac{100}{\%Z}$

c. 遮断機の遮断時間について

アークエネルギーの算出時に使用するアーク放電の遮断時間は、保護継電器及び補助リレ ーの動作時間並びに遮断器の開極時間等を積み上げた値を設定し、さらに保護継電器等の誤 差を考慮してアーク放電遮断時間までに発生するアークエネルギーがアークエネルギーのし きい値以下となるよう設計している。(図 6.1)



図 6.1 アーク放電遮断時間の考え方

また、非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤については、当該遮断器と非常用ディ ーゼル発電機の間に遮断器がないことから、HEAF発生時には非常用ディーゼル発電機を 停止することにより非常用ディーゼル発電機から供給されるアークエネルギーがアークエネ ルギーのしきい値以下となるよう設計している。

非常用ディーゼル発電機の短絡電流(発電機停止による電流減衰過程含む)は、文献に基づ く一般的な以下の①及び②の算出式[1]を用いて計算した。ただし、過渡段階以降の同期イ ンピーダンスにより算出される短絡電流(以下、「持続短絡電流」という。)を求める際の 励磁特性に関する係数については、実際の非常用ディーゼル発電機に即したメーカ知見によ る係数を採用している。

この式に用いた定数は表 6.1 のとおり。計算結果を添付資料-4に示す。①の算出式は、 消磁コンタクタが投入されるより前の短絡電流の計算式であり、消磁コンタクタの投入によ り消磁された後は、②の式のとおり短絡回路の時定数によって電流が減衰する。 ① 消磁前(持続短絡電流がある場合)の三相突発短絡電流

$$I_{rms1} = \sqrt{I_{ac1}^{2} + I_{dc1}^{2}}$$

$$I_{ac1} = I_{d} + (I_{d}' - I_{d})e^{-\frac{t}{Td'}} + (I_{d}'' - I_{d}')e^{-\frac{t}{Td''}}$$

$$I_{dc1} = -\sqrt{2}I''\cos\alpha \times e^{-\frac{t}{Tdc}}$$

② 消磁後(持続短絡電流がない場合)の三相突発短絡電流

$$I_{rms2} = \sqrt{I_{ac2}^{2} + I_{dc2}^{2}}$$
$$I_{ac2} = I_{d}' e^{-\frac{t}{Td'}} + (I_{d}'' - I_{d}') e^{-\frac{t}{Td''}}$$
$$I_{dc2} = -\sqrt{2}I'' \cos \alpha \times e^{-\frac{t}{Tdc}}$$

[1]参考文献:新田目 倖造『電力系統技術計算の応用』(1981)、P.84~P.88

記号	定数	
I _{rms}	短絡電流の実効値	
I _{ac}	短絡電流の交流分の瞬時値	
I _{dc}	短絡電流の直流分の瞬時値	
I_d	短絡電流持続電流	
I_d'	短絡電流交流分の過渡電流	
$I_d^{\prime\prime}$	短絡電流交流分の初期過渡電流	
T_{d} '	短絡電流交流分の過渡時定数	
$T_d^{\prime\prime}$	短絡電流交流分の初期過渡時定数	
T_{dc}	短絡電流直流分の時定数	
α	短絡瞬時の電圧の位相角	

表 6.1 短絡電流算出式定数一覧

なお、アーク放電の遮断時間に含まれる誤差の考え方を図 6.2.1 及び図 6.2.2 に示し、考慮 した誤差について表 6.2 に示す。









誤差	使用する保護継電器		和半	備考		
ハ [°] ターン	機種	保護要素	設定			
1	製品 A	51(過電流継電器)	+7%			
2		50(短絡継電器)	+0.025s	動作設定域: 0.1 秒~0.4 秒		
3			+5%	動作設定域: 0.5 秒~1.0 秒		
4	製品 B	50(短絡継電器)	*			
5		87(比率差動継電器)	*			
6	製品 C	50(短絡継電器)	*			

表 6.2 遮断器の遮断時間に関する誤差

※保護継電器の設定値に対するプラス誤差0秒。

実機プラント全ての電気盤のアーク放電遮断時間及びアークエネルギーの一覧を添付資料-4 に示す。

なお、アーク放電の遮断時間を設定する際に実施する保護継電器の動作時間の設定については、 上流及び下流の保護継電器の動作時間と協調を図ることで、電気事故による影響範囲を局所化す る設計とする。

非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤の場合、実機に設定する 50 保護リレーの動作時間は、その動作時間に対応するアーク放電の遮断時間が設計確認値以下となること及び保護協調を考慮した設定する。具体的には、他の保護リレーよりも先に動作しないよう協調取って設定されている既設のメタクラ母線過電流保護リレーの動作時間と同じ 0.400[sec]に設定する。この 50 保護リレーの追設による保護リレー整定のイメージを図 6.3 に示す。



図 6.3 非常用ディーゼル発電機 50 保護リレー追設による保護リレー整定イメージ

また、非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤について、添付資料-4に示す遮断時間の 考え方は、以下のとおり。

- ① 50 保護リレーの動作時間の設定値は 0.400[sec]とした。
- ② 50 保護リレーの動作時間により、表 6.2 の誤差パターン 2 に該当する 0.025[sec]の測定誤 差を考慮した。
- ③-1 アーク放電をディーゼル発電機受電遮断器で遮断する場合の遮断時間は、補助リレー等の 動作時間とディーゼル発電機受電遮断器の仕様(遮断器の開放時間)で決定した。

・補助リレー等の動作時間 (プラス誤差含む。): 0.100[sec]

- ・ディーゼル発電機受電遮断器開放時間 : 0.084[sec]
- ③-2 アーク放電を非常用ディーゼル発電機の停止により遮断する場合は、非常用ディーゼル発 電機の短絡電流の式により遮断時間を算出した。

d.非常用ディーゼル発電機停止のための保護継電器追加における回路構成について 非常用ディーゼル発電機受電遮断器でアーク放電が発生した場合、HEAF発生に起因し た短絡電流を早期に検出し非常用ディーゼル発電機を停止するため、既存のディーゼル発電 機制御盤内に過電流継電器(以下「50保護リレー」という。)を追加する。今回の 50保護 リレー追加における追加ロジック、回路構成のインターロック図の概略を図 6.4 に示す。

追加する 50 保護リレーについては、SI 信号発信時においても HEAF による電気盤の損壊の拡大防止を優先する必要あるため、現状の 51 保護リレー(発電機過電流要素)とは別に保護リレーをディーゼル発電機盤内に追加し、重故障扱いとする。

また、アークエネルギー抑制の観点から、非常用ディーゼル発電機機関の停止後速やかに HEAF 発生点である非常用ディーゼル発電機受電遮断器への電流供給を停止する必要があ ることから、50 保護リレー動作で非常用ディーゼル発電機の消磁コンタクタを投入する。

なお、50保護リレーは既存のディーゼル発電機制御盤内に追加し、耐震、溢水影響等に ついては既評価から変更が無いよう設計する。



図 6.4 インターロック図(概要)

- (2) 火災感知設備及び消火設備の配置
 - a. HEAF による火災影響の範囲

火災感知設備及び消火設備(以下、「火災感知設備等」という。)について、HEAFによ る火災影響の範囲(Zone Of Influence.以下、「ZOI」という。)を HEAF 試験により確認し た。

(a) HEAF 試験による評価対象設備の選定

HEAF 試験にあたって、図 6.5 に示すフローを用いて HEAF による火災の影響評価が必要な設備(以下、「評価対象設備」という。)の選定を行った。評価対象設備を抽出した結果、火災感知器が評価対象設備として選定された。(表 6.3、図 6.6 参照)



図 6.5 評価対象設備の選定フロー

HEAF 対策の対象電気盤の 火災発生時に使用する		 ①対象電気盤と同じ火災区域に設置 	②火災の影響を受ける設備か	評価対象 設備
火火感和武	如何又可不过加	$ \left(\begin{array}{c} \bigcirc: Y \in S \\ \times: NO \end{array}\right) $	$\left(\begin{array}{c} \bigcirc : Y E S \\ \times : NO \end{array}\right)$	(○:対象 ×:対象外)
火災感知	火災感知器	0	0	0
設備	火災受信機盤	×	_	×
	火災感知器	0	0	0
	ハロンボンベ	×	_	×
304 .1.4⇒71./##	選択弁	×	_	×
消 火 設 伽	容器弁	×	_	×
	制御盤	×	_	×
	ガス供給配管	0	× (金属のみで構成)	×

表 6.3 評価対象設備の選定結果



図 6.6 火災感知設備及び消火設備のシステム構成概要図

(b) 評価方法

NUREG/CR-6850 (火災 PRA 評価手法)・付属書 M (以下、「NUREG」という。)において、HEAF による ZOI は、電気盤の上方 1.5mとしていることから、HEAF 試験においては、電気盤の上方 1.5m に火災感知器を設置し、HEAF 発生後に機能喪失しないことを確認する。なお、NUREG においては、水平方向の ZOI は 0.9m と規定されているが、火災感知器は電気盤の水平方向に設置されないことから、鉛直方向のみの ZOI の確認を行った。

(c) 評価結果

HEAF 試験において、M/C、P/C、C/Cともに、HEAF 発生後も火災感知器の機 能喪失はなかった。このため、NUREG で示された ZOI(鉛直方向)を適用する。

b. 火災感知設備等の配置の確認

重要安全施設(「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する 規則の解釈」第2条第2項第9号に規定する重要安全施設をいう。以下同じ。)へ電力供給に 係る電気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤(安全施設(重要安全施設を 除く。)への電力供給に係るものに限る。)のうち非常用ディーゼル発電機に接続される電気 盤(以下「HEAF対策対象盤」という。)は、火災防護審査基準に基づき、火災防護対策を実 施する機器として選定し、火災区域を設定して火災防護対策を実施している。

HEAF 対策対象盤の火災感知設備及び消火設備について、「審査ガイド」に基づき、HEAF が発生した場合を配慮して配置されていることを確認する。

なお、火災が発生した場合の影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機 能を失うことなく、原子炉を高温停止及び低温停止できる設計としている。

「a. HEAF による火災影響の範囲」の評価結果に基づき、火災感知器が NUREG に示された図 6.7 の ZOI の範囲内に設置されていないことを確認する。



図 6.7 火災感知器に対する HEAF の ZOI

c. 確認結果

確認の結果、HEAF対策対象盤のZOI範囲内に火災感知器はないことから、火災感知設備等は、HEAFを配慮して配置されている。確認の結果について、添付資料-2に示す。

同等性に影響を与える恐れのあるパラメータの整理に関する補足について



1. アーク火災発生のメカニズムについて

- (1) 電気盤遮断器室内の遮断器の1次側(又は2次側)に銅線で三相短絡し、短絡電流を流す ことにより<u>アーク放電を発生</u>させると、金属ヒュームを含んだ高温ガスが発生する。
- (2)電気盤は、金属ヒュームを含んだ高温ガス等の要因により、以下のグラフのとおり、0. 01秒~0.02秒後(M/C(D/G)試験は約0.01秒後)に圧力上昇はピークとなり、その後 電気盤の開山部や盤内仕切板の変形(M/C(D/G)試験ではアークパワーが小さいことから仕 切板の変形には至らない)により高温ガスは電気盤外に抜け、盤内圧力は減少傾向になる。 なお、電気盤は密閉構造ではなく開山部を有する構造であることから、圧力の上昇に伴い盤 内の温度が上昇するものではない。





盤内開口部の状態(遮断器室)

(3,4)<u>短時間で大部分の高温ガスは電気盤外に放出</u>されるが、<u>一部はアーク放電の発生箇所である遮断器近傍に滞留</u>することから、<u>高温ガスから可燃物にエネルギーが</u>伝播し、<u>あるしきい値以上のエネルギーが印加されるとアーク火災</u>となる。試験体系上、アークを発生させた銅線をワイヤリングした箇所である<u>遮断器近傍に最も高温ガスが滞留しやすい</u>ことから、<u>遮断器室内の可燃物が主要な燃焼物</u>であり、試験の結果とも一致している。



遮断器室アーク発生、アーク火災有、消火後の遮断器の様子

2. M/C (DG) 試験と先行 M/C 試験との圧力上昇の相違点について

第3回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合(2018年10月15日開催)「資料3-2高エネルギーアーク損傷(HEAF)に伴う火災対策に係る事業者の取り組み状況について」5頁(別添1参照)に試験体選定時の考え方を記載しており、HEAF発生時の圧力上昇は、盤の変形や開口部から圧力が抜けるためHEAF発生直後の盤内温度上昇に盤内容積の大小は直接寄与しない旨説明している。

事業者意見の聴取に係る会合では、試験時に確認された電気盤の内圧は先行 M/C 試験を 代表として記載しているが、HEAF 発生直後の最大圧力値は約 62.5kPa(火災が発生しない 最大アークエネルギー)であった。それに比べて、M/C (DG)試験は約 2.98kPa(火災が発 生しない最大アークエネルギー)であった(別添 2 参照)。

先行 M/C 試験と同様にアーク火災を防止するためにはアーク火災となるアークエネルギー(しきい値)以内に抑える設計とすることについて、前述の M/C (DG)試験、先行 M/C 試験の HEAF 発生直後の最大圧力の違いを踏まえてもアーク火災発生メカニズムとして同等であることについて補足説明する。

(1) M/C (DG) 試験と先行 M/C 試験で用いた試験体、試験条件等の相違点

M/C (DG) 試験と先行 M/C 試験で用いた試験体、試験条件等について纏めた結果は 表1のとおりである(詳細は別添3参照)。

試験条件のうち試験電流については、M/C (DG) 試験は先行 M/C 試験の1/4程度の試験電流値である。それ以外(試験体、計測方法等)については明確な差はなく同等である。

	M/C (DG) 試験	先行 M/C 試験	比較・評価
試験	規格:	規格:	同一の規格で製造されており形
体	JEM-1425、JEC-2300	JEM-1425、JEC-2300	状、盤容積(遮断器室)、絶縁物の
	に基づき製造	に基づき製造	種別、開口部の大きさなどに明確
	開口面積:約0.48m²	開口面積:約0.07m ²	な差はない。
試験	試験電圧:6.9kV	試験電圧:	試験電圧は同等であるが試験電流
条件	試験電流:5.0kA	6. 9∼8. 0kV	については M/C (DG) 試験は非常用
		試験電流:	D/G 給電時の3相短絡電流を模擬
		18.9∼40.0kA	しており M/C 試験時の約 13~25%
			程度の大きさである。
計測	圧力センサ(共和電	同左	センサ・測定箇所、測定方法とも
方法	業製・ひずみゲージ		に同等である。
	式・200kPa)		

表1 M/C (DG) 試験 - 先行 M/C 試験の比較について

(2) 試験電流値の差による影響について

アークエネルギーはアークパワーとアーク時間の積分値であるがアーク時間は可変 パラメータであることから、HEAF発生直後の現象の違いはアークパワー(アーク電圧 とアーク電流の積)の差として現れる。

図1にHEAF 試験で得られた全ての M/C の最大アークパワー(アーク電圧とアーク電流の積)と圧力上昇最大値の関係を示すと概ね比例関係にあることがわかる。M/C (DG) 試験における、最大アークパワーは 14.4~17.2MW であり、先行 M/C 試験時における値 (非耐震:33.6~68.3MW, 耐震:84.9~156.9MW)と比べて小さい理由は、前述のとお り試験条件における電流値が小さいからである(M/C (DG) 5kA、M/C (DG) 以外の非耐

震:18.9kA, 耐震:40kA)。

このことから、電気盤内の圧力上昇の現象としては、M/C (DG) 試験および先行 M/C 試験の試験電流値の差によるものでありピーク圧力に違いはあるものの同様の波 形形状を示しており試験状況からも開口部から高温ガスが電気盤外に抜けていること は明らかであることから圧力上昇の現象としては同様であると考えられる。(開放系ア ーク放電と試験データの比較については別紙1参照)



図1 最大アークパワーと圧力上昇最大値の関係

(3) まとめ

今回のHEAF 試験では、図1のとおりアークパワーと圧力上昇値は比例関係にあることから、HEAF 発生直後の圧力上昇という現象は、外部電源受電時と非常用ディーゼル 発電機給電時に違いはなく同様のメカニズムであると考えることができる。

よって、アーク火災発生のメカニズムである以下の①、②について、非常用ディーゼ ル発電機給電時においても①については本考察のとおり外部電源受電時と同等のメカ ニズムであると考えることができる。 ①HEAF 発生直後の短時間で大部分の高温ガスは電気盤外に放出される。
 ②一部の高温ガスは、アーク放電の発生箇所である遮断器近傍に滞留することから、高温ガスから可燃物にエネルギーが伝播し、あるしきい値以上のエネルギーが印加されるとアーク火災となる。

また、②については第3回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合(2018年10月15日開催)「資料3-2高エネルギーアーク損傷(HEAF)に伴う火災対策に係る事業者の取り組み状況について」補10頁(別添1参照)に記載のとおりM/Cについてはアークエネルギーが約25MJ以上となれば火災となり、アーク継続時間とアークエネルギーは基準電流25kAで換算すると外部電源受電時、非常用ディーゼル発電機給電時に違いはなく概ね比例関係にあることからも同等のメカニズムと考えることができる。

以 上

別紙1

開放系アーク放電と試験データの比較について

開放系アーク放電に関する Babrauskas 博士の論文^[1]によると図1-1のとおりアーク パワー(横軸)は、発生圧力×離隔距離(アーク発生箇所と圧力測定箇所との間の距離) の積(縦軸)で整理できる。今回の電気盤寸法は、高さ2.3m×幅1m×奥行き2.5mで あり、電気盤の正面で測定した圧力が最大値を示したため離隔距離を0.5mとした。試験 時の条件を下表に整理し図1-1黄色プロットで示すと概ね Baker's theory と示され た赤線付近にあることからも開放系の論文データと符合する。これより、アーク発生時の 電気盤内圧力は、開放系のアークパワーと離隔距離の物理指標で整理できる。

また、試験状況ビデオからも高温ガスが開口部等から抜けることは明らかである。この ことから M/C (DG) 試験と先行 M/C 試験で使用した電気盤は盤内仕切り板変形や開口部を 有する構造であることから、境界条件が開放系に近い同等の電気盤として扱うことがで きると推察する。

物理量	M/C (DG) 試験時	先行 M/C 試験時
アークパワー	2π fVI	2π fVI
(横軸)	$=2*\pi*100$ Hz $*1.33$ kV $*5$ kA	$=2*\pi*100$ Hz $*1.34$ kV $*40$ kA
	≒4*10 ⁹ (9 乗オーダー) W/s	≒3.3*10 ¹⁰ (10 乗オーダー) W/s
圧力×離隔距離	2.98kPa×0.5 m	62. 5kPa×0. 5m
(縦軸)	≒1.5*10 ³ Pa•m	≒3.1*10 ⁴ Pa•m

表1-1 アーク発生時の電気盤内圧力に関連する物理量

注) f:周波数(全波整流波形となることから 50×2=100Hz)

V:アーク電圧、I:試験電流



図1-1 開放空間におけるアークパワーと圧力上昇の関係

出典 [1] V. Babrauskas, "Electric Arc Explosions", Proc. 12th Intl. Conf. Interflam, pp. 1283-1296, 2010

以 上

資料3-2 高エネルギーアーク損傷(HEAF)に伴う火災対策に係る事業者の取り組み 状況について(抜粋)





別添2

(1) 先行 M/C 試験の電気盤内圧



(2) M/C (DG) 試験の電気盤内圧



三十 肝会 命母	M/C(DG)試験	先行M/C試験		
司八時央 (始	試験盤③	試験盤①	試験盤②	
	非耐震 6.9 kV	非耐震 7.2kV	耐震 7.2kV	
対象機器	2018-05-31-10-48-27 5.04			
相数		三相		
試験周波数		50 Hz		
試験電圧	6.9 kV	6.9 kV	8.0 kV	
試験電流	5.0 kA	18.9 kA	40.0 kA	
発弧箇所	遮断器室	断器室 ケーブル室または遮断器室		

別表1 M/C (DG) 試験と先行 M/C 試験の相違点について (1/3)

= ± = 0, m.	M/C(DG)試験	先行N	//C試験
試験整	試験盤③	試験盤①	試験盤②
遮断器室内 ^{※1}	拡大 		拡大 仕切り板の外れ (試験後)
	・通気口 ・遮断器室-母線室間の仕切り板の隙間 (盤の変形はほとんど見られず)	・扉と盤筐体との隙間 ・上下段遮断器室間の仕切り板の隙間 ・外れた天板、変形した扉・側板	 ・天板(ケーブル引込口部) ・上下段遮断器室間の仕切り板の隙間 ・外れた天板、外れた仕切り板、 変形した扉・側板
開口部等による高温ガスの主 な放出経路 ^{※1}	2018 05:33 10:48 29 7 01	2012-11-22 19 30 46	
電気盤内の主な	発弧箇所を有する	発弧箇所を有	する電気盤の
上刀測正固別***	電気盤の正面扉、側面	止囬厞、	則囬、肖囬
圧力測定器	電気 盛	 金アンプ E/O O/E 測定用 DPM-603B 変換器 変換器 PC ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●	業績運動に 取付かた圧力計 ※絶縁アタッチメントについては、電源盤内 の側板、正面扉に取り付けており、盤内部の 圧力が測定できるよう盤表面からねじ込み取 り付けている。
	ひずみゲー	・ジ方式, 定格容量:200kPa(精度:±1.5%F サンプリング時間:20 μ s以上	RO以内 ^{※3})

別表1 M/C (DG) 試験と先行 M/C 試験の相違点について (2/3)

※1,2:開口部箇所(高温ガス放出経路含む)、圧力測定箇所については次項参照。 ※3:センサーメーカーカタログ値では、±1.5%RO以内となっているものの、M/C(DG)試験データにおいて、公開文献 「公益財団法人日本適合性認定協会「JAB NOTE 4 不確かさの求め方(電気試験/大電力試験分野)JAB RL504:2013」」に 基づき不確かさを算出したところ、3%程度であり、2.89~3.07の間に真値が存在する。

別表1	M/C	(DG)	試験と先行 M/C 試験の	相違点について	(3/3)
-----	-----	------	---------------	---------	-------



火災感知設備及び消火設備の配置について

美浜3号機、高浜1/2号機の火災感知機及び消火設備の配置について、以降に示す。なお、配置図の 凡例については(1)に記載の通りとする。

(1)凡例



(2) 火災感知設備及び消火設備の配置図

各ユニットの火災感知設備及び消火設備の配置図について、以下のページに示す。

なお、図内に記載されている寸法の単位についてはミリメートルとする。

- a. 美浜3号機 ・・・ 2~4ページ
- b. 高浜1号機 ・・・ 5~6ページ
- c. 高浜2号機 ・・・ 7~8ページ

a. 美浜3号機 (メタクラ、パワーセンタ)



美浜発電所3号機 メタクラ室平面図 (EL 4.00M)



A-A'断面 (Dメタクラ室)



B-B'断面 (Cメタクラ室)

a. 美浜3号機(C1、C2原子炉コントロールセンタ)





A-A'断面(補助建屋 17.00M)



B-B'断面(補助建屋 17.00M)

a. 美浜3号機(D1, D2原子炉コントロールセンタ)





b. 高浜1号機 (メタクラ、パワーセンタ)



高浜発電所1号機 メタクラ室平面図(EL 4.0M)



b. 高浜1号機(原子炉コントロールセンタ)



高浜発電所1号機 補助建屋 平面図 (EL 17.00M)



c. 高浜2号機(メタクラ、パワーセンタ)



高浜発電所2号機 メタクラ室平面図 (EL 4.0M)



c. 高浜2号機(原子炉コントロールセンタ)



HEAF 試験時における短絡電流の目標値について

「4.2 短絡電流の目標値」で整理した表 4.2.1 について実機プラント全ての短絡電流値について表 3.1 ~3.3 に示す。

電気盤	短絡電流目標値	【参考】美浜3号機の短絡電流値
M/C	18.9 kAまたは 40.0 kA	約 21.2 kA~約 25.5 kA
P/C	45. 0 kA	約 30.7 kA~約 30.8 kA
C/C	45. 0 kA	約 15.6 kA~約 21.6 kA
M/C(DG)	5 kA	約 2. 9kA

表 3.1 HEAF 試験時における短絡電流の目標値(美浜 3 号)

表 3.2 HEAF 試験時における短絡電流の目標値(高浜1号)

電気盤	短絡電流目標値	【参考】高浜1号機の短絡電流値
M/C	18.9 kAまたは 40.0 kA	約 23.1 kA~約 35.9 kA
P/C	45. 0 kA	約 31.4 kA~約 31.5 kA
C/C	45. 0 kA	約 16.3 kA~約 22.4 kA
M/C(DG)	5 kA	約 2.9kA

電気盤	短絡電流目標値	【参考】高浜2号機の短絡電流値
M/C	18.9 kAまたは 40.0 kA	約 23.8 kA~約 35.9 kA
P/C	45. 0 kA	約 31.4 kA~約 31.5 kA
C/C	45. 0 kA	約 5.8 kA~約 18.2 kA
M/C(DG)	5 kA	約 2.9kA

表 3.3 HEAF 試験時における短絡電流の目標値(高浜 2 号)

「6. HEAF に係る対策の判断基準」で整理した図 6.2.1、図 6.2.2及び表 6.2 について、実機プラント 全ての電気盤のアーク放電遮断時間及びアークエネルギーの一覧を表 4.1~4.3 に示す。

また、非常用ディーゼル発電機受電遮断器において HEAF が発生した場合のアーク放電による短絡電流の減衰曲線を図 4.1、図 4.2 に示す。

アーク放電発生箇所		~ 14.00000	① 归 类 御 吾			誤差を考慮しない場合		誤差を考慮した場合				およう
機器 名称	遮断器名称	アーク放電を遮 断するために開 放する遮断器	①保護継電 器の動作時 間(sec)	米護維電 の動作時 (sec) (sec)	③遮断器の 開極時間等 (sec)	①+③ 遮断時間 (sec) ※	アーク エネルギー (MJ) ※	①+②+③ 遮断時間 (sec)	アーク エネルギー (MJ)	三相短絡 電流(kA)	アーク 電圧(kV)	考慮して いる誤差 パターン
	4·3C	130	0.600	_	0.050	0.650	19.95	0.650	19.95	25.44		4
	(4·3CM/C 受電遮断器(HT r 側))	G30	0.600	_	0.094	0.694	21.30	0.694	21.30	25.44		4
	4·3SC (4·3CM/C 受電遮断器(ST r 侧))	ST20	0.060	_	0.050	0.110	3.23	0.110	3.23	24.30		5
×	4·3EC (4·3CM/C 受電遮断器(ET r 側))	E10	0.060	_	0.066	0.126	3.22	0.126	3.22	21.15		5
タル	4.90 母娘に控結される遮断器	4·3C	0.400	0.025	0.100	0.500	15.35	0.525	16.11	25.44		2
ク	430 0 m ~ c (3 m	4·3SC	0.400	0.025	0.100	0.500	14.66	0.525	15.39	24.30		2
フッ	(4 30,4 300,4 3E0,4 3AE0 2 pk ()	4·3EC	0.400	0.025	0.100	0.500	12.76	0.525	13.40	21.15	1.34	2
Ч	4-3D	130	0.600		0.050	0.650	19.90	0.650	19.90	25.38		4
開	(4·3DM/C 受電遮断器(HT r 側))	G30	0.600	_	0.094	0.694	21.25	0.694	21.25	25.38		4
記装置	4·3SD (4·3DM/C 受電遮断器(ST r 側))	ST20	0.060	_	0.050	0.110	2.99	0.110	2.99	22.48		5
	4·3ED (4·3DM/C 受電遮断器(ET r 側))	E10	0.060	_	0.066	0.126	3.22	0.126	3.22	21.15		5
	4·3D 母線に接続される遮断器 (4·3D,4·3SD,4·3ED,4·3BEG を除く)	4·3D	0.400	0.025	0.100	0.500	15.31	0.525	16.07	25.38	-	2
		4·3SD	0.400	0.025	0.100	0.500	13.56	0.525	14.24	22.48		2
		4·3ED	0.400	0.025	0.100	0.500	12.76	0.525	13.40	21.15		2
	3·3C (3·3C P/C 受電遮断器(動変 2 次側))	3-3CH	0.200	0.025	0.084	0.284	3.67	0.309	4.00	30.73		2
パワーセンタ	3·3C 母線に接続される遮断器 (3·3C を除く)	3-3C	0.200	0.025	0.066	0.266	3.44	0.291	3.76	30.73		2
	3·3D (3·3D P/C 受電遮断器(動変 2 次側))	3·3DH	0.200	0.025	0.084	0.284	3.67	0.309	3.99	30.70	0.40 5	2
	3·3D 母線に接続される遮断器 (3·3D を除く)	3·3D	0.200	0.025	0.066	0.266	3.44	0.291	3.76	30.70	0.467	2
	3·3E (3·3E P/C 受電遮断器(動変 2 次側))	3-3EH	0.200	0.025	0.084	0.284	3.67	0.309	3.99	30.67		2
	3·3E 母線に接続される遮断器 (3·3E を除く)	3-3E	0.200	0.025	0.066	0.266	3.43	0.291	3.76	30.67		2

表 4.1 電気盤のアーク放電遮断時間及びアークエネルギーの一覧(美浜 3 号機)(1/3)

※ 工認申請には、本内容を記載

アーク放電発生箇所		2 54.553 第	①.月.雅健康		②番素用の	誤差を考慮しない場合		誤差を考慮した場合				およして
機器 名称	遮断器名称	アーク放電を遮 断するために開 放する遮断器	①保護継電 器の動作時 間(sec)	②誤差 (sec)	③遮町番の 開極時間等 (sec)	①+③ 遮断時間 (sec) ※	アーク エネルギー (MJ) ※	①+②+③ 遮断時間 (sec)	アーク エネルギー (MJ)	三相短絡 電流(kA)	アーク 電圧(kV) パタ	考慮して いる誤差 パターン
コントロールセンタ	3C1 原子炉 C/C に接続される遮断器 (3C1 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	3C1 原子炉 C/C 受電遮断 器	0.100		0.020	0.120	1.41	0.120	1.41	19.22		6
	3C2 原子炉 C/C に接続される遮断器 (3C2 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	3C2 原子炉 C/C 受電遮断 器	0.100		0.020	0.120	1.14	0.120	1.14	15.55	0.675	6
	3D1 原子炉 C/C に接続される遮断器 (3D1 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	3D1 原子炉 C/C 受電遮断 器	0.100		0.020	0.120	1.58	0.120	1.58	21.59	0.675	6
	3D2 原子炉 C/C に接続される遮断器 (3D2 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	3D2 原子炉 C/C 受電遮断 器	0.100	_	0.020	0.120	1.28	0.120	1.28	17.46		6

表 4.1 電気盤のアーク放電遮断時間及びアークエネルギーの一覧(美浜 3 号機) (2/3)

※ 工認申請には、本内容を記載

表 4.1 電気盤のアーク放電遮断時間及びアークエネルギーの一覧(美浜 3 号機)(3/3)

アーク放電発生箇所					誤差を考慮しない場合			誤差を考慮した場合					
機器 名称	遮断器名称	アーク放電を遮断す るために開放する遮 断器等	①保護継 電器の動 作時間 (sec)	②誤差 (sec)	 ③継電器動 作後の電流 供給停止ま での時間 (sec) 	①+③ 遮断時間 (sec) ^{**1}	アーク エネルギー (MJ) *1	 ③'継電器動 作後の電流 供給停止ま での時間 (sec) 	①+②+③' 遮断時間 (sec)	アーク エネルギ ー(MJ)	三相短絡 電流(kA)	アーク 電圧(kV)	考慮して いる誤差 パターン
メタルクラッド開閉装置	4-3AEG (非常用ディーゼル発電機受電 遮断器)	3A 非常用ディーゼル 発電機停止	0.400	0.025	6.915	7.315	5.17	7.277	7.702	6.25	2.9	- 1.33	2
	4·3C 母線に接続される遮断器 (4·3AEG を除く)	4-3AEG	0.400	0.025	0.140^{*_2}	0.540	2.06	0.184	0.609	2.26	2.9		2
	4-3BEG (非常用ディーゼル発電機受電 遮断器)	3B 非常用ディーゼル 発電機停止	0.400	0.025	6.915	7.315	5.17	7.277	7.702	6.25	2.9		2
	4·3D 母線に接続される遮断器 (4·3BEG を除く)	4-3BEG	0.400	0.025	$0.140^{\frac{2}{2}}$	0.540	2.06	0.184	0.609	2.26	2.9		2

(非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤)

※1:工認申請には、本内容を記載

※2:非常用ディーゼル発電機受電遮断器が開放するまでの時間

【非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤について、プラント毎に遮断時間が異なる理由】

「①保護継電器の動作時間」及び「②誤差」はプラント毎の差はないが、「③継電器動作後の電流供給停止までの時間」は、非常用ディーゼル 発電機の特性により決まるため、プラント毎に異なる場合がある。
	アーク放電発生箇所	アーク放電を	①保護継		③遊艇聖	誤差を考慮	しない場合	誤差を考	慮した場合			老虐して
機器 名称	遮断器名称	遮断するため に開放する遮 断器	電器の動 作時間 (sec)	②誤差 (sec)	の開極時 間等(sec)	①+③ 遮断時間 (sec) ※	アーク エネルギー (MJ) ※	①+②+③ 遮断時間 (sec)	アーク エネルギー (MJ)	三相短絡 電流(kA)	アーク 電圧(kV)	ち感じて いる誤差 パターン
	4-1HA	110	0.700	—	0.050	0.750	20.93	0.750	20.93	23.13		4
	(4·1AM/C 受電遮断器(1AHT r 側))	G10	0.700	_	0.094	0.794	22.15	0.794	22.15	23.13		4
	4·1SA (4·1AM/C 受電遮断器(1AST r 側))	ST10	0.060	_	0.050	0.110	3.26	0.110	3.26	24.51		5
	4-1EA (4-1AM/C 受電遮断器(ET r 側))	E10	0.060	_	0.066	0.126	5.45	0.126	5.45	35.84		5
メタ		4-1HA	0.400	0.025	0.100	0.500	13.95	0.525	14.65	23.13		2
ルク	4-1A 母線に接続される遮断器 (4-1HA 4-1SA 4-1FA 4-1AFC を除く)	4-1SA	0.400	0.025	0.100	0.500	14.78	0.525	15.52	24.51		2
ラッ	(4 IIIA,4 IBA,4 IEA,4 IAEO 2 际 \)	4-1EA	0.400	0.025	0.100	0.500	21.62	0.525	22.70	35.84	1.34	2
レンド 開	4-1HB	110	0.700	_	0.050	0.750	20.83	0.750	20.83	23.02		4
閉装置	(4·1BM/C 受電遮断器(1AHT r 側))	G10	0.700	—	0.094	0.794	22.05	0.794	22.05	23.02		4
旦	4-1SB (4-1BM/C 受電遮断器(1AST r 側))	ST10	0.060	_	0.050	0.110	3.27	0.110	3.27	24.62		5
	4-1EB (4-1BM/C 受電遮断器(ET r 側))	E10	0.060	_	0.066	0.126	5.40	0.126	5.40	35.52		5
		4-1HB	0.400	0.025	0.100	0.500	13.89	0.525	14.58	23.02		2
	4-1B 母線に接続される遮断器 (4-1HB 4-1SB 4-1FB 4-1BEC を除く)	4-1SB	0.400	0.025	0.100	0.500	14.85	0.525	15.59	24.62		2
		4-1EB	0.400	0.025	0.100	0.500	21.42	0.525	22.49	35.52		2
	3-1A (3-1A P/C 受電遮断器(動変 2 次側))	3-1AH	1.146	0.081	0.084	1.230	16.25	1.311	17.32	31.42		1
パワー	3-1A 母線に接続される遮断器 (3-1A を除く)	3-1A	0.400	0.025	0.066	0.466	6.16	0.491	6.49	31.42	0.467	2
センタ	3-1B (3-1B P/C 受電遮断器(動変 2 次側))	3-1BH	1.148	0.081	0.084	1.232	16.25	1.313	17.32	31.38		1
	3-1B 母線に接続される遮断器 (3-1B を除く)	3-1B	0.400	0.025	0.066	0.466	6.15	0.491	6.48	31.38		2

表 4.2 電気盤のアーク放電遮断時間及びアークエネルギーの一覧(高浜1号機)(1/3)

※ 工認申請には、本内容を記載

	アーク放電発生箇所					誤差を考慮	しない場合	誤差を考け	載した場合			
機器 名称	遮断器名称	アーク放電を悪 断するために開 放する遮断器	①保護継電 器の動作時 間(sec)	②誤差 (sec)	③遮断器の 開極時間等 (sec)	①+③ 遮断時間 (sec) ※	アーク エネルギー (MJ) ※	①+②+③ 遮断時間 (sec)	アーク エネルギー (MJ)	三相短絡 電流(kA)	アーク 電圧(kV)	考慮して いる誤差 パターン
	1A1 原子炉 C/C に接続される遮断器 (1A1 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	1A1 原子炉 C/C 受電遮断 器	0.100		0.020	0.120	1.46	0.120	1.46	19.93		6
コントロー	1A2 原子炉 C/C に接続される遮断器 (1A2 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	1A2 原子炉 C/C 受電遮断 器	0.100	_	0.020	0.120	1.19	0.120	1.19	16.30	0.075	6
-ルセンタ	1B1 原子炉 C/C に接続される遮断器 (1B1 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	1B1 原子炉 C/C 受電遮断 器	0.100	_	0.020	0.120	1.64	0.120	1.64	22.36	0.675	6
	1B2 原子炉 C/C に接続される遮断器 (1B2 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	1B2 原子炉 C/C 受電遮断 器	0.100		0.020	0.120	1.31	0.120	1.31	17.93		6

表 4.2 電気盤のアーク放電遮断時間及びアークエネルギーの一覧(高浜1号機)(2/3)

※ 工認申請には、本内容を記載

表 4.2 電気盤のアーク放電遮断時間及びアークエネルギーの一覧(高浜1号機)(3/3)

	アーク放電発生箇所				誤差:	を考慮しない	い場合	誤差	を考慮したす	易合			
機器 名称	遮断器名称	アーク放電を遮断す るために開放する遮 断器等	①保護継 電器の動 作時間 (sec)	②誤差 (sec)	 ③継電器動 作後の電流 供給停止ま での時間 (sec) 	①+③ 遮断時間 (sec) ^{※1}	アーク エネルギー (MJ) *1	 ③'継電器動 作後の電流 供給停止ま での時間 (sec) 	①+②+③' 遮断時間 (sec)	アーク エネルギ ー(MJ)	三相短絡 電流(kA)	アーク 電圧(kV)	考慮して いる誤差 パターン
メ	4-1AEG (非常用ディーゼル発電機受電 遮断器)	1A 非常用ディーゼル 発電機停止	0.400	0.025	6.924	7.324	5.19	7.313	7.738	6.35	2.9		2
タルクラッ	4-1A 母線に接続される遮断器 (4-1AEG を除く)	4-1AEG	0.400	0.025	0.140^{*_2}	0.540	2.06	0.184	0.609	2.26	2.9	1.99	2
、ド開閉装	4-1BEG (非常用ディーゼル発電機受電 遮断器)	1B 非常用ディーゼル 発電機停止	0.400	0.025	6.924	7.324	5.19	7.313	7.738	6.35	2.9	1.55	2
置	4-1B 母線に接続される遮断器 (4-1BEG を除く)	4-1BEG	0.400	0.025	0.140^{*_2}	0.540	2.06	0.184	0.609	2.26	2.9		2

(非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤)

※1:工認申請には、本内容を記載

※2:非常用ディーゼル発電機受電遮断器が開放するまでの時間

【非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤について、プラント毎に遮断時間が異なる理由】

「①保護継電器の動作時間」及び「②誤差」はプラント毎の差はないが、「③継電器動作後の電流供給停止までの時間」は、非常用ディーゼル 発電機の特性により決まるため、プラント毎に異なる場合がある。

	アーク放電発生箇所	アーク放電を	①保護継		①油將聖	誤差を考慮	しない場合	誤差を考け	慮した場合			老唐! イ
機器 名称	遮断器名称	遮断するため に開放する遮 断器	電器の動 作時間 (sec)	②誤差 (sec)	⑤遮断器 の開極時 間等(sec)	①+③ 遮断時間 (sec) ※	アーク エネルギー (MJ) ※	①+②+③ 遮断時間 (sec)	アーク エネルギー (MJ)	三相短絡 電流(kA)	アーク 電圧(kV)	考慮して いる誤差 パターン
	4-2HA	120	0.700	_	0.050	0.750	21.63	0.750	21.63	23.91		4
	(4-2AM/C 受電遮断器(2AHT r 側))	G20	0.700	_	0.094	0.794	22.90	0.794	22.90	23.91		4
	4-2SA (4-2AM/C 受電遮断器(1AST r 側))	ST10	0.060	_	0.050	0.110	3.22	0.110	3.22	24.22		5
*	4-2EA (4-2AM/C 受電遮断器(ET r 側))	E10	0.060	_	0.066	0.126	5.43	0.126	5.43	35.70		5
タル	101 日始にななとして 安眠田	4-2HA	0.400	0.025	0.100	0.500	14.42	0.525	15.14	23.91		2
ク		4-2SA	0.400	0.025	0.100	0.500	14.61	0.525	15.34	24.22		2
ラッ	(4-2HA,4-2SA,4-2EA,4-2AEG を除く)	4-2EA	0.400	0.025	0.100	0.500	21.53	0.525	22.61	35.70	1.34	2
ド	4-2HB	120	0.700		0.050	0.750	21.46	0.750	21.46	23.72		4
開	(4·2BM/C 受電遮断器(2AHT r 側))	G20	0.700	—	0.094	0.794	22.72	0.794	22.72	23.72		4
装置	4·2SB (4·2BM/C 受電遮断器(1AST r 側))	ST10	0.060	_	0.050	0.110	3.25	0.110	3.25	24.46		5
	4-2EB (4-2BM/C 受電遮断器(ET r 側))	E10	0.060	_	0.066	0.126	5.46	0.126	5.46	35.87		5
		4-2HB	0.400	0.025	0.100	0.500	14.31	0.525	15.02	23.72		2
		4-2SB	0.400	0.025	0.100	0.500	14.75	0.525	15.49	24.46		2
	(4-2HB,4-2SB,4-2EB,4-2BEG を除く)	4-2EB	0.400	0.025	0.100	0.500	21.63	0.525	22.72	35.87		2
	3·2A (3·2A P/C 受電遮断器(動変 2 次側))	3-2AH	1.147	0.081	0.084	1.231	16.25	1.312	17.32	31.40		1
パ ワ ー	3·2A 母線に接続される遮断器 (3·2A を除く)	3 - 2A	0.400	0.025	0.066	0.466	6.15	0.491	6.48	31.40	0.407	2
センタ	3-2B (3-2B P/C 受電遮断器(動変 2 次側))	3-2BH	1.146	0.081	0.084	1.230	16.25	1.311	17.32	31.42	0.467	1
	3·2B 母線に接続される遮断器 (3·2B を除く)	3-2B	0.400	0.025	0.066	0.466	6.16	0.491	6.49	31.42		2

表 4.3 電気盤のアーク放電遮断時間及びアークエネルギーの一覧(高浜2号機)(1/3)

※ 工認申請には、本内容を記載

	アーク放電発生箇所					誤差を考慮	しない場合	誤差を考け	載した場合			
機器 名称	遮断器名称	アーク放電を悪 断するために開 放する遮断器	①保護継電 器の動作時 間(sec)	②誤差 (sec)	③遮断器の 開極時間等 (sec)	①+③ 遮断時間 (sec) ※	アーク エネルギー (MJ) ※	①+②+③ 遮断時間 (sec)	アーク エネルギー (MJ)	三相短絡 電流(kA)	アーク 電圧(kV)	考慮して いる誤差 パターン
	2A1 原子炉 C/C に接続される遮断器 (2A1 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	2A1 原子炉 C/C 受電遮断 器	0.100		0.020	0.120	1.16	0.120	1.16	15.82		6
コントロー	2A2 原子炉 C/C に接続される遮断器 (2A2 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	2A2 原子炉 C/C 受電遮断 器	0.100		0.020	0.120	0.64	0.120	0.64	8.73	0.075	6
-ルセンタ	2B1 原子炉 C/C に接続される遮断器 (2B1 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	2B1 原子炉 C/C 受電遮断 器	0.100		0.020	0.120	0.81	0.120	0.81	11.10	0.675	6
	2B2 原子炉 C/C に接続される遮断器 (2B2 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	2B2 原子炉 C/C 受電遮断 器	0.100		0.020	0.120	1.33	0.120	1.33	18.14		6

表 4.3 電気盤のアーク放電遮断時間及びアークエネルギーの一覧(高浜2号機)(2/3)

※ 工認申請には、本内容を記載

表 4.3 各電気盤のアーク放電遮断時間及びアークエネルギーの一覧(高浜2号機)(3/3)

	アーク放電発生箇所				誤差:	を考慮しない	い場合	誤差	を考慮したす	易合			
機器 名称	遮断器名称	アーク放電を遮断す るために開放する遮 断器等	①保護継 電器の動 作時間 (sec)	②誤差 (sec)	 ③継電器動 作後の電流 供給停止ま での時間 (sec) 	①+③ 遮断時間 (sec) ^{※1}	アーク エネルギー (MJ) *1	 ③'継電器動 作後の電流 供給停止ま での時間 (sec) 	①+②+③' 遮断時間 (sec)	アーク エネルギ ー(MJ)	三相短絡 電流(kA)	アーク 電圧(kV)	考慮して いる誤差 パターン
メ	4-2AEG (非常用ディーゼル発電機受電 遮断器)	2A 非常用ディーゼル 発電機停止	0.400	0.025	6.924	7.324	5.19	7.313	7.738	6.35	2.9		2
タルクラッ	4·2A 母線に接続される遮断器 (4·2AEG を除く)	4-2AEG	0.400	0.025	0.140^{*_2}	0.540	2.06	0.184	0.609	2.26	2.9	1.99	2
、ド開閉装	4-2BEG (非常用ディーゼル発電機受電 遮断器)	2B 非常用ディーゼル 発電機停止	0.400	0.025	6.924	7.324	5.19	7.313	7.738	6.35	2.9	1.55	2
置	4-2B 母線に接続される遮断器 (4-2BEG を除く)	4-2BEG	0.400	0.025	0.140^{*_2}	0.540	2.06	0.184	0.609	2.26	2.9		2

(非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤)

※1:工認申請には、本内容を記載

※2:非常用ディーゼル発電機受電遮断器が開放するまでの時間

【非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤について、プラント毎に遮断時間が異なる理由】

「①保護継電器の動作時間」及び「②誤差」はプラント毎の差はないが、「③継電器動作後の電流供給停止までの時間」は、非常用ディーゼル 発電機の特性により決まるため、プラント毎に異なる場合がある。



図 4.1 非常用ディーゼル発電機受電遮断器において HEAF が発生した場合のアーク放電による短絡電流の減衰(美浜3号機)



図 4.2 非常用ディーゼル発電機受電遮断器において HEAF が発生した場合のアーク放電による短絡電流の減衰(高浜 1,2 号機)

50 保護リレー追設を踏まえた非常用ディーゼル発電機の設計上の考慮について

1. 概 要

非常用ディーゼル発電機は、技術基準規則の第14条、15条で要求される「多重性、多様性及び位置的 分散」、「悪影響防止」、「環境条件等」に関する基準に適合した設計となっている。

今回の 50 保護リレー追設については、上記の非常用ディーゼル発電機の基準適合性に影響を及ぼさない設計とする。

- 2. 非常用ディーゼル発電機に対する設計上の考慮について
 - (1) 非常用ディーゼル発電機に対する設計
 - 非常用ディーゼル発電機は、「多重性、多様性及び位置的分散」、「悪影響防止」及び「環境条件 等」の要求を踏まえ、以下のとおりの設計としている。
 - ・十分高い信頼性を確保し、かつ維持しうる設計とする。また、当該系統を構成する機器に短期間では動的機器の単一故障、長期間では動的機器の単一故障又は想定される静的機器の単一故障のいずれかが発生した場合で、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能を達成できるよう、多重性及び独立性を持つ設計とする。
 - ・他の設備から悪影響を受け、安全性を損なわないよう、配置上の考慮及び多重性を考慮する設計 とする。
 - ・付属する設備は、蒸気タービン、発電機及び内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配 管の破断、高速回転機器の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なうことのない設計とする。
 - ・地震、火災、溢水及びその他の自然現象並びに外部人為事象による他設備からの悪影響により、
 非常用ディーゼル発電機の安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。
 - (2) 50 保護リレー追設についての設計上の考慮について

今回の 50 保護リレー追設は、既工認で認可された(1)の設計に係る非常用ディーゼル発電機(MS-1)の基準適合性に影響を与えない設計とする。

具体的には、50 保護リレーが非常用ディーゼル発電機に波及的影響を及ぼさないように、50 保 護リレーについて以下のとおり設計する。

- ・非常用ディーゼル発電機の多重性及び独立性に影響を及ぼさないように、50 保護リレーは既設の 保護リレーと同様に、ディーゼル発電機制御盤内に設置する。
- ・「地震」に対しては、50 保護リレーをディーゼル発電機制御盤内に設置し、耐震 S クラスの構造 強度を有する設計とする。具体的には、今回設置する 50 保護リレーは、耐震 S クラスであるデ ィーゼル発電機制御盤の既設の保護リレーと同じ方法で盤内に取り付け固定することで、50 保護 リレーが地震時に落下・脱落しない設計とする。また、ディーゼル発電機制御盤の評価用加速度 は、既設安全系メタクラ盤に設置された 50 保護リレーと同型式の既設保護リレーの機能確認済 加速度以下となるため、安全系メタクラ盤の既設保護リレーと同様に地震によって 50 保護リレ ーが機能喪失することはない。
- ・「津波、外部衝撃、火災、蒸気タービン・発電機等の損壊に伴う飛散物」に対しては、50 保護リ

レーを既工認において基準適合性が確認されているディーゼル発電機制御盤内に設置すること で、悪影響を及ぼさない設計とする。

- ・「溢水」に対しては、50 保護リレーをディーゼル発電機制御盤内の溢水による機能喪失高さより 上に配置することで、悪影響を及ぼさない設計とする。
- ・「電気系統」の観点で50保護リレー追設が非常用ディーゼル発電機に悪影響を及ぼさないように、 50保護リレーは非常用電源系から受電し、保護リレー単独でも保守管理が可能な設計とする。



図1 ディーゼル発電機制御盤内の50保護リレー設置イメージ

	評価用加速度(水平)	評価用加速度(鉛直)
	$(\times 9.8 \text{m/s}^2)$	$(\times 9.8 \text{m/s}^2)$
美浜3号機	1.51	0. 59
高浜1号機	2.02	0. 50
高浜2号機	2.02	0.50

表1 評価用加速度(参考)

表2 溢水による機能喪失高さ(参考)

	ディーゼル発電機 制御盤設置高さ	溢水による機能喪失高さ
美浜3号機	A : EL. 4.0m B : EL. 4.0m	A : EL. 4.17m B : EL. 4.16m
高浜1号機	A : EL. 4. 0m B : EL. 4. 0m	A : EL. 4.10m B : EL. 4.13m
高浜2号機	A : EL. 4. 0m B : EL. 4. 0m	A : EL. 4. 12m B : EL. 4. 13m

(3) 50 保護リレー故障による悪影響に対する設計上の考慮

50 保護リレーは、非常用ディーゼル発電機の保護を目的としており、常に非常用ディーゼル発 電機と接続している必要があるため、50 保護リレーの故障によって非常用ディーゼル発電機の安 全機能の遂行が阻害されることがないように、以下の運転管理、保守管理による対応を行うもの とする。なお、これらは保安規定に定める運転管理、保守管理に従い実施するものであり、今回 の 50 保護リレーの設置に伴い変更するものではない。

運転管理による対応

当該保護リレーは、運転員が監視、巡視点検、運転操作、警報発信時の対応、故障時の対応、 定期的な試験・確認等を実施する。具体的には、当該保護リレーには自己診断機能が備わってお り、異常があった場合には故障警報を発信するため、運転員は中央制御室において、状態監視 を行うとともに保安規定第14条に定める巡視点検時に目視で異常有無を確認する。

また、運転員が警報発信等により、当該保護リレーの点検、復旧が必要な状態を発見した場合 は、速やかに設備主管箇所へ連絡する。

② 保守管理による対応

設備主管箇所は、当該保護リレーの点検計画を策定し、計画的に点検を実施することで設備の 健全性を維持する。

また、運転員から当該保護リレーの点検、復旧依頼があった場合は、速やかに復旧作業を開始 する。当該保護リレーの復旧は、CT 回路を短絡させ、リレーケースを引き抜くことで保護リレー 単独で取替えることができる。復旧後は、非常用ディーゼル発電機停止信号をリセットし、非常 用ディーゼル発電機を再起動することができる。

上記の運転管理及び保守管理に係る業務は、保安規定第3条の品質保証計画に基づく社内規定 にしたがって実施することで、今回追設する50保護リレーの健全性を維持するとともに、異常の 早期発見及び早期復旧に努め、偶発故障(悪影響)に対応する。

3. まとめ

50 保護リレーはディーゼル発電機制御盤内に設置することで非常用ディーゼル発電機の悪影響防止、 環境条件等に対する基準適合性に影響がないように設計しており、運転管理面及び保守管理面の対応に より、50 保護リレーの故障(悪影響)によって非常用ディーゼル発電機の安全機能の遂行が阻害される ことがない設計としている。

以 上

50保護リレーに対する安全重要度分類の考え方について

1. 概 要

今回追設する 50 保護リレーに対する安全重要度分類上の安全機能を有する設備であるかを整理した。

2. 安全機能の有無について

「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全 委員会決定)」(以下、「重要度分類指針」という。)によると、表1に示すとおり、非常用所内電源系の重 要度はMS-1と整理されている。

		異	常影	響緩	和系		
分類	定 義	機能	構築物、系統又 は機器(PWR)	特記すべき関連 系 (PWR)	構築物、系統又 は機器(BWR)	特記すべき関連 系 (BWR)	備考
MS-1		5)炉心冷却機 能	非常用炉心冷却 系 (低圧注入系、 高圧注入系、蓄 圧注入系)		非常用炉心冷却 系(低圧炉心ス プレイ系、低圧 注水系、高圧炉 心スプレイ系、 自動減圧系)		
		6) 放射性物質 の閉じ込め機 能、放射線の遮 へい及び放出低 減機能	原子がたます。 原子、アニュラマン 原離維治系、 原本の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	原子炉格納容器 排気筒	原保部で、 原務などの 原務に、 原 の た の た の た の た の た の た の た の た の た の	排気筒(非常用 ガス処理系排気 管の支持機能)	
	 2)安全上必須な その他の構築物、 系統及び機器 	 1)工学的安全 施設及び原子炉 停止系への作動 信号の発生機能 	安全保護系		安全保護系		
N.		 2) 安全上特に 重要な関連機能 	非常、の空球の 用前御へい、売却 「新御へい、売却 「「「「「「「「「「「」」」 「「「「」」」 「「」」 「「」」 「」」 「	ディーゼル発電 機燃料輸送系、 ディーゼル冷却 系、取水設備(屋 外トレンチを含 む。)	非常、 一部 「新 「 「 「 「 「 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	ディーゼル発電 機燃料輸送系、 ディーゼル冷却 系、取水設備 (屋 外トレンチを含 む。)	

表1 重要度分類指針 付表(抜粋)

今回追設する 50 保護リレーは、非常用ディーゼル発電機の過電流等を検出する既設の保護リレーと同様に、非常用所内電源系に附属する設備である。

ここで、設置許可基準規則第二条第1項第五号によると、「安全機能」とは、発電用原子炉施設の安全 性を確保するために必要な機能であって、次に掲げるものとある。

- (1)その機能の喪失により発電用原子炉施設に運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生し、 これにより公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある機能
- (2)発電用原子炉施設の運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の拡大を防止し、又は速やかに その事故を収束させることにより、公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止し、

及び放射性物質が発電用原子炉を設置する工場又は事業所外へ放出されることを抑制し、又は 防止する機能

また、設置許可基準規則第十二条(安全施設)の解釈によると、「安全機能の重要度に応じて、安全機 能が確保されたもの」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」 によるとある。

重要度分類指針の解説では、以下のとおり整理されている。

(重要度分類指針抜粋)

しかしながら、所要の安全機能は、当該系のみで単独に果たせるとは限らない。ECCS の場合には、 起動信号を発生する安全保護系、^①動力を供給する電源系(非常用所内電源系を含む。)、機器を冷却 する補機冷却系等を始めとし、その信頼性を担保し、監視するための計装、試験用設備、機器の据付 けの基礎、支持物、系統を収容する建屋とその換気空調系等が、程度の差はあっても必要である。こ のように、当該系が機能を果たすのに直接、間接に必要な構築物、系統及び機器を、本指針において は「関連系」と呼んでいる。

<u>なお、上記の定義により、本来関連系として位置付けられるべきものであっても、その支援対象が</u> 広いものについては、それ自身を当該系と位置付ける。例えば、本指針第2表のMS-1の「安全上必 須なその他の構築物、系統及び機器」がその例である。

²これ以外の関連系は、2種に大別して、当該系の機能遂行に直接必要となる関連系及びそれ以外の関連系とし、前者については当該系と同位の重要度を有するものとみなし、また、後者については当該系より下位の重要度を有するものとみなすこととする。ただし、後者の関連系で当該系がクラス3のものは、安全に関連する機能を有することから、クラス3であるとみなすこととする。

上記文中実線下線部①の記載から、「安全上必須なその他の構築物、系統及び機器」である非常用所内 電源系は当該系ではなく本来は関連系である。また、同文中破線下線部②の記載から、それ以外の関連系 は直接関連系または間接関連系と整理される。

この整理を踏まえると、非常用所内電源系の附属設備としての今回追設する 50 保護リレーは、電気事 故による過電流を検出し、電気事故範囲を限定するために遮断器を開放するなどの安全性を確保するた めの設備であるが、非常用所内電源系の機能遂行または機能維持に不可欠なものではないことから、非 常用所内電源系には含まれず、直接関連系、間接関連系のいずれにも該当しない。

したがって、HEAF 対策として今回追設する 50 保護リレーは、安全機能を有していない機器として整理 する。

以 上

1. 概 要

本資料は、今回 HEAF 対策として追設する 50 保護リレーの試験・検査方法について補足説明するものである。

2. 追設する 50 保護リレーの試験・検査方法について

HEAF 対策による健全性及び能力の確認は、保護リレー動作~遮断器解放までの時間計測についても範囲に含まれることから、それらの試験及び検査の方法について以下に記載する。

メタクラ母線フィーダー遮断器でHEAF発生を想定した場合(メタクラ受電遮断器を開放)の試験・ 検査イメージを図1に、メタクラ受電遮断器でHEAF発生を想定した場合(非常用DGを停止)の試 験・検査イメージを図2に示す。また、これらの試験・検査は、使用前事業者検査として実施する。

図1のケースでは、①、②の範囲について、①では保護リレー単体試験で動作確認、動作時間計測を行 ない、②では模擬信号を入力することにより補助リレー等の動作ならびに遮断器解放動作、動作時間計 測を行なうことによって健全性や能力を確認することができる。

図2のケースでは、①、②の範囲については、図1のケースと同様にそれぞれの動作確認、動作時間計 測によって保護リレー等の動作ならびに消磁コンタクタの動作、動作時間計測を行なうことによって健 全性や能力を確認することができる。③の消磁コンタクタONからDG停止までの間については、実電 流測定ができないことからメーカーの解析結果を用いる代替記録による検査をすることによって保護リ レー等の健全性や能力を確認することができる。



図1 試験・検査イメージ図(メタクラ受電遮断器開放まで)



図2 試験・検査イメージ図(非常用DGの短絡電流供給停止まで)

- 3. 代替記録による検査が必要となる理由、検査の妥当性
- (1) 実機での短絡電流供給停止までの時間計測可否

非常用DG受電遮断器でHEAFが発生した場合、HEAF保護完了は遮断器開放でなく、図2 に示す通り非常用DGからの短絡電流供給停止となる。

電流供給停止となる時間を測定する場合は、非常用DGが出力する電流がほぼ0(メーカー解析 結果では定格の0.01PU)となる時間を計測すればよいが、電流を計測するためには非常用D Gを出力運転状態とする必要がある。すなわち、非常用DGが非常用の負荷に給電している状態か ら消磁コンタクタを投入することが必要であるが、実機で非常用DGが短絡電流を供給する状態 を模擬する場合、非常用DGが短絡電流を供給する状態となる。これにより、機械的には短絡電流 により発生する大きな回転トルクが主要部材(コイル固定部等)に過度のストレスを与え、損傷の 可能性を招く。また、電気(熱)的には温度上昇による絶縁部の劣化を招くことになり、絶縁劣化進 展による非常用DG自体の短絡事故(内部故障)を誘発することになるため、非常用DGの短絡電 流供給状態模擬は、プラントの安全性低下を招く可能性がある。そのため、短絡電流供給停止まで の時間を実機で計測することは困難である。

(2) 検査方法の検討

(1)より、消磁コンタクタ投入後から非常用DGからの短絡電流供給停止までの時間(図2の ③)については、代替記録による必要があり、その方法を以下2ケースで検討した。

ケース1:非常用DG無負荷運転中から消磁コンタクタ投入し、電流供給停止となる時間を計測 ケース2:メーカーの解析結果を用いた代替記録の確認

ケース1について、実機での模擬を実施する場合は、非常用DG無負荷運転中(非常用DG受電 遮断器は開放状態)から消磁コンタクタを投入し、非常用DGの電圧がほぼ0となる時間を計測す ることで、非常用DGの短絡電流供給停止までの時間を代替確認する方法が考えられる。

添 7-2

消磁コンタクタ投入後に供給される電流の値は消磁後の非常用DG残留電圧に依存するため、 非常用DG無負荷運転中に消磁コンタクタを動作させた後の非常用DG電圧減衰挙動は、非常用 DG短絡電流供給中に消磁コンタクタを動作させた後の電流挙動に近い挙動を示すと考える。但 し、机上の評価では、メーカー解析結果による電流供給停止(定格の0.01PU)となる時間と 実機で電圧がほぼ0(例えば定格の0.01PU)となる時間が完全に一致するとは言えず、電圧 がほぼ0となる時間の明確な管理値を設けることは困難である。

プラントの安全性及び上記の観点より、消磁コンタクタ投入後から非常用DGの短絡電流供給 停止までの時間(図2の③)計測については、ケース2のメーカーの解析結果を用いた代替記録の 確認により実施する。

4. メーカーの解析結果を用いた代替記録について

美浜3号機及び高浜1/2号機における短絡電流減衰曲線を図3、4に示す。図3、4における③の区間 (消磁コンタクタ動作から電流供給停止までの時間)は、前述の通り代替記録の確認を行う必要があるた め、数値計算にて算出することとする。



図3 非常用DG短絡電流減衰曲線(美浜3号機の場合)



図4 非常用DG短絡電流減衰曲線(高浜1/2号機の場合)

一般的に、非常用DG給電時における短絡電流の減衰は、以下の算出式及び表1に示す定数によって 評価することができる[1]。そこで、消磁コンタクタ動作から非常用DGの短絡電流供給停止となる時間 (定格の0.01PU以下となる時間と定義)は、表1を用いた数値計算にて算出する。

なお、メーカーによる解析とは、表1を用いた短絡電流算出式は参考文献に基づく一般的な算出式[1] を用いて計算しているものである。ただし、永久短絡電流を求める際の計算に用いられる励磁特性に関 する係数については、実際の非常用DGに即したメーカー知見による係数を採用している。

①の算出式は、消磁コンタクタが投入されるより前の短絡電流の計算式であり、消磁コンタクタの投入 により消磁された後は、②の式のとおり短絡回路の時定数によって電流が減衰する。

① 消磁前(持続短絡電流がある場合)の三相突発短絡電流

$$I_{rms1} = \sqrt{I_{ac1}^{2} + I_{dc1}^{2}}$$

$$I_{ac1} = I_{d} + (I_{d}' - I_{d})e^{-\frac{t}{Td'}} + (I_{d}'' - I_{d}')e^{-\frac{t}{Td''}}$$

$$I_{dc1} = -\sqrt{2}I''\cos\alpha \times e^{-\frac{t}{Tdc}}$$

② 消磁後(持続短絡電流がない場合)の三相突発短絡電流

$$I_{rms2} = \sqrt{I_{ac2}^{2} + I_{dc2}^{2}}$$
$$I_{ac2} = I_{d}' e^{-\frac{t}{Td'}} + (I_{d}'' - I_{d}') e^{-\frac{t}{Td''}}$$
$$I_{dc2} = -\sqrt{2}I'' \cos \alpha \times e^{-\frac{t}{Tdc}}$$

[1]参考文献:新田目 倖造『電力系統技術計算の応用』(1981)、P.84~P.88

記号	定数
I _{rms}	短絡電流の実効値
I _{ac}	短絡電流の交流分の瞬時値
I _{dc}	短絡電流の直流分の瞬時値
I_d	短絡電流持続電流
I_d'	短絡電流交流分の過渡電流
$I_d^{\prime\prime}$	短絡電流交流分の初期過渡電流
T_d'	短絡電流交流分の過渡時定数
$T_d^{\prime\prime}$	短絡電流交流分の初期過渡時定数
T_{dc}	短絡電流直流分の時定数
α	短絡瞬時の電圧の位相角

表1 短絡電流算出式定数一覧

プラント	①保護リレー 動作時間	②補助リレー及び 消磁コンタクタ 動作時間	③電流供給停止時間 (定格の0.01PU 以下となる時間)
美浜3号機	0.400s	0.575s	7.315s
高浜1号機	0.400s	0.585s	7.324s
高浜2号機	0.400s	0.585s	7.324s

表2 非常用DGの短絡電流供給停止に至るまでの時間

<u>5. まとめ</u>

HEAF 対策として追設する 50 保護リレーについては、上述の方法で試験・検査を実施することにより使用前事業者検査にて保護リレーの健全性及び能力を確認できる。

以上

非常用発電装置の出力の決定に関する説明書における 外部電源又は主発電機からの給電時の各遮断器の遮断時間について

1. 概 要

本資料は、資料4(非常用発電装置の出力の決定に関する説明書)における外部電源又は主発電機からの給電時の各遮断器の遮断時間(第2-1表:既工認記載部分)について補足説明するものである。

2. 各遮断器の遮断時間について

本申請書に記載している資料4(非常用発電装置の出力の決定に関する説明書)のうち、第2-1表については、平成31年4月26日認可後、NRA 殿との面談「美浜3号機及び高浜1・2号機 高エネルギー アーク損傷対策に係る工認申請の設計変更についての面談(令和元年12月17日)」(参考資料-1参照) を実施しており、その設計変更の内容を記載している。

以上

参考資料-1





美浜3号機、高浜1,2号機 高エネルギーアーク損傷対策に係る工認申請の 設計変更について

2019年12月17日 関西電力株式会社



1. 概要

- ✓ 2018年10月19日に工事計画認可申請し、2019年4月26日に認可いただいた「美浜3号機、高浜 1号機、高浜2号機 高エネルギーアーク損傷対策に係る工事計画」において、所変受電時の所変受電遮 断器へのHEAF対策に関して「2.設計変更理由」により、保護リレーの動作確実性を考慮し、以下の図 に示すとおり、保護ロジックの設計変更を実施する。
- ✓ 保護ロジックの設計変更とは、所変受電遮断器でのHEAF想定において、MG87保護リレーと51B保護リレーのアンドロジックにて、発電機負荷開閉器(美浜3号機の場合:G30)を開放する設計としていたものを、H50-51保護リレーと51B保護リレーのアンドロジックに変更するものである。(大飯3,4号機同様設計)※詳細な回路系統図は「7.参考」参照。



The Kansai Electric Power Co., Inc.

2. 設計変更理由

- ✓ 高浜1,2号機及び美浜3号機で建設時より採用されている MG87保護リレーは、主変を含む発電機主回路から所変回路までが 保護範囲(図の緑範囲)であり、可能な限り広い範囲を保護すると いう設計思想より採用されたものである。また、所変回路の保護には もともとH50-51保護リレー(図の赤範囲)も設置されている。
- ✓ 美浜3号機及び高浜1,2号機のHEAF対策としては、51B保護 リレー(図の青範囲)との保護協調を考慮する必要がないこと、動 作時間がH50-51保護リレーよりも動作時間が早いことから、MG87 保護リレーと51B保護リレーとのアンドロジック設計で進め工認申請し た。



- ✓ しかしながら、工事計画認可後にプラントメーカーにて詳細設計を進めたところ、51B保護リレーとのアンドロジックは、 MG87保護リレーよりもH50-51保護リレーを採用する方が、以下の観点から<u>現設計より信頼性あるHEAF対策となる</u>こと が判明した。
 - MG87は主に所変1次側(主変〜発電機主回路)の電気事故を検出するための保護リレーである。保護範囲としてHEAF事故点として想定する所変2次側も含まれるが、所変2次側へ供給される電流は1次側と比べ非常に小さく、相対的に所変2次側事故時の検出感度は下がる方向となる。
 - ② <u>プラント建設時の設計思想では所変回路の保護はH50-51保護リレーを期待</u>しており設計思想を踏まえたHEAF 対策となる。

MG87保護ルー: 広範囲保護(発電機~主変圧器~所内変圧器)、H50-51保護ルー: 狭範囲保護(所内変圧器1次側から2次側) ✓ なお、これらの設計変更は、これまで工認申請でご説明した基本設計方針等を変更するものではなく、また、設計変更後 の遮断時間から算出されるアークエネルギーについては、誤差を考慮しても閾値内に収まることは確認済である。

4. 工認計画認可申請書への影響

✓ 保護ロジックの設計変更に伴い工事計画認可申請書への影響ついては、添付資料内(非常用発電装置の出力の決定に関する説明書)の数値変更のみであり、本文記載には影響がないものである。

工事計画認可申請書	申請書への影響有無
本文	影響なし
添付資料	影響あり
補足説明資料【参考】	影響あり

✓ 変更箇所の一例(美浜3号機のメタクラC系の例)として以下に示す。

アーク放電発生箇所		アーク放電を遮断するた	変更前		変更後		
		めに開放する遮断器 	遮断時 アークエネル		遮断時	アークエネル	しきい値
機器名称	遮断器名称		間 (s)	キー (MJ)	間 (s)	キー (MJ)	
メタクラッド 開閉装置	4−3C (M/C受電	130(主変遮断器)	<u>0. 110</u>	<u>3. 38</u>	<u>0. 650</u>	<u>19. 95</u>	
	遮断器(HTr 側))	G30(発電機負荷開閉 器)	<u>0. 750</u>	<u>23. 02</u>	<u>0. 694</u>	<u>21. 30</u>	<u>25MJ</u>



(詳細については、添付資料1参照。)

5. 適合性確認検査のスケジュール



✓ 本設計変更にかかわる至近の検査については、美浜3号機11月28日に適合性確認検査である。

(高浜1,2号機については、美浜3号機以降であり、時期は未定。)



The Kansai Electric Power Co., Inc.

6. 設計変更理由補足説明(1/3)

- ✓ 現場工事を実施するにあたり2019年4月26日に認可後に詳細解析を実施した結果、保護を期待する保護リレー(MG87)の設計 変更(MG87(差電流動作)→H50-51(過電流動作):大飯34号機同様設計)を実施することにより、動作信頼性をより確実な ものとする必要があることから保護ロジックについて設計変更するものである。
- ✓ 美浜3号機及び高浜1,2号機の当初設計としては、保護リレー(51B)との保護協調を考慮する必要がないこと、動作時間がH50-51 よりも早い(MG87動作時間:0.060s)ことを考慮し、MG87を採用し設計を進めていた。
- ✓ しかし、詳細解析を実施したところ、図1~3に示す通り所変2次側事故(所変受電遮断器HEAF)の場合、MG87の動作判定条件となる差 電流が小さくなり、HEAF時の動作点が保護境界近傍(動作域側)となることが判明した。(図4参照)

・通常は、図1に示す電流の流れとなり差電流Iは0となりMG87は動作しない。

・MG87の主な保護範囲となる所変1次側事故では、図2の通り事故点に対して発電機側及び系統(主変)側から事故電流が 供給され、所変2次側の入力はほぼ0のため差電流 I は190 k AとなりMG87は動作する。



6. 設計変更理由補足説明(2/3)

- ✓ 一方で、HEAF事故として想定している所変2次側事故では、所変のインピーダンス(抵抗)が発電機や主変と比べ大きいため、図3の通り系統(主変)側からの電流供給がほとんどなく、MG87が検出する差電流Iは非常に小さいものとなる。
- ✓ 差電流 I が非常に小さくなることで、図4の通りMG87の不動作域に入る可能性がある。従い、動作信頼性としてより確実にHEAF保護が 可能となるH50-51保護リレーを採用する。
 - ⇒H50-51は、MG87とは異なり、回路抵抗より一定値で求まる短絡電流を検出して動作するため、系統やプラントの状態によらず 確実に動作し、HEAF保護すること可能となる。



※:()内の数値は100MVAベースの%インピーダンスを示す

The Kansai Electric Power Co., Inc.



- ✓ なお、設計変更後の主変遮断器(美浜の場合:130)の開放時間から算出されるアークエネルギーについては、誤差等を考慮したとしてもアーク エネルギー閾値(25MJ)内に収まることは確認済である。
- ✓ さらに図5の通りH50-51保護リレーを採用した場合においても保護協調に設計余裕をとっており、図6の短絡事故においてH50-51が51Bよりも先に動作(協調逆転)することは無いことも確認済である。



※51B保護リレーもH50-51保護リレーと同様に50要素は含まれているため、 H50-51保護リレーと同様の50要素動作域を持っている。(51B動作カーブの 横線より上側)



7. 参考



設計変更後の回路系統図

2018年10月19日に工事計画認可申請し、2019年4月26日に認可いただいた 「美浜3号機 高エネルギーアーク損傷対策に係る工事計画」抜粋

資料40 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書

を更なし

物件の機能に電気的又は磁気的な障害を与えない設計とする。

(4) 供給支障の防止

発変電設備の損傷による供給支障の防止のため、過電流を生じた場合、保護継電 器にて検知し、遮断器を開放して自動的に発電機を電路から遮断する設計とする。 発電機は、短絡電流及び非常調速装置が動作して達する回転速度に対して、十分な 機械的強度を有する設計とし、三相短絡試験により異常のないことを確認する。発 電所構内には、発電機の運転に必要な知識及び技能を有する者が常時駐在すること により、常時監視しない発電所は施設しない設計とする。

2.1.3 遮断器

遮断器は、原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準を準用し、以下の設計と する。

(1) 感電、火災等の防止

遮断器は、感電防止のため接地し、また、充電部分に容易に接触できない設計と する。電路は大地から絶縁する設計とし、絶縁抵抗測定により異常のないことを確 認する。電線の接続箇所は、端子台等により接続することで電気抵抗を増加させな いとともに、絶縁性能の低下及び通常の使用状態において断線のおそれがない設計 とする。遮断器は、JESC E7002に基づき、通常の使用状態において発生する熱に耐 える設計とし、火災防止のため、閉鎖された金属製の外箱に収納し、隔離する設計 とする。遮断器は、適切な接地工事を施し、鉄台及び金属性の外箱には、A種接地 工事を施す設計とする。取扱者以外の者の立入を防止するため発電所には、人が容 易に構内に立ち入るおそれがないようフェンスを設置する設計とする。

(2) 異常の予防及び保護対策

異常の予防及び保護対策のため、高圧電路に施設する過電流遮断器は、施設する 箇所を通過する短絡電流を遮断する能力を有し、その作動に伴いその開閉状態を表 示する装置を有する設計とする。

重要安全施設(「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第2条第2項第9号に規定する重要安全施設をいう。以下同じ。)へ電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤 のうち非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤以外の電気盤(安全施設(重要 安全施設を除く。)への電力供給に係るものに限る。)(以下「HEAF対策対象盤」



という。)について、アーク火災が発生しないアークエネルギーの閾値(M/C25MJ、 P/C18MJ、C/C4.4MJ)を超えない時間でアーク放電が発生した遮断器の上流の遮断器 を開放し、アーク放電の継続を防止することでアーク火災を防止し、電気盤の損壊

変更なし

の拡大を防止することができる設計とする。

なお、HEAF対策対象盤は、「高エネルギーアーク損傷(HEAF)に係る電気盤の設 計に関するガイド」を踏まえ、アーク放電を発生させる試験、アーク火災発生の評 価を実施し、高エネルギーアーク損傷に係る対策の判断基準を設定する。

発生するアークエネルギーは、次式により求め、各遮断器の遮断時間を第2-1表に 示す。

$\mathbf{E}_{3\phi} = \mathbf{V}_{arc} \times \mathbf{I}_{arc} \times \mathbf{t}_{arc}$	
E ₃₀ : 三相のアークエネルギー	
V _{are} : HEAF試験の結果から得られたアーク電圧	
I _{are} : 三相短絡電流の平均値	
t _{are} : アーク発生時の遮断器の遮断時間	

第2-1図に示した各母線に接続されるすべての遮断器(ディーゼル発電機に係る部 分を除く。)をアーク放電発生箇所とし、各アーク放電発生箇所の上流の遮断器を 開放することによりアーク放電を遮断する。



第2-1図 アーク放電発生箇所とアーク放電を遮断する遮断器

(3) 電気的、磁気的障害の防止

遮断器は、閉鎖構造(金属製の筐体)及び接地の実施により、電気的又は磁気的 な障害を与えない設計とする。

(4) 供給支障の防止

発変電設備の損傷による供給支障の防止のため、過電流を生じた場合、保護継電 器にて検知し、遮断器を開放して自動的に発電機を電路から遮断する設計とする。 発電所構内には、遮断器の運転に必要な知識及び技能を有する者が常時駐在し、 常時監視しない発電所は施設しない設計とする。

- M3-添40-5 -

: 要修正箇所を示す

(1 / 2)
各遮断器の遮断時間
第2-1表

	アーク放電発生箇所	いたから ですり で 単 Tra の		
橼 名器 称	遮断器名称	ノーノ灰竜を遮断すっため に開放する遮断器	遮斯時間(s)	アークエネルギー(MJ)
	4-3C	130	0. 110⇒0. 650	3. 38 ⇒19. <mark>95</mark>
	(4-3CM/C 受電遮断器(HT r 側))	630	0. 750⇒0. 694	23. 02 ⇒ 21. 30
	4-3SC (4-3CM/C 受電遮断器(ST r 側))	ST20	0. 110	3. 23
	4-3EC (4-3CM/C 受電遮断器(ET r 侧))	E10	0. 126	3. 22
×X		4–3C	0. 700⇒0. 500	21. 48 ⇒1 <mark>5</mark> . 35
ルト	4-3C 母線に接続される恵野瑞 (4-3C 4-3SC 4-3SC 4-3NEC か除く)	4–3SC	0. 700 ⇒ 0. 5 00	20 . 52 ⇒14. 66
11	11 00, 1 000, 1 000, 1 0000 C M // /	4-3EC	0. 700⇒0. 5 00	17. 86 ⇒12. 76
、 注 🗄	4-3D	130	0. 110⇒0. 650	3. 37 ⇒19. 90
EE:	(4-3DM/C 受電遮断器(HT r 側))	630	0. 750 ⇒ 0. 694	22. 96 ⇒21. 25
装置	4-3SD (4-3DM/C 受電遮断器(ST r 侧))	ST20	0. 110	2.99
	4-3ED (4-3DM/C 受電遮断器(ET r 侧))	E10	0. 126	3.22
		4-3D	0. 700 ⇒0 . 5 00	21. 43 ⇒ 15. 31
	4-3D 牡祿に波続される遮野瑞 (4-3D 4-3SD 4-3ED 4-3BEC が除く)	4-3SD	0. 700 ⇒ 0. 500	18. 98 ⇒13. 5 6
		4-3ED	0. 700 ⇒ 0. 500	17. 86 ⇒ 12. 76

- 4 -

	アーク放電発生箇所	オキューがある。		
<i>犧 名</i> 器 称	遮斯器名称	ノーン以車で陸町りつため に開放する進断器	遮断時間 (s)	アークエネルギー(MJ)
	3-3C (3-3C P/C 受電遮断器(動変 2 次側))	3-3CH	0. 384 ⇒0. 284	4, 96 ⇒3. 67
	3-3C 母線に接続される遮断器 (3-3C を除く)	3–3C	0. 366 ⇒0. 266	4. 73⇒3. 44
パワー	3-3D (3-3D P/C 受電遮斯器(動変 2 次側))	3-3DH	0. 384 ⇒ 0. 284	4 . 96⇒3. 67
センタ	3-3D 母線に接続される遮断器 (3-3D を除く)	3-3D	0. 366 ⇒0. <mark>266</mark>	4. 73 ⇒3. 44
	3-3E (3-3E P/C 受電遮断器(動変 2 次側))	3-3ЕН	0. 38 4 ⇒ 0. 284	4. 95 ⇒3. 67
	3-3E 母線に接続される遮断器 (3-3E を除く)	3-3E	0. 366 ⇒ 0. 266	4. 72⇒3. 43
5	3C1 原子炉 C/C に接続される遮断器 (3C1 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	3C1原子炉 C/C 受電遮断器	0. 120	1. 41
1740-	3C2 原子炉 C/C に接続される遮断器 (3C2 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	3C2原子炉 C/C 受電遮断器	0.120	1.14
ーチャン	3D1 原子炉 C/C に接続される遮断器 (3D1 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	3D1 原子炉 C/C 受電遮断器	0. 120	1. 58
R	3D2 原子炉 C/C に接続される遮断器 (3D2 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	3D2 原子炉 C/C 受電遮断器	0.120	1.28

- 5 -

2018年10月19日に工事計画認可申請し、2019年4月26日に認可いただいた 「美浜3号機 高エネルギーアーク損傷対策に係る工事計画」補足説明資料 抜粋

参考

美浜発電所3号機 工事計画認可申請書 補足説明資料

平成31年2月

関西電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は、商業機密あるいは防護上の観点から公開できません。

-1-

- 6 -

で更な

(1) 遮断器の遮断時間の設定

実用発電用原子炉施設の保安電源設備のうち、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当 該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤に発生するアークエネルギーが、「4.2 アーク火災が 発生しないアークエネルギーのしきい値に係る評価」にて評価したアークエネルギーのしきい値 以下となるよう、遮断器の遮断時間を設定する。

電気盤に発生するアークエネルギーは、電気盤に発生する三相短絡電流及び HEAF 試験の結果 から得られたアーク電圧の積により算出したアークパワーを遮断器の遮断時間で積分した値とし ており、以下の式にて算出した。

$$\begin{split} \mathbf{E}_{3\,\phi} &= \mathbf{V}_{\mathrm{arc}} \times \mathbf{I}_{\mathrm{arc}} \times \mathbf{t}_{\mathrm{arc}} \\ &= \mathbf{0.9} \times \mathbf{V}_{\mathrm{arc}} \times \mathbf{I}_{\mathrm{rms}} \times \mathbf{t}_{\mathrm{arc}} \end{split}$$

E3₆ :三相のアークエネルギー

Vare:HEAF 試験の結果から得られたアーク電圧

Iarc :三相短絡電流の半均値

Irms :三相短絡電流の実効値

tarc :アーク発生時の遮断器の遮断時間

a. HEAF 試験の結果から得られたアーク電圧について

アークエネルギーの算出時に使用するアーク電圧は、HEAF 試験の結果から表 6.2 に示す アーク電圧を用いた。

b. 各電気盤に発生する三相短絡電流について

アークエネルギーの算出時に使用する三相短絡電流は、実機で発生する三相短絡電流値に 近い値を算出するため、電源から短絡箇所までの電路インピーダンス%Z(ケーブル、発電機、 変圧器含む)を用いて、以下の式にて算出した。

短絡電流(A) = $\frac{基準容量(VA)}{\sqrt{3\times 基準電圧(V)}} \times \frac{100}{\%Z}$

-55-

を更な

c. 遮断器の遮断時間について

アークエネルギーの算出時に使用する遮断器の遮断時間は、保護継電器及び補助リレーの 動作時間並びに遮断器の開極時間等を積み上げた値を設定し、さらに保護継電器等の誤差を 考慮した遮断器の遮断時間によるアークエネルギーがアークエネルギーのしきい値以下とな るよう設計している。(図 6.1)

なお、工事計画(変更)認可申請書に記載している遮断器の遮断時間については、表 6.2 に 示すとおり誤差を考慮しない遮断器の遮断時間を記している。



図 6.1 遮断器の遮断時間の考え方

遮断器の遮断時間 に含まれる誤差の考え方を図 6.2 に示し、考慮した誤差について表 6.1



図 6.2 遮断器の遮断時間に含まれる誤差の考え方

誤差	使用する	保護継電器	判未	備考
<i>パター</i> ン	機種	保護要素	缺定	
1	製品 A	51(過電流継電器)	+7%	
2		50(短絡継電器)	+0.025s	動作設定域: 0.1 秒~0.4 秒
3			+5%	動作設定域: 0.5 秒~1.0 秒
4	製品 B	51(過電流継電器)	+12%	
5		50(短絡継電器)	_*	誤差無し(下記以外の場合)
6			+0.01s	誤差有り(ソフトウェアタイマを使用する場合)
7		87(比率差動継電器)	*	
8	製品 C	50(短絡継電器)	*	

表 6.1 遮断器の遮断時間に関する誤差

※保護継電器の設定値に対するプラス誤差0秒。

電気盤のアークエネルギー及び遮断器の遮断時間について、表 6.2 に示す。

-56-
変更なし

また、実機プラント全ての電気盤のアークエネルギー及び遮断器の遮断時間について、添付資料-4に示す。なお、遮断器の遮断時間の設定に当たっては、上流及び下流の遮断器の遮断時間の協調を考慮することにより、故障による影響範囲を局所化する設計とする。

را 1∠ ا			\sim	\sim	2	- 6	\sim			\sim	\sim	2		\sim	$\overline{\gamma}$	\sim)					
箇所を元	大 一 手	ちい たい たい きょう		ی ع	2	-	3	- S	3 2	2 - 2	2 <mark>0</mark>	2	5	- - -	9 7	3 2	3	2	5	5	5	61
:要修正		アーク 電圧(kV)			-				1.34			-				~				0.467		
		三相短給 電流(kA)	25.44	25.44	24.30	21.15	25.44	24.30	21.15	25.38	25.38	22.48	21.15	25.38	22.48	21.15	30.73	30.73	30.70	30.70	30.67	30.67
	した場合	アーク エネルギー (Alu)	9.90 9.90	23.04	3.23	3.22	22.40	21.40 15.39 13.40	16.63	0.07	23.68	2.99	3.22	22.21 ^{6.07}	14.24 1 3.80 13.40	18.65	4.00 5.20	3.76 5.06	3.99	3.76 5.05	3.99 5.20	3.76 5.05
≧浜3号機	誤差を考慮	(1+2)+3 通時時題 (1)+2)+3	0.116 ^{0.650}	0.694	0.110	0.126	0.790 0.525	0.525	0.790	00000	0.780 U. ^{b94}	0.110	0.126	0.730 0.525	0.525 0.730	0.730 0.023	0.309 0.409	0.291 0.301	0.309 0 . 103	0.291 0 .391	0.309 0 . 100	0.291 0 .001
 1一覧 (美	しない場合	アーク エネルギー (Mu) ※	9.96 ^{19.95}	21.30	3.23	3.22	21-10 15.35	<u>30.55</u> 14.66	9071	9:97	06:22	2.99	3.22	<u>21.46^{15,31}</u>	10.90	17.00 ¹ - / 0	3.67 +.50	3.44 1.73	3.67 1.30	3.44 4.73	3.67	3.43 1.72
号の遮断時	誤差を考慮!	(1+3) (1+3) (1+3) (1+3)	0.116 ^{0.650}	0.694	0.110	0.126	0.500	0.500 0.706 0.500	0.706	0.110	0.750	0.110	0.126	0.700	0.500 0.706	0.706	0.284 0.004	0.266 0.266	0.284 0.384	0.266 0.360	0.284 0.304	0.266 0 .006
及び遮断器	Condenter an m	③通野希() 開極時間等 (sec)	0.050	004 000 \$	0.050	0.066	$5 \\ 0.100 \\ 0$	$\frac{5}{5}$ 0.100 $\frac{1}{5}$	→ 0.100 X	~450~Y	094 0.150 🌾	0.050	0.066	20.100		0.100	0.084	0.066	0.084	0.066	0.084	0.066
ネルギー		②誤差 (scc)	1			1	0.02000	0.02 0.02 0.02	0:00:0		0 <u>.030</u> 0		1	0.025	0.025 0.025	060.0	0.025	0.025	0.025	0.025	0.025	0.025
アークエ		 ①保護継續 器の動作時 問 (sec) 	00 0 000	0.600	0.060	0:060	000-0 0	00 0:000	00 0 .600)0 0:060)	0.600	0.060	0:060	100 0.000	000 - 000	100 0.000	0.200 0.300	0.200 0.200	0.200 0.200	0.200 0.200	0.200 0.900	0.200 0.300
1.7 電気盤の	「「「」」	ノーク反电と画 断するために開 放する進断器	130 2 0.6	G30	ST20	E10	4-3C 2 0.4	$4-3SC \neq 0.1$	4-3EC	130 \$ 0.6	G30	ST20	E10	$4-3D \qquad 50.4$	$4-3SD \qquad \qquad$	4 3ED 🔇 0.4	з-зсн 🗧	3-3C	3-3DH	3-3D 🗧	3-3EH	3-3E
表 4	アーク放電発生箇所	海安器电源	4-3C	(4-3CM/C 受電遮断器(HT r 側))	4-3SC (1-3CM/C 受電進断器(ST r 側))	4-3EC (4-3CM/C 受電遮断器(ET r 側))		- 4-3C 中級に被約 K から 南野猪 (4-3C,4-35C,4-35C,4-3A PG 外際く)		4-3D	(4-3DM/C 受電速断器(HT r 側))	4-3SD (1-3DM/C 受電遮断器(ST r 例))	4-3ED (4-3DM/C 受電速断器(ET r 側))	 A set of the track of the set o	- 4-3D 母報に接続される恵野器 (4-3D,4-3SD,4-3ED,4-3BEG 空深く)		3-3C (3-3C P/C 受電遮断器(動変 2 次側))	3-3C 母線に接続される遮断器 (3-3C を除く)	3-3D (3-3D P/C 受電遮断器(動変 2 次 侧))	3-3D 母線に接続される遮断器 (3-3D を除く)	3-3E (3-3E P/C 受電速術器(動変 2 次側))	3-3B 母線に按続される運断器 (3-3B を除く)
		縷 名 称				~	A.	グイ	12	<u>ــــــــــــــــــــــــــــــــــــ</u>	王 王	型法置							パワー	<i>ه</i> \4		

- (~~~)- 茶付 4-14-

※ 工認申請には、本内容を記載

۲ ۴ ۴	が高しい こと出来	王が		œ	œ	æ	8
	7 - J	電/丘(kV)				0.670	
	三相短絡	電流(kN)		19.22	15.35	21.39	17.46
ました場合	7 - 7	エネルボー	(PN)	1.41	1.14	1.58	1.28
誤差を考慮	(I)+(2)+(3)	遮野时間	(sec)	0.120	0.120	0.120	0.120
しない場合	アーク	エネトボー	(PW) ※	1.41	1.14	1.58	1.28
誤差を考慮	(T+3)	遮野时間	(sec) ※	0.120	0.120	0.120	0.120
 Methy nn	(3)通野猫(2) 同時里目位	用他子同学	(sec)	0.020	0.020	0.020	0.020
	②誤差	(sec)		Ι	I	Ι	I
用意味言の	し保護権間	「「「」」の「「」」	IAI (SCC)	0.100	0.100	0.100	0.100
歩 2014 1312 1	ノーク反晶の感覚ナスなない間	例)の/Callelle +ferty、managen	以りつ過町番	3C1 原子炉 C/C 受電遮断 器	3C2 原子炉 C/C 受電遮断 器	3D1 原子炉 C/C 受電遮断 器	3D2 原子炉 C/C 受電遮断 器
アーク放電発生箇所		遮断器名称		3C1 原子炉 C/C に接続される遮断器 (3C1 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	3C2 原子炉 C/C に接続される遮断器 (3C2 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	3D1 原了炉 C/C に接続される遮断器 (3D1 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	3D2 原子炉 C/C に接続される遮断器 (3D2 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)
	intri 364	次部	\$ \$		п /~ ם-	ーチセンタ	

※ 丁認中請には、本内容を記載

- 11 -

孫付 4-15-

変更なし

2018年10月19日に工事計画認可申請し、2019年4月26日に認可いただいた 「高浜1号機 高エネルギーアーク損傷対策に係る工事計画」抜粋

資料40 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書

変更なし

(4) 供給支障の防止

発変電設備の損傷による供給支障の防止のため、過電流を生じた場合、保護継電 器にて検知し、遮断器を開放して自動的に発電機を電路から遮断する設計とする。 発電機は、短絡電流及び非常調速装置が動作して達する回転速度に対して、十分な 機械的強度を有する設計とし、三相短絡試験により異常のないことを確認する。発 電所構内には、発電機の運転に必要な知識及び技能を有する者が常時駐在すること により、常時監視しない発電所は施設しない設計とする。

2.1.3 遮断器

遮断器は、原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準を準用し、以下の設計と する。

(1) 感電、火災等の防止

遮断器は、感電防止のため接地し、また、充電部分に容易に接触できない設計と する。電路は大地から絶縁する設計とし、絶縁抵抗測定により異常のないことを確 認する。電線の接続箇所は、端子台等により接続することで電気抵抗を増加させな いとともに、絶縁性能の低下及び通常の使用状態において断線のおそれがない設計 とする。遮断器は、JESC E7002に基づき、通常の使用状態において発生する熱に耐 える設計とし、火災防止のため、閉鎖された金属製の外箱に収納し、隔離する設計 とする。遮断器は、適切な接地工事を施し、鉄台及び金属性の外箱には、A種接地 工事を施す設計とする。取扱者以外の者の立入を防止するため発電所には、人が容 易に構内に立ち入るおそれがないようフェンスを設置する設計とする。

(2) 異常の予防及び保護対策

異常の予防及び保護対策のため、高圧電路に施設する過電流遮断器は、施設する 箇所を通過する短絡電流を遮断する能力を有し、その作動に伴いその開閉状態を表 示する装置を有する設計とする。

重要安全施設(「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基 準に関する規則の解釈」第2条第2項第9号に規定する重要安全施設をいう。以下同 じ。)へ電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤 のうち非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤以外の電気盤(安全施設(重要 安全施設を除く。)への電力供給に係るものに限る。)(以下「HEAF対策対象盤」 という。)について、アーク火災が発生しないアークエネルギーの閾値(M/C25MJ、 P/C18MJ、C/C4.4MJ)を超えない時間でアーク放電が発生した遮断器の上流の遮断器 を開放し、アーク放電の継続を防止することでアーク火災を防止し、電気盤の損壊 の拡大を防止することができる設計とする。



変更なし

なお、HEAF対策対象盤は、「高エネルギーアーク損傷(HEAF)に係る電気盤の設 計に関するガイド」を踏まえ、アーク放電を発生させる試験、アーク火災発生の評 価を実施し、高エネルギーアーク損傷に係る対策の判断基準を設定する。

発生するアークエネルギーは、次式により求め、各遮断器の遮断時間を第2-1表に 示す。

$\mathbf{E}_{3\phi} = \mathbf{V}_{arc} \times \mathbf{I}_{arc} \times \mathbf{t}_{arc}$	
E ₃₀ : 三相のアークエネルギー	
V _{are} : HEAF試験の結果から得られたアーク電圧	
I _{arc} : 三相短絡電流の平均値	
t _{ar} : アーク発生時の遮断器の遮断時間	

第2-1回に示した各母線に接続されるすべての遮断器(ディーゼル発電機に係る部 分を除く。)をアーク放電発生箇所とし、各アーク放電発生箇所の上流の遮断器を 開放することによりアーク放電を遮断する。



(3) 電気的、磁気的障害の防止

遮断器は、閉鎖構造(金属製の筐体)及び接地の実施により、電気的又は磁気的 な障害を与えない設計とする。

(4) 供給支障の防止

発変電設備の損傷による供給支障の防止のため、過電流を生じた場合、保護継電 器にて検知し、遮断器を開放して自動的に発電機を電路から遮断する設計とする。 発電所構内には、遮断器の運転に必要な知識及び技能を有する者が常時駐在し、

常時監視しない発電所は施設しない設計とする。

3
$(1 \swarrow 2)$
各遮断器の遮断時間
第2-1表

	第2-13	表 各遮断器の遮断時間(1/	2) (<u>1</u>	要修正箇所を示す
	アーク放電発生箇所	レートが東西ナレイス		
<i>滚</i> 名器 称	遮断器名称	ノーノ及电を巡断するにの に開放する遮断器	遮断時間(s)	アークエネルギー(MJ)
	4-1HA	110	0. 110 ⇒0 . 750	3. 07 ⇒20. 93
	(4-1AM/C 受電遮断器(1AHT r 側))	610	0. 550 ⇒0 . 794	$15.35 \Rightarrow 22.15$
	4-1SA (4-1AM/C 受電遮断器(1AST r 側))	ST10	0.110	3. 26
	4-1EA (4-1AM/C 受電遮断器(ET r 側))	E10	0.126	5. 45
XX		4-1HA	0.500	13.95
イイ	4-IA 母線に接続される遮断器 (1-INA 1-ICA 1-IEA 1-IAEC を除く)	4-1SA	0.500	14.78
シンシ	VI IIIA, I IOA, I ILA, I IALU C (K. V.	4-1EA	0.500	21.62
<u>ن</u> د ا	4-1HB	110	0. 110 ⇒0 . 750	3. 06 ⇒20 . 83
開閉	(4-1BM/C 受電遮断器(1AHT r 側))	610	0. 550 ⇒0 . 794	15.27 ⇒22 .05
装置	4-1SB (4-1BM/C 受電遮断器(1AST r 側))	ST10	0. 110	3. 27
	4-1EB (4-1BM/C 受電遮断器(ET r 側))	E10	0. 126	5.40
		4-1HB	0.500	13.89
	4-IB 母線に接続される遮断器 (1-IHB 1-ISB 1-IEB 1-IBEC を除く)	4-1SB	0.500	14.85
	(1 1110, 1 100, 1 110, 1 1000 C (% \ /	4-1EB	0.500	21.42

	アークエネルギー(MJ)	16. 25	6.16	16. 25	6.15	1.46	1.19	1.64	1.31
	遮断時間(s)	1.230	0. 466	1.232	0.466	0.120	0.120	0.120	0.120
アークお雪を凍筆すんため	、「今日に「一日」」。これ、「「「開放する遮断器」	3-1AH	3-1A	3-1BH	3-1B	1A1 原子炉 C/C 受電遮断器	1A2 原子炉 C/C 受電遮断器	1B1 原子炉 C/C 受電遮断器	1B2 原子炉 C/C 受電遮断器
アーク放電発生箇所	遮断器名称	3-1A (3-1A P/C 受電遮断器(動変 2 次側))	3-1A 母線に接続される遮断器 (3-1A を除く)	3-1B (3-1B P/C 受電遮断器(動変 2 次側))	3-IB 母線に接続される遮断器 (3-IB を除く)	1A1 原子炉 C/C に接続される遮断器 (1A1 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	1A2 原子炉 C/C に接続される遮断器 (1A2 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	1B1 原子炉 C/C に接続される遮断器 (1B1 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	1B2 原子炉 C/C に接続される遮断器 (1B2 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)
	鯼 名器 称		パワー	タハム		П	ントロー	ーチャン・	X

第2-1表 各遮断器の遮断時間(2/2)

152

変更なし

参考

2018年10月19日に工事計画認可申請し、2019年4月26日に認可いただいた 「高浜1号機 高エネルギーアーク損傷対策に係る工事計画」補足説明資料 抜粋

高浜発電所1号機

工事計画認可申請書 補足説明資料

平成31年2月

関西電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は、商業機密あるいは防護上の観点から公開できません。

で更な

(1) 遮断器の遮断時間の設定

実用発電用原子炉施設の保安電源設備のうち、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当 該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤に発生するアークエネルギーが、「4.2 アーク火災が 発生しないアークエネルギーのしきい値に係る評価」にて評価したアークエネルギーのしきい値 以下となるよう、遮断器の遮断時間を設定する。

電気盤に発生するアークエネルギーは、電気盤に発生する三相短絡電流及び HEAF 試験の結果 から得られたアーク電圧の積により算出したアークパワーを遮断器の遮断時間で積分した値とし ており、以下の式にて算出した。

$$\begin{split} \mathbf{E}_{3\,\phi} &= \mathbf{V}_{\mathrm{arc}} \times \mathbf{I}_{\mathrm{arc}} \times \mathbf{t}_{\mathrm{arc}} \\ &= \mathbf{0.9} \times \mathbf{V}_{\mathrm{arc}} \times \mathbf{I}_{\mathrm{rms}} \times \mathbf{t}_{\mathrm{arc}} \end{split}$$

E3₆ :三相のアークエネルギー

Varc :HEAF 試験の結果から得られたアーク電圧

Iarc :三相短絡電流の半均値

Irms :三相短絡電流の実効値

tarc :アーク発生時の遮断器の遮断時間

a. HEAF 試験の結果から得られたアーク電圧について

アークエネルギーの算出時に使用するアーク電圧は、HEAF 試験の結果から表 6.2 に示す アーク電圧を用いた。

b. 各電気盤に発生する三相短絡電流について

アークエネルギーの算出時に使用する三相短絡電流は、実機で発生する三相短絡電流値に 近い値を算出するため、電源から短絡箇所までの電路インピーダンス%Z(ケーブル、発電機、 変圧器含む)を用いて、以下の式にて算出した。

短絡電流(A) = $\frac{基準容量(VA)}{\sqrt{3\times 基準電圧(V)}} \times \frac{100}{\%Z}$

-55**-**

で更な

c. 遮断器の遮断時間について

アークエネルギーの算出時に使用する遮断器の遮断時間は、保護継電器及び補助リレーの 動作時間並びに遮断器の開極時間等を積み上げた値を設定し、さらに保護継電器等の誤差を 考慮した遮断器の遮断時間によるアークエネルギーがアークエネルギーのしきい値以下とな るよう設計している。(図 6.1)

なお、工事計画(変更)認可申請書に記載している遮断器の遮断時間については、表 6.2 に 示すとおり誤差を考慮しない遮断器の遮断時間を記している。



図 6.1 遮断器の遮断時間の考え方

遮断器の遮断時間 に含まれる誤差の考え方を図 6.2 に示し、考慮した誤差について表 6.1



図 6.2 遮断器の遮断時間に含まれる誤差の考え方

誤差	使用する	保護継電器	当去	備考
<i>パター</i> ン	機種	保護要素	設定	
1	製品 A	51(過電流継電器)	+7%	
2		50(短絡継電器)	+0.025s	動作設定域: 0.1 秒~0.4 秒
3			+5%	動作設定域: 0.5 秒~1.0 秒
4	製品 B	51(過電流継電器)	+12%	
5		50(短絡継電器)	_*	誤差無し(下記以外の場合)
6			+0.01s	誤差有り(ソフトウェアタイマを使用する場合)
7		87(比率差動継電器)		
8	製品 C	50(短絡継電器)		

表 6.1 遮断器の遮断時間に関する誤差

※保護継電器の設定値に対するプラス誤差0秒。

電気盤のアークエネルギー及び遮断器の遮断時間について、表 6.2 に示す。

-56-

変更なし

また、実機プラント全ての電気盤のアークエネルギー及び遮断器の遮断時間について、添付資料-4に示す。なお、遮断器の遮断時間の設定に当たっては、上流及び下流の遮断器の遮断時間の協調を考慮することにより、故障による影響範囲を局所化する設計とする。

		~ ~	\sim	\sim						_										
を示す	イー増料	しゅう、いる課店、シターン		<u>ب</u> ه	L	7	2	2	<u> </u>	۲ - 	10 10 10	1	2	2	2	2	1	2	1	2
修正箇所		アーク 電圧(kV)							1.34									0.467		
·; €; €		三相短絡 電流(kA)	23.13	23.13	24.51	35.84	23.13	24.51	35.84	23.02	23.02	24.62	35.52	23.02	24.62	35.52	31.42	31.42	31.38	31.38
	乱した場合	アーク エネルギー	^{20. <u>93</u>.07}	22. 15 .04 }	3.26	5.45	14.65	15.52	22.70	^{20. 83} .00	22. 05. <u>97.</u> }	3.27	5.40	14.58	15.59	22.49	17.32	6.49	17.32	6.48
	掣案マ亲謹	、(see)、、 眉報姆顕 E+②+①	0: 750 110	0. 7 94 575	0.110	0.126	0.525	0.525	~9.525~	0. 750 110	0. 7 81 575	0.110	0.126	0.525	0.525	0.525	1.311	0.491	1.313	0.491
	しない場合	アーク エネルギー (M) <u>%</u>	20. <mark>93</mark> .07	22. 15	3.26	5.45	13.95	14.78	~21.62~	20. 83 3.00	22. 05 <u>. 97</u>	3.27	5.40	13.89	14.85	21.42	16.25	6.16	16.25	6.15
	軍実を考慮	①+3 遮断時間 人名PA	0. 750	-0. 7 94 - 550	0.110	0.126	0.500	0.500	~90g0	0. 7 <u>50</u>	0. 7 <mark>94</mark>	0.110	0.126	0.500	0.500	0.500	1.230	0.466	1.232	0.466
	諸場典の	の 空間 減時 間等(sec)	0050	0.0 81.50	0.050	0.066	0.100	0.100	0.100	0.050	0. 0 21 EO 	0.050	0.066	0.100	0.100	0.100	0.084	0.066	0.084	0.066
-		②誤差 (sec)		20.02		I	0.025	0.025	0.025		0.0 <u>0</u> 5		Ι	0.025	0.025	0.025	0.081	0.025	0.081	0.025
х х	源 録 出 ①	電器の動 作時間 (sec)	_{0. 700} ک <mark>ې.ووو.</mark> ح	0. 70 <mark>0. 400.</mark> }	090.0	0.060	0.400	0.400	0409	₀ . 70 <mark>8.060-</mark> ک	0. 700. 400.	0.060	090.0	0.400	0.400	0.400	1.146	0.400	1.148	0.400
	アーカ協重な准	/ / 小地車車座 膨するために開 放する遮断器	110 5	G10 5	ST10	E10	4-1HA	$4 \cdot 1SA$	4-1EA	110	G10 5	ST10	E10	4-1HB	$4 \cdot 1SB$	4-1EB	3-1AH	3-1A	3-1BH	3-1B
· ·	アーク放電発生箇所	遮断器名称	4-1HA	(4-1AM/C 受電遮断器(1AHT r 側))	4-1SA (4-1AM/C 受電遮断器(1AST r 側))	4·1EA (4·1AM/C 受電速断器(ET r 侧))	4-14 母線に接続される遮断器	(4 1HA,4 1SA,4 1EA,4 1AEG を除	(>	4-1HB	(4-IBM/C 受電遮断器(1AHT r 側))	4-1SB (4-1BM/C 受電速断器(1AST r 側))	4-1EB (4-1BM/C 受電遮断器(ET r 侧))	4-1B 母線に接続される遮断器	(4 1HB,4 1SB,4 1EB,4 1BEG を除	<)	3-1A (3-1A P/C 受電速断器(動変 2 次側))	3・1A 母線に接続される遮断器 (3・1A を除く)	3-1B (3-1B P/C 受電遮断器(動変 2 次側))	3-1B 母線に接続される遮断器 (3-1B を除く)
		機器 名称				×	K	<i>5 V</i>	IV š	之日		装置						パワー	タンダ	

表 4.3 電気盤のアークエネルギー及び遮断器の遮断時間一覧(高浜15機)

※ 工認申請には、本内容を記載

-孫付 4-6-

本書して) いでで、 での課売		٥	0	c	¢	c	Q	٥	0
	アーク 電圧(kV					0.675				
	三相短絡 電流(kA)		60 OF	06.6T	00 01	10.30	00 00	00.22	00 21	0£.11
亀した場合	アー・ク エネルギー	(fW)	JY 1	0 1 .1	011	1.13	1 C 1	1.04	1 0 1	16.1
誤差を考り	闘結翊鄧 €)+(2)+(1)	(sec)	001.0	0.120	VOF V	0.120	001 0	N. 1ZU	001.0	0.120
しない場合	ーキャギエ イー・イ	* (fW)	UV 1	1.40	UF F	т. ту	701	1.04	101	TO.L
訳差を考慮	間結婚姻 (①+(①	(sec) ×	001.0	0.120	001.0	0.120	001.0	U. 12U	001.0	0.120
③油解児	の通知時の開催時	间寺(sec)	0000	0.020	0.000	0.020		0.020	0000	070.0
	②調差 (sec)					I				
回保護継	電器の動 作時間	(sec)	0.100	0.100	001.0	0.100	0.100	U. 100	0.100	0.100
アークお書を重	~ ~ ※ 雪 4 ~ ◎ ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	放うつ些所呑	1A1 原子炉 C/C	受電遮断器	1A2 原子炉 C/C	受電遮断器	1B1 原子炉 C/C	受電遮断器	1B2 原子炉 C/C	受電遮断器
アーク放電発生箇所	應断器名称		1A1 原子炉 C/C に接続される遮断器	(1A1 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	1A2 原子炉 C/C に接続される遮断器	(1A2 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	1B1 原子炉 C/C に接続される遮断器	(1B1 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	1B2 原子炉 C/C に接続される遮断器	(1B2 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)
	機器	名称	п	7-	L []	<u> </u>	र्भ	74	\$	

※ 工認申請には、本内容を記載

孫付 47

変更なし

2018年10月19日に工事計画認可申請し、2019年4月26日に認可いただいた 「高浜2号機 高エネルギーアーク損傷対策に係る工事計画」抜粋

資料40 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書

変更なし

(4) 供給支障の防止

発変電設備の損傷による供給支障の防止のため、過電流を生じた場合、保護継電 器にて検知し、遮断器を開放して自動的に発電機を電路から遮断する設計とする。 発電機は、短絡電流及び非常調速装置が動作して達する回転速度に対して、十分な 機械的強度を有する設計とし、三相短絡試験により異常のないことを確認する。発 電所構内には、発電機の運転に必要な知識及び技能を有する者が常時駐在すること により、常時監視しない発電所は施設しない設計とする。

2.1.3 遮断器

マークエネルギー きい値記載箇所 遮断器は、原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準を準用し、以下の設計と する。

(1) 感電、火災等の防止

遮断器は、感電防止のため接地し、また、充電部分に容易に接触できない設計と する。電路は大地から絶縁する設計とし、絶縁抵抗測定により異常のないことを確 認する。電線の接続箇所は、端子台等により接続することで電気抵抗を増加させな いとともに、絶縁性能の低下及び通常の使用状態において断線のおそれがない設計 とする。遮断器は、JESC E7002に基づき、通常の使用状態において発生する熱に耐 える設計とし、火災防止のため、閉鎖された金属製の外箱に収納し、隔離する設計 とする。遮断器は、適切な接地工事を施し、鉄台及び金属性の外箱には、A種接地 工事を施す設計とする。取扱者以外の者の立入を防止するため発電所には、人が容 易に構内に立ち入るおそれがないようフェンスを設置する設計とする。

(2) 異常の予防及び保護対策

異常の予防及び保護対策のため、高圧電路に施設する過電流遮断器は、施設する 箇所を通過する短絡電流を遮断する能力を有し、その作動に伴いその開閉状態を表 示する装置を有する設計とする。

重要安全施設(「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基 準に関する規則の解釈」第2条第2項第9号に規定する重要安全施設をいう。以下同 じ。)へ電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤 のうち非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤以外の電気盤(安全施設(重要 安全施設を除く。)への電力供給に係るものに限る。)(以下「HEAF対策対象盤」 という。)について、アーク火災が発生しないアークエネルギーの閾値(M/C25MJ、 P/C18MJ、C/C4.4MJ)を超えない時間でアーク放電が発生した遮断器の上流の遮断器 を開放し、アーク放電の継続を防止することでアーク火災を防止し、電気盤の損壊 の拡大を防止することができる設計とする。

変更なし

なお、HEAF対策対象盤は、「高エネルギーアーク損傷(HEAF)に係る電気盤の設 計に関するガイド」を踏まえ、アーク放電を発生させる試験、アーク火災発生の評 価を実施し、高エネルギーアーク損傷に係る対策の判断基準を設定する。

発生するアークエネルギーは、次式により求め、各遮断器の遮断時間を第2-1表に 示す。

$\mathbf{E}_{3\phi} = \mathbf{V}_{arc} \times \mathbf{I}_{arc} \times \mathbf{t}_{arc}$	
E ₃₀ : 三相のアークエネルギー	
V _{arc} : HEAF試験の結果から得られたアーク電圧	
I _{arc} : 三相短絡電流の平均値	
t _{arc} : アーク発生時の遮断器の遮断時間	

第2-1回に示した各母線に接続されるすべての遮断器(ディーゼル発電機に係る部 分を除く。)をアーク放電発生箇所とし、各アーク放電発生箇所の上流の遮断器を 開放することによりアーク放電を遮断する。



(3) 電気的、磁気的障害の防止

遮断器は、閉鎖構造(金属製の筐体)及び接地の実施により、電気的又は磁気的 な障害を与えない設計とする。

(4) 供給支障の防止

発変電設備の損傷による供給支障の防止のため、過電流を生じた場合、保護継電 器にて検知し、遮断器を開放して自動的に発電機を電路から遮断する設計とする。 発電所構内には、遮断器の運転に必要な知識及び技能を有する者が常時駐在し、

常時監視しない発電所は施設しない設計とする。

				\sim						\sim	\sim					
:要修正箇所を示す		アークエネルギー(MJ)	3. 18 ⇒21 . 63	15.86 ⇒2 2.90	3. 22	5.43	14.42	14.61	21.53	3.15 ⇒21.46	15.74 ⇒22 .72	3. 25	5.46	14.31	14.75	21.63
(2)		遮断時間 (s)	0. 110 ⇒0 . 750	0. 550 ⇒0 . 794	0.110	0.126	0.500	0.500	0.500	0. 110 ⇒0 . 750	0. 550 ⇒0 . 794	0.110	0.126	0.500	0.500	0.500
長 各遮断器の遮断時間(1 /	されても、「当社」で	ノーノ双电と巡町りつために開放する遮断器	120	620	ST10	E10	4– 2HA	4-2SA	4-2EA	120	620	ST10	E10	4-2HB	4-2SB	4-2EB
第2-13	アーク放電発生箇所	遮断器名称	4-2HA	(4-2AM/C 受電遮断器(2AHT r 側))	4-2SA (4-2AM/C 受電遮斯器(1AST r 側))	4-2EA (4-2AM/C 受電遮断器(ET r 側))		4-24 母線に接続される遮断器 1-24 4-24 4-24 4-254 4-254 4-2544 4-2544 8-2544 4	(1 200) 1 200) 1 200) 1 700 C 200 / 1	4-2HB	(4-2BM/C 受電遮断器(2AHT r 側))	4-2SB (4-2BM/C 受電遮断器(1AST r 側))	4-2EB (4-2BM/C 受電遮断器(ET r 側))		4-2B 母級に接続される遮断器 4-2B 母級に接続される遮断器 (4-9HR 4-9SR 4-9ER 4-9ER 4-9EC を除く)	
		機器 名称					XX	ルク	/IV \$	<u>ند</u> =	明 閉:	表置				

	アーク放電発生箇所	アーク放電を遮断するため		
機器 名称	遮断器名称	に開放する遮断器	遮断時間(s)	アークエネルギー(MJ)
	3-2A (3-2A P/C 受電遮断器(動変 2 次側))	3-2AH	1.231	16.25
パワー	3-24 母線に接続される遮断器 (3-24 を除く)	3–2A	0.466	6. 15
をへよ	3-2B (3-2B P/C 受電遮断器(動変 2 次側))	3–2BH	1.230	16. 25
	3-2B 母線に接続される遮断器 (3-2B を除く)	3–2B	0.466	6. 16
П	2A1 原子炉 C/C に接続される遮断器 (2A1 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	2A1 原了·炉 C/C 受電遮断器	0.120	1.16
ン トロ -	2A2 原子炉 C/C に接続される遮断器 (2A2 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	2A2 原子炉 C/C 受電遮断器	0. 120	0.64
ーイヤン・	2B1 原子炉 C/C に接続される遮断器 (2B1 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	2B1 原子炉 C/C 受電遮断器	0.120	0.81
K _	2B2 原子炉 C/C に接続される遮断器 (2B2 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	2B2 原子炉 C/C 受電遮断器	0.120	1. 33

第2-1表 各遮断器の遮断時間(2/2)

変更なし

- 27 -

参考

2018年10月19日に工事計画認可申請し、2019年4月26日に認可いただいた 「高浜2号機 高エネルギーアーク損傷対策に係る工事計画」補足説明資料 抜粋

高浜発電所2号機

工事計画認可申請書 補足説明資料

平成31年2月

関西電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は、商業機密あるいは防護上の観点から公開できません。

で更な

(1) 遮断器の遮断時間の設定

実用発電用原子炉施設の保安電源設備のうち、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当 該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤に発生するアークエネルギーが、「4.2 アーク火災が 発生しないアークエネルギーのしきい値に係る評価」にて評価したアークエネルギーのしきい値 以下となるよう、遮断器の遮断時間を設定する。

電気盤に発生するアークエネルギーは、電気盤に発生する三相短絡電流及び HEAF 試験の結果 から得られたアーク電圧の積により算出したアークパワーを遮断器の遮断時間で積分した値とし ており、以下の式にて算出した。

$$\begin{split} \mathbf{E}_{3\,\phi} &= \mathbf{V}_{\mathrm{arc}} \times \mathbf{I}_{\mathrm{arc}} \times \mathbf{t}_{\mathrm{arc}} \\ &= \mathbf{0.9} \times \mathbf{V}_{\mathrm{arc}} \times \mathbf{I}_{\mathrm{rms}} \times \mathbf{t}_{\mathrm{arc}} \end{split}$$

E3₆ :三相のアークエネルギー

Varc :HEAF 試験の結果から得られたアーク電圧

- Iarc :三相短絡電流の平均値
- Irms :三相短絡電流の実効値
- tarc :アーク発生時の遮断器の遮断時間

a. HEAF 試験の結果から得られたアーク電圧について

アークエネルギーの算出時に使用するアーク電圧は、HEAF 試験の結果から表 6.2 に示す アーク電圧を用いた。

b. 各電気盤に発生する三相短絡電流について

アークエネルギーの算出時に使用する三相短絡電流は、実機で発生する三相短絡電流値に 近い値を算出するため、電源から短絡箇所までの電路インピーダンス%Z(ケーブル、発電機、 変圧器含む)を用いて、以下の式にて算出した。

短絡電流(A) = $\frac{基準容量(VA)}{\sqrt{3\times 基準電圧(V)}} \times \frac{100}{\%Z}$

-55-

「更な」

c. 遮断器の遮断時間について

アークエネルギーの算出時に使用する遮断器の遮断時間は、保護継電器及び補助リレーの 動作時間並びに遮断器の開極時間等を積み上げた値を設定し、さらに保護継電器等の誤差を 考慮した遮断器の遮断時間によるアークエネルギーがアークエネルギーのしきい値以下とな るよう設計している。(図 6.1)

なお、工事計画(変更)認可申請書に記載している遮断器の遮断時間については、表 6.2 に 示すとおり誤差を考慮しない遮断器の遮断時間を記している。



図 6.1 遮断器の遮断時間の考え方

遮断器の遮断時間 に含まれる誤差の考え方を図 6.2 に示し、考慮した誤差について表 6.1



図 6.2 遮断器の遮断時間に含まれる誤差の考え方

誤差	使用する	保護継電器	判未	備考			
パ ターン	機種	保護要素	缺定				
1	製品 A	51(過電流継電器)	+7%				
2		50(短絡継電器)	+0.025s	動作設定域: 0.1 秒~0.4 秒			
3			+5%	動作設定域: 0.5 秒~1.0 秒			
4	製品 B	51(過電流継電器)	+12%				
5		50(短絡継電器)	_*	誤差無し(下記以外の場合)			
6			+0.01s	誤差有り(ソフトウェアタイマを使用する場合)			
7		87(比率差動継電器)	*				
8	製品 C	50(短絡継電器)	*				

表 6.1 遮断器の遮断時間に関する誤差

※保護継電器の設定値に対するプラス誤差0秒。

電気盤のアークエネルギー及び遮断器の遮断時間について、表 6.2 に示す。

-56-

変更なし

また、実機プラント全ての電気盤のアークエネルギー及び遮断器の遮断時間について、添付資料-4に示す。なお、遮断器の遮断時間の設定に当たっては、上流及び下流の遮断器の遮断時間の協調を考慮することにより、故障による影響範囲を局所化する設計とする。

춘示す	する。	いるでくいる。	2	2 2 2	1	7	2	2	1 Sun	۲۲ -	2 5	7	7	2	2	2	1	3	1	5
修正箇所	アーク 電圧(kV)					₹ ₹ ;									0.467					
(1):要		三相短絡 電流(kA)	23.91	23.91	24.22	35.70	23.91	24.22	35.70	23.72	23.72	24.46	35.87	23.72	24.46	35.87	31.40	31.40	31.42	31.42
	意した場合	アーク エネルギー	21.63 <u>.18</u>	^{22. 90} -55 }	3.22	5.43	15.14	15.34	~22.6h	21. 46	$\frac{22.72}{16.45}$	3.25	5.46	15.02	15.49	22.72	17.32	6.48	17.32	6.49
訂浜 2号栈	誤差を考慮	①+②+③ 遮断時間 人	0. 750 . 110	0. 7 <mark>94</mark> 575	0.110	0.126	0.525	0.525	N.626N	0. 750 0. 110	0. 7 <u>94</u> 0. 57 5	0.110	0.126	0.525	0.525	0.525	1.312	0.491	1.311	0.491
4.4 電気盤のアークエネルギー及び遮断器の遮断時間一覧(高	しない場合	アーク エネルギー (MAD) ※	21. 63 3. 18	22. 90 15.86	3.22	5.43	14.42	14.61	~2452~	21. 46 3. 13	22. 72 15. 74	3.25	5.46	14.31	14.75	21.63	16.25	6.15	16.25	6.16
	誤差を考慮	①+③ 遮断時間 ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	0. 7 <u>50</u>	-0. 7 <u>94</u>	0.110	0.126	0.500	0.500	~0.500~	0. 750 0. 110	0. 7 <u>94</u> 0. 3300	0.110	0.126	0.500	0.500	0.500	1.231	0.466	1.230	0.466
	创油的	^{し)} の開極時 問等(sec)	0200	0.0 04.150	0.050	0.066	0.100	0.100	0.100	0.050	°. <mark>°8.150-</mark> ∕	0.050	0.066	0.100	0.100	0.100	0.084	0.066	0.084	0.066
		②誤差 (sec)		0.025		Ι	0.025	0.025	0.025		<u>0.025</u>		ļ	0.025	0.025	0.025	0.081	0.025	0.081	0.025
	①保護継	電器の動 作時間 (sec)	0. 700 <mark>0.000 </mark>	0. 700 <u>0. 100</u> }	0.060	0.060	0.400	0.400	00100	0. 70 <u>0. 000</u>	0. 700 +400 }{	0.060	0.060	0.400	0.400	0.400	1.147	0.400	1.146	0.400
	アーク始重や准	 ノルビューの 膨するために開 放する遮断器 	120	G20 🗲	ST10	E10	4-2HA	4-2SA	4-2EA	120	G20 >	ST10	E10	$4 \cdot 2 HB$	4.2SB	4-2EB	3-2AH	3.2A	$3 \cdot 2 B H$	3-2B
¥¥	アーク放電発生箇所	涎钠器名称	4-2HA	(4-2AM/C 受電遮断器(2AHT r 側))	4-2SA (4-2AM/C 受電遮断器(1AST r 側))	4-2EA (4-2AM/C 受電進術器(ET r 側))		4-24 母線に接続される遮断器	(4-2HA,4-2SA,4-2EA,4-2AEG を除く)	4-2HB	(4-2BM/C 受電遮断器(2AHT r 側))	4-2SB (4-2BM/C 受電進術器(1AST r 側))	4-2EB (4-2BM/C 受電遮断器(ET r 側))	4-2B 母線に接続される遮断器	(4-2HB.4-2SB.4-2EB.4-2BEG		3-2A (3-2A P/C 受電遮断器(動変 2 次側))	3-2A 母線に接続される遮断器 (3-2A を除く)	3-2B (3-2B P/C 受電進断器(動変 2 次側))	3-2B 母線に接続される遮断器 (3-2B を除く)
		機 名 メタルクラッド開閉装置器 称						ペレーセンタ												

孫付 4-8

※ 工認申請には、本内容を記載

考慮して	っ い ら じ う う う う う う う う う う う う う う う う う う	8	8	8	×					
	アーク 電圧(kV)	0.675								
	三相短絡 電流(kA)	15.82	8.73	11.10	18.14					
重した場合	(PW) ーキルキエ イーイ	1.16	0.64	0.81	1.33					
誤差を考慮	①+②+③ 遮断時間 (sec)	0.120	0.120	0.120	0.120					
しない場合	アーク エネルギー (MJ) ※	1.16	0.64	0.81	0.120 1.33					
誤差を考慮	①+(3) 應動時間 (sec) ※	0.120	0.120	0.120						
③油能児	の 同 御 御 御 記 集 (sec)	0.020	0.020	0.020	0.020					
	②誤差 (sec)	Ι	Ι	Ι	I					
①保護継	電器の動 作時間 (sec)	0.100	0.100	0.100	0.100					
アークお書を重	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	2A1 原子炉 C/C 受電遮断器	2A2 原子炉 C/C 受電遮断器	2B1 原子炉 C/C 受電遮断器	2B2 原子炉 C/C 受電進断器					
アーク放電発生箇所	遮断器名称	2A1 原子炉 C/C に接続される進断器 (2A1 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	2A2 原子炉 C/C に接続される進断器 (2A2 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	2B1 原子炉 C/C に接続される進断器 (2B1 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	2B2 原子炉 C/C に接続される遮断器 (2B2 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)					
	<i>犧 名</i> 昭 称	マントローイセンタ								

※ 工認申請には、本内容を記載

- 33 -

-孫付 4-9-

変更なし

2019年12月17日

美浜3号機、高浜1,2号機 高エネルギーアーク損傷対策に係る 工認申請の設計変更の品質プロセスについて

1. はじめに

「美浜3号機、高浜1号機、高浜2号機 高エネルギーアーク損傷対策に係る工事計 画(2019年4月26日認可)」における所変受電遮断器へのHEAF対策について保護 ロジック設計を変更すると申し出たことと工事計画認可申請書(以下、「申請書」とい う。)の品質プロセスとの関連性について説明するものである。

2. 今回の事象が発生した理由について

- (1)時系列
- ✓ 当該の工認申請は、2017 年 8 月 8 日に「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」およびその解釈が改正されたことから、2018 年 10 月 19 日に工事計画(変更)認可申請し、2019 年 4 月 26 日に認可となった。
- ✓ 工事計画(変更)認可申請に係る当社活動の全体の流れについては、「資料17-1 設計及び工事に係る品質管理の方法等(以下、「品質管理の方法等」という。)」の第3図に記載のとおりであり、設計1、設計2までの結果を整理し「申請書」にまとめている。

第3図 適合性を確保するために必要な当社の活動(全体の流れ)
※1:バックフィット制度における工事計画認可申請上の「設計」とは、要求事項を満足した設備とするための基本設計方針を作成(設計1)し、既に設置されている設備の状況を念頭に置きながら、適合性確認対象設備を各条文に適合させるための設計(設計2)を行う業務をいう。また、この設計の結果を基に、本工事計画として申請が必要な範囲について、工事計画認可申請書にまとめる。

- ✓ 設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動については、「資料17-9 本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画(以下、「様式1」という。)」に沿って実施しており、「様式1」の設計段階では、設計を主管する箇所(原子力事業本部 電気設備G(以下、「電気設備G」という。)は、「申請書」作成のための保護リレー整 定値に関し供給者であるプラントメーカーから提出された<u>解析業務報告書をアウトプ</u> ットとして技術基準の要求事項を満たしていることを検証し、申請書を作成・承認した。
- ✓ 「様式1」の工事及び検査段階では、工事を主管する箇所(美浜・高浜発電所電気保修 課(以下、「電気保修課」という。)は、具体的な設備の設計(設計3)を実施すること となっており、調達要求に沿ってプラントメーカーから提出された設計図書(承認申請)

図書)を審査し、承認している。また、設計妥当性確認として適合性確認検査要領書を 作成している。【この段階で今回の事象を発見】。

(2) 設計段階で今回の事象が発見できなかった理由

(1)時系列に記載のとおり、それぞれの段階において、認可された申請書に記載の 品質管理プロセスに基づいて設計が実施されていたものの、美浜3号機、高浜1・2号 機は、発電機~主変圧器~所内変圧器までの広範囲を保護している保護リレーMG8 7を使用した設計であり、当該プラント以外のプラントでは所内変圧器1次側から2 次側を保護するH51等の保護リレーを使用した設計であったこと等プラント間で違 いがあったことから、技術基準には適合しているものの<u>設計段階において</u>解析業務報 告書にまとめられた<u>保護リレーMG87を使用した設計以外の設計に気づくことが必</u>要であった。

しかしながら、後段の「3.工事計画認可申請に係る品質プロセスについて」に記載 のとおり<u>今回の事象は、</u>設計1、設計2、設計3の各段階における<u>品質プロセスに問題 はなく、</u>また、事象の発見についても<u>電気保修課担当者の気づき(良好事例)であり品</u> <u>質プロセスにフィードバックできる性格のものではなく、更には今回の気づきが無く</u> とも技術基準に適合しているものであることから問題はない。

- 3. 工事計画認可申請に係る品質プロセスについて
- ✓ 2. に記載のとおり、工事計画(変更)認可申請に係る当社活動の全体の流れについては、「品質管理の方法等」第3図に記載のとおりであり、設計1、設計2までの結果を整理し「申請書」にまとめているが、「申請書」承認までのプロセスは、「品質管理の方法等」第2表の設計段階における3.3.3(3)設計のアウトプットに対する検証(本文品質保証計画7.3.5設計・開発の検証)により設計検証している。
 - 【設計1、設計2の具体的な確認事項】
 - > 設計1では、技術基準規則第45条の改正に伴い、他の条文への影響の有無や添付書 類への影響の有無等を確認したうえで(様式-3~7 で整理・確認)、設置変更許可申 請書本文や添付書類に記載されている内容を原文のまま引用し、その内容を見なが ら、設計すべき項目を基本設計方針として作成している。具体的には、技術基準規則 第45条第3項第1号が追加されたことから、様式-7を用いて<u>当該要求事項が基本設</u> 計方針に設計反映されていることを電気設備G、電気保修課の両者が確認している。
 - > 設計2では、設計1で作成した基本設計方針を設計項目となる纏まりごと(設置要求、機能要求、評価要求)に整理する(様式-8)。そして、適合性確認対象設備を技術基準規則に適合したものとするために、必要となる詳細設計を実施する。また、詳細設計として実施したプロセスを様式-1に示すとともに、様式-8の工認設計結果(要目表/設計方針)に整理する。本工事計画に係る保護リレーの整定値の詳細設計は、

具体的には、電気設備G、電気保修課、プラントメーカーの3者が詳細設計のための インプット条件等について事前に協議を重ねた上で調達による解析を実施しており、 解析のアウトプットとなる解析業務の計画、解析業務の実施、解析業務の確認のそれ ぞれのステップにおいて、解析業務計画書(適用範囲、実施体制、解析手法、解析作 業フロー等)、解析業務実施状況(解析者等の力量、入力根拠の明確化、解析結果の 取り纏め結果)、委託報告書の解析結果(解析条件、諸元、解析結果等)を<u>電気設備</u> G、電気保修課の両者が確認している。

 ✓ 一方、今回の事象は、「品質管理の方法等」第2表の工事及び検査段階における3.4.1
 本工事計画に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)(本文品質保証計画7.3.5 設計・開発の検証、7.3.6 設計・開発の妥当性確認)において確認されたものであるが、 当該プロセスにおいても設計検証や妥当性確認を実施することにしている。

【設計3の具体的な確認事項】

- > 設計3では、工事の段階において、本工事計画を実現するための具体的な設計(設計3)を実施する。当該の設計は電気保修課が工事を調達しその調達の中で供給者が実施する「設計3」の管理を電気保修課が調達管理の中で確認する。具体的には、電気保修課が調達として供給者から提出された承認申請図書・決定図書である保護リレー整定値検討書(保護リレーの整定値)、作業計画書(保護リレー整定の作業手順・試験方法等)等が本工事計画に適合していることを確認している。
- 設計妥当性確認は、適合性確認対象設備が本工事計画に適合していることを確認するため、技術基準規則に適合するよう実施した設計結果を示した様式-8の欄ごとに適合性確認検査を計画することによって電気保修課が確認するものである。具体的には、電気保修課が設計要求に対する確認項目、確認視点、主な検査項目から設計結果に関する具体的な検査概要、判定基準を適合性確認検査の方法として明確にした適合性確認検査要領書を作成することによって設計妥当性を確認する。
- 今回の事象の発見は、設計妥当性確認のために適合性確認検査要領書を作成する段階において設計2にも関与していた電気保修課担当者が偶然気づいたものであった ことから品質プロセスにフィードバックできる性格のものではなかった。
- ✓ なお、工事及び検査のプロセスにおいて、設計を見直す場合は、品質管理の方法等の設 計段階における 3.3.4 設計における変更(本文品質保証計画 7.3.7 設計・開発の変更管 理)に沿い設計段階において影響を受けるものについて、影響を受けた段階以降の設計 結果を必要に応じ修正することとなる。

上記のとおり、<u>品質プロセスについては、</u>工事計画(変更)認可申請に係る<u>当社の品</u> <u>質プロセスに沿ったものであり問題はなかった。</u>また、今回の事象の発見についても<u>電</u> <u>気保修課担当者の気づき(良好事例)であり品質プロセスにフィードバックできる性格</u>のものではなかった。

したがって、当社の品質マネジメントシステムは有効に機能していたものと判断し ている。

3.3.4 設計における変更

設計を主管する箇所の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、「3.3.1 適 合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」~「3.3.3 本工事計画における設計」 の各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な詳細設計を実施し、影響を受け た段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。

4. 今後、同様の事象が発生する可能性

本設計変更以外の保護リレー設計変更については、今回の事象を踏まえて電気設備 G、電気保修課、プラントメーカーの3者により改めて確認したが、保護リレーMG8 7を使用しているプラントが美浜3号機、高浜1号機、高浜2号機のみであること等か ら同様の事象は発生しないことを確認している。

<u>なお、今回の事象については、</u>前項に記載のとおり当社の品質マネジメントシステム が有効に機能した上での気づき(良好事例)であり<u>当社の品質プロセスに問題ないと判</u> 断していることから粛々と設計変更手続きを進めることとする。

以 上

添付-1 資料17-1 設計及び工事に係る品質管理の方法等(抜粋)

添付-2 資料17-9 本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画 非常用電源設備(抜粋)

添付-3 本文品質保証計画(抜粋)

添付-1

資料17-1 設計及び工事に係る品質管理の方法等

		各段階	本文品質保証 計画の対応項目	概 要		
設計	3.3.1	適合性確認対象設備に対 する要求事項の明確化	7.3.2 記計・開発へのイ	設計に必要な新規制基準の 要求事項の明確化		
	3.3.2	各条文の対応に必要な適 合性確認対象設備の選定	設計・開発、601 ンプット	新規制基準に対応するため の設備又は運用の抽出		
	3.3.3(1)	基本設計方針の作成(設 計 1)	7.3.3 設計・開発からの アウトプット	要求事項を満足する基本設 計方針の作成		
	3.3.3(2)	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)	7.3.3 設計・開発からの アウトプット	適合性確認対象設備に必要 な設計の実施		
	3.3.3(3)	設計のアウトプットに対 する検証	7.3.5 設計・開発の検証	技術基準規則への適合性を 確保するために必要な設計 の妥当性のチェック		
	3.3.3(4)	工事計画認可申請書の作 成	_	実用炉規則第九条「工事の 計画の認可等の申請」に従 った申請書の作成		
	3.3.3(5)	工事計画認可申請書の承 認	_	作成した工事計画認可申請 書の承認		
	3. 3. 4	設計における変更	7.3.7 設計・開発の変更 管理	設計対象の追加や変更時の 対応		
	3. 4. 1	本工事計画に基づく具体 的な設備の設計の実施 (設計 3)	 7.3.5 設計・開発の検証 7.3.6 設計・開発の妥当 性確認 	工事計画を実施するための 具体的な設計の実施		
工 事	3.4.2	具体的な設備の設計に基 づく工事の実施	_	適合性確認対象設備の工事 の実施		
+及び検査	3. 4. 3	適合性確認検査の計画	7.3.6 設計・開発の妥当 性確認	適合性確認対象設備が本工 事計画に適合していること を確認するための適合性確 認検査の計画と方法の決定		
	3.4.4	検査計画の管理	_	適合性確認検査を実施する 際の工程管理		
	3. 4. 5	適合性確認検査の実施	8.2.4 検査及び試験	適合性確認対象設備が技術 基準規則の要求事項に適合 していることの確認		
調達	3.5	本工事計画における調達 管理の方法	7.4 調達 8.2.4 検査及び試験	適合性確認に必要な、継続 中工事及び追加工事の検査 を含めた調達管理		

第2表 本工事計画における設計、工事及び検査の各段階



第3図 適合性を確保するために必要な当社の活動(全体の流れ)

(b) 手計算による自社解析

自社で実施する解析(手計算)は、評価を実施するために必要な計算方法及 び入力データを明確にした上で、当該業務の力量を持つ要員が実施する。

また、実施した解析結果に間違いがないようにするために、入力根拠、入力 結果及び解析結果について、解析を実施した者以外の者によるダブルチェック を実施し、解析結果の信頼性を確保する。

(3) 設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、「3.3.3 本工事計画における設計」の「設計1」及 び「設計2」で取りまとめた様式-8「基準適合性を確保するための設計結果と適合 性確認状況一覧表(例)」を設計のアウトプットとして、これが設計のインプット (「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「3.3.2 各条文 の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照)で与えられた要求事項に対する 適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示 する。

なお、この検証は適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位 の者に実施させる。

(4) 工事計画認可申請書の作成

設計を主管する箇所の長は、本工事計画の設計として実施した「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計1)」及び「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性 を確保するための設計(設計2)」からのアウトプットを基に、業務決定文書「工事 計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領について」に従って、本工事計 画に必要な書類等を以下のとおり取りまとめる。

なお、以下の資料作成に当たり適合性確認対象設備を第7図及び第8図のフローに 基づき分類し、その結果を様式-2(1/2)~(2/2)「設備リスト(例)」に取りまとめ、 当該資料を作成する。

a. 要目表の作成

設計を主管する箇所の長は、「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合 性を確保するための設計(設計2)」の設計結果及び図面等の設計資料を基に、実 用炉規則別表第二の「設備別記載事項」の要求に従って、必要な事項(種類、主要 寸法、材料、個数等)を設備ごとに表(要目表)又は図面等に取りまとめる。 (5) 工事計画認可申請書の承認

「3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証」及び「3.3.3(4)d. 工事計画認可 申請書案のチェック」を実施した工事計画認可申請書案について、工事計画認可申 請書の取りまとめを主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が作成した資料 を取りまとめ、原子力発電安全委員会へ付議し、審議及び確認を得る。

また、工事計画認可申請書の提出手続きを主管する箇所の長は、原子力発電安全 委員会の審議及び確認を得た工事計画認可申請書について、原子力規制委員会及び 経済産業大臣への提出手続きを承認する。

3.3.4 設計における変更

設計を主管する箇所の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、 「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」~「3.3.3 本工事計画 における設計」の各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な詳細設計を 実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。

3.4 工事に係る品質管理の方法及びその検査のための方法

工事を主管する箇所の長は、本工事計画に基づく具体的な設備の設計の実施及びその 結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「3.5 本工事計画における調達管 理の方法」の管理を適用して実施する。

なお、工事を主管する箇所の長は、自然環境の悪化を前提に、機材の転倒・損傷・飛 散・落下等による安全上の重要な機器等への影響等、想定されるリスクを事前に検討す る。また、工事の実施において自然環境の情報を積極的に入手し、関係者と情報の共有 を図り、事前に定めた適切な処置を計画どおり実施していることを確認する。

また、検査を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の具体的設計結果に適合して いることを確認するための適合性確認検査を計画し、本工事計画に適合していることを 確認する。

3.4.1 本工事計画に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)

本工事計画において、工事を主管する箇所の長は、工事段階において、以下の何 れかの方法で、本工事計画を実現するための具体的な設計(設計3)を実施し、決定 した具体的な設計結果を様式-8「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確 認状況一覧表(例)」の「設備の具体的設計結果」欄に取りまとめる。

また、工事を主管する箇所の長は、本工事計画に基づく設備の設置において、新 規制基準施行以前から設置している設備及び既に工事を着手し設置を終えている設 備について、既に実施された具体的な設計の結果が本工事計画に適合していること を確認し、様式-8「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表 (例)」の「設備の具体的設計結果」欄に取りまとめる。

- (1) 自社で設計する場合本店組織又は発電所組織の工事を主管する箇所の長は、「設計3」を実施する。
- (2) 「設計3」を本店組織の工事を主管する箇所の長が調達し発電所組織の工事を主管す る箇所の長が調達管理として「設計3」を管理する場合

本店組織の工事を主管する箇所の長は、「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に従った調達により「設計3」を実施する。

また、発電所組織の工事を主管する箇所の長は、その調達の中で供給者が実施す る「設計3」の管理を、調達管理として、詳細設計の検証及び妥当性確認を行うこと により管理する。

(3) 「設計3」を発電所組織の工事を主管する箇所の長が調達しかつ調達管理として「設計3」を管理する場合

発電所組織の工事を主管する箇所の長は、「3.5 本工事計画における調達管理の 方法」に従った調達により「設計3」を実施する。

また、発電所組織の工事を主管する箇所の長は、その調達の中で供給者が実施す る「設計3」の管理を、調達管理として、詳細設計の検証及び妥当性確認を行うこと により管理する。

3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施

工事を主管する箇所の長は、本工事計画に基づく設備を設置するための工事を 「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に従い実施する。

なお、本工事計画に基づき設置する設備のうち、新規制基準施行以前から設置し ている設備及び既に工事を着手し設置を終えている設備については、以下のとおり 取り扱う。

(1) 新規制基準施行以前に設置している適合性確認対象設備

本工事計画に基づく設備を設置する工事のうち、新規制基準施行以前から設置し 本工事計画に基づく設備としての工事が完了している適合性確認対象設備について は、「3.4.3 適合性確認検査の計画」以降の適合性確認検査の段階から実施する。

添付ー2

資料17-9 本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画 非常用電源設備
各段階		設計、工事及び検査の業務フロー 組織内外の部門間 の相互関係 ①:担当 実数 ①:担当 実数 ①: ェ 施内容 ②: ア (①) // (①) // (①) // (①) // (②) // (③) // (③) // // // // // // // // // // // //							(#		
		当	社	供給者	原子 事: 本:	- 力 業 発電所 部	供給者	/ 計画 (△)	業務実績又は業務計画	記録等	加
各 設計	F.段階 3.3.3 (2)	当 当	社	《旦い未初)」	<u>③</u> 原 <i>千</i> 本 1 (〔) : : : : : : : : : : : : :	D: 開連 供給 <i>者</i>	(〇) / 川(〇) / 阳() / 川(〇) / 阳() / 川(〇) / 阳() / 川(〇) / 阳() / () / () / () / () / () / () /	 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果) 業務実績又は業務計画 b. 各機器固有の設計 (a) 耐震評価 電気設備GCMは、耐震評価を資料17-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。 【単線結練図】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 2.8 電気盤 電気設備GCMは、高エネルギーアーク損傷(以下「IEAF」という。)対策に係る設計として次のとおり実施した。 (1) IEAF対策を行う電気盤の選定 電気設備GCMは、関係法令及び基本設計方針をインプットとして、IEAF 対策を行う電気盤の対象を、非常用ディーゼル発電機に接続されるものを除く、重要安全施設への電力供給に係る電気整(安全系メタルクラッド開閉装置、安全系パワーセンタ及び安全系コントロールセンタ)及び当該電気盤に影響を与える恐れのある電気盤とした。 (2) 設備仕様に係る設計 	記録等 • 仕様書 • 研究報告書 • 総括報告書	備 考
									 (2) 山田市執験の実施 電気設備GCMは、「2.8(2)a.① 試験条件の設定」をインプットとして、メタルクラッド開閉装置、パワーセンタ及びコントロールセンタのアークエネルギーのしきい値に係る 評価を実施するために必要な試験条件を仕様書に定め、供給者へしきい値の評価を委託した。 供給者は、試験条件をインプットとして、IEAF 試験を実施し、メタルクラッド開閉装置、パワーセンタ及びコントロールセンタがアーク火災に進展する最小アークエネルギーを算出した。 ③ アークエネルギーのしきい値の算出 供給者は、「2.8(2)a.② IEAF 試験の実施」をインプットとして、メタルクラッド開閉装置、パワーセンタ及びコントロールセンタのアークエネルギーのしきい値を算出し、その結果を研究報告書として取りまとめ、当社へ提出した。 電気設備GCMは、供給者が取りまとめた研究報告書を確認し、承認した。 電気設備GCMは、研究報告書をインプットとして、アークエネルギーのしきい値に係る評価結果を取りまとめるとともに、取りまとめた評価結果を美浜発電所電気保修課長へ送付した。 電気設備GCMは、取りまとめた評価結果を設計資料に取りまとめた。 		

5	ELEN	設計、工事及び検査の業務フロー	組織 〇:土	畿内外の剖 の相互関f と担当 C	5門間 係): 関連	実績 (○)	実 施 内 容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)		- 備	孝
1	r IZ Pá	当社 供給者	原子力 事業 本部	発電所	供給者	計画 (△)	業務実績又は業務計画	記録等	VH	Ę,
			▶ * 本部	978 au (1911	 		 未務未限人は未傍計画 b. 電気盤の保護継電器整定値に係る設計 美浜発電所電気保修課長は、電気設備GCMから送付された評価結果をインプットとして、 IEAF 対策の対象となる電気盤の保護継電器整定値に係る設計を行うために必要な仕様書を作成し、資料 17-1の「3.5 本工事計画における調達管理の方法」及び資料 17-4の「1.設計 に係る解析業務の管理」に基づく調達管理を実施した。 ① 保護継電器調査の実施 供給者は、「2.8(2)aアークエネルギーのしきい値に係る評価」、設備図書及び単線結線 図をインプットとして、IEAF 対策の対象となるすべてのメタルクラッド開閉装置、パワー センタ及びコントロールセンタについて、現行の整定値においてアークエネルギーを算出 し、その結果をリスト化した。 ② 保護継電器整定値の見直し 供給者は、「2.8(2)b.① 保護継電器調査の実施」をインプットとして、現行の整定値で アーク火災の可能性があるメタルクラッド開閉装置、パワーセンタ及びコントロールセン タについて、保護継電器の動作時間の見直しを実施し、その結果をリストへ反映した。 供給者は、「2.8(2)b.① 保護継電器調査の実施」及び「2.8(2)b.② 保護継電器整定値の 見直し」で作成したリストを総括報告書として、当社へ提出した。	गि∟अथर ⊸न		
							 美浜発電所電気保修課長は、供給者が提出した総括報告書を確認し、承認するとともに承認した総括報告書を電気設備GCMへ送付した。 電気設備GCMは、美浜発電所電気保修課長から送付された総括報告書、関係法令、基本設計方針、単線結線図及び配置図をインプットとしてIEAF対策の対象となるすべてのメタルクラッド開閉装置、パワーセンタ及びコントロールセンタの短絡事故時におけるアークエネルギーと保護継電器の動作時間を定め、アウトプットとして設計資料に取りまとめた。 電気設備GCMは、「2.8(2)a、アークエネルギーのしきい値に係る評価」及び「2.8(2)b、電気盤の保護継電器整定値に係る設計」で取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。 【非常用発電装置の出力の決定に関する説明書】 	・設計資料(非常用電源設 備)		
設計	3. 3. 3 (3)	設計のアウトプ ットに対する検 証	O	_	_	0	設計を主管する箇所の長は、設計のアウトプットである様式-8が、品質管理説明書に記載している 「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確 認対象設備の選定」で与えられた要求事項を満たしていることの検証を、適合性確認を実施した者の 業務に直接関与していない上位職位の者に実施させ、承認した。	 ・様式-8 基準適合性を確保する ための設計結果と適合 性確認状況一覧表 		
設計	3. 3. 3 (4)	工事計画認可申 請書の作成	0	_	_	0	設計を主管する箇所の長は、資料17-1の「3.3.3(4) 工事計画認可申請書の作成」に基づき、適用され る要求事項の抜けがないように管理して作成した基本設計方針(設計1)及び適用される技術基準の条 項に対応した基本設計方針を用いて実施した詳細設計の結果(設計2)をもとに、工事計画として整理 することにより、本工事計画認可申請書案を作成した。 設計を主管する箇所の長は、資料17-1の「3.3.3(4)d. 工事計画認可申請書案のチェック」に基づき、 作成した工事計画認可申請書案について、確認を行った。	 ・工事計画認可申請書案 		

各段階		設計、工事及び検査の業務フロー 階			組織内外の部門間 の相互関係 ③:主担当 ○:関連		実績 (○)	実 施 内 容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)		(共	⇒ ×
Ť	了段階	当社	供給者	原子力 事業 本部	発電所	供給者	計画 (△)	業務実績又は業務計画	記録等	加	芍
設計	3. 3. 3 (5)	↓ 工事計画認可申 請書の承認		0	_	_	0	資料17-1の「3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証」及び資料17-1の「3.3.3(4) d. 工事計画認 可申請書案のチェック」を実施した工事計画認可申請書案について、原子力工事センター所長は、設計 を主管する箇所の長が作成した資料を取りまとめ、資料17-1の「3.3.3(5) 工事計画認可申請書の承 認」に基づき、原子力発電安全委員会へ付議し、審議及び確認を得た。なお、設計における変更におい て原子力工事センター所長が設計を主管する箇所とならない場合は、当該変更に係る設計を主管する 箇所の長の代表者が原子力発電安全委員会へ付議し、審議及び確認を得た。また、工事計画認可申請 書の提出手続きを主管する発電GCMは、原子力規制委員会及び経済産業大臣への提出手続きを承認 した。	 ・原子力発電安全委員会議 事録 		
工事及び検査	3. 4. 1 3. 4. 2 3. 4. 3 3. 4. 4	本工事計画に 基づく具体的 な設備の設計 の実施(設計3) 具体的な設備 の設計に基づ く工事の実施 ● ▲ ● 検査計画の管理	 → (3.5調査) 工事査認及び條 る調の実 → (3.5調濁) 理の実 → (3.5調濁) 工事査調濁及び係 管調 → (3.5調濁) 工事査調 	O	Ō	0	Δ	工事を主管する箇所の長は、資料17-1の「3.4.1 本工事計画に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)」に基づき、本工事計画を実現するための具体的な設計を実施し、決定した具体的な設計結果を様式-8の「設備の具体的設計結果」欄に取りまとめるとともに、審査し、承認する。 工事を主管する箇所の長は、資料17-1の「3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施」に基づ き、本工事計画の対象となる設備の工事を実施する。 工事を主管する箇所の長は、本工事計画申請時点で継続中の工事及び適合性確認検査の計画検討時 に、追加工事が必要となった場合、資料17-1の「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に基づき、 供給者から必要な調達を実施する。 調達に当たっては、資料17-1の「3.5.3(1) 仕様書の作成」及び様式-8に基づき、必要な調達要求事項 を「仕様書」へ明記し、供給者への情報伝達を確実に行う。 検査を主管する箇所の長は、資料17-1の「3.4.3 適合性確認検査の計画」に基づき、本工事計画の対 象設備が、技術基準規則の要求を満たした設計の結果である本工事計画に適合していることを確認す るための適合性確認検査を計画する。 検査を主管する箇所の長は、適合性確認検査の計画に当たって、資料17-1の「3.4.3(1) 適合性確認 検査の方法の決定」に基づき、検査項目及び検査方法を決定し、様式-8の「確認方法」欄へ明記するとと もに、審査し、承認する。	 ・様式-8 基準適合性を確保する ための設計結果と適合 性確認状況一覧表 ・仕様書 ・検査計画 		
工事及び検査	3. 4. 5 3. 6. 2	適合性確認検査 の実施	 -→ (3.5調査) 工事及び 検査に達 ス調達 理の実施 	_	١	_		検査を主管する箇所の長は、資料17-1の「3.4.3(1) 適合性確認検査の方法の決定」で計画した適合 性確認検査を実施するため、資料17-1の「3.4.5(1) 適合性確認検査の検査要領書の作成」に基づき、以 下の項目を明確にした「検査要領書」を作成し、主任技術者及び品質保証室長の審査を経て制定する。 ・検査目的、検査場所、検査範囲、設備概要、検査方法、判定基準、検査体制、不適合処置要領、 検査手順、検査工程、検査用測定機器、検査成績書の事項 工事又は検査を主管する箇所の長は、資料17-1の「3.6.2 識別管理及び追跡可能性」に基づき、適合 性確認検査対象設備を識別する。 検査を主管する箇所の長は、資料17-1の「3.6.2 識別管理及び追跡可能性」に基づき、適合 性確認検査対象設備を識別する。 検査を主管する箇所の長は、資料17-1の「3.4.5(3) 適合性確認検査の体制」に基づき、検査実施責任 者に検査を依頼する。 依頼を受けた検査実施責任者は、資料17-1の「3.4.5(4) 適合性確認検査の実施」に基づき、検査員を 指揮して「検査要領書」に基づき確立された検査体制の下で適合性確認検査を実施し、その結果を検査 を主管する箇所の長へ報告する。 報告を受けた検査を主管する箇所の長は、適合性確認検査が検査要領書に基づき適切に実施された こと及び検査結果が判定基準に適合していることを確認したのち、検査結果を承認する。また、検査 を主管する箇所の長は、承認した検査結果を主任技術者に報告する。	 検査要領書 検査記録 		

※ -- → : 必要に応じ実施する。

- 12 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
- (1) 品質保証の実施に係る組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4)保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善

12(1)~12(5)について次に示す。

 7.3.5 設計・開発の検証 (1)設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。 なお、計画に従ってプロセスの次の段階に進む場合には、要求事項に対する適合性の確認をしなければならない。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を作成し、これを管理する。(4.2.4参照) (2)設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。 7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (1)結果として得られる原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に 	
 7.3.5 設計・開発の検証 (1)設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。 なお、計画に従ってプロセスの次の段階に進む場合には、要求事項に対する適合性の確認をしなければならない。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を作成し、これを管理する。(4.2.4参照) (2)設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。 7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (1)結果として得られる原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に 	
 (1)設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。 なお、計画に従ってプロセスの次の段階に進む場合には、要求事項に対する適合性の確認をしなければならない。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を作成し、これを管理する。(4.2.4参照) (2)設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。 	
ている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおり に(7.3.1参照)検証を実施する。 なお、計画に従ってプロセスの次の段階に進む場合には、要求事項に対す る適合性の確認をしなければならない。この検証の結果の記録、及び必要な 処置があればその記録を作成し、これを管理する。(4.2.4参照) (2)設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。 7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (1)結果として得られる原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に	
 に(7.3.1参照)検証を実施する。 なお、計画に従ってプロセスの次の段階に進む場合には、要求事項に対す る適合性の確認をしなければならない。この検証の結果の記録、及び必要な 処置があればその記録を作成し、これを管理する。(4.2.4参照) (2)設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。 7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (1)結果として得られる原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に	
なお、計画に従ってプロセスの次の段階に進む場合には、要求事項に対す る適合性の確認をしなければならない。この検証の結果の記録、及び必要な 処置があればその記録を作成し、これを管理する。(4.2.4参照) (2)設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。 7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (1)結果として得られる原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に	
 る適合性の確認をしなければならない。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を作成し、これを管理する。(4.2.4参照) (2)設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。 7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (1)結果として得られる原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に 	
処置があればその記録を作成し、これを管理する。(4.2.4参照) (2)設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。 7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (1)結果として得られる原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に	
 (2)設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。 7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (1)結果として得られる原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に 	
7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (1)結果として得られる原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に	
(1)結果として得られる原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に	
応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1	
参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。	
(2) 実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を完了	
する。ただし、原子炉施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことがで	変更
きない場合は、原子炉施設の使用を開始する前に、妥当性確認を行う。	なし
(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を作成し、こ	
れを管理する。(4.2.4参照)	
7.3.7 設計・開発の変更管理	
(1)設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別するとともに、記録を作	
成し、これを管理する。(4.2.4参照)	
(2)変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を	
実施する前に承認する。	
(3)設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成	
する要素及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構	
成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含める。	
(4)変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を作成	
し、これを管理する。(4.2.4参照)	

【美浜3号機、高浜1,2号機 設計変更反映資料】

▪美浜3号機

資料40 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書

(抜粋)

	11 - 10 M		í a	
	アーク放電発生箇所	レートはある、毎週イレイス		
<i>꽿 名</i> 器 乾	遮断器名称	ノーノル电で巡りりつためし、 に開放する遮断器	遮断時間(s)	アークエネルギー(MJ)
	4-3C	130	0.650	19.95
	(4-3CM/C 受電速斯器(HT r 側))	630	0.694	21. 30
	4-3SC (4-3CM/C 受電遮断器(ST r 側))	ST20	0. 110	3.23
	4-3EC (4-3CM/C 受電遮断器(ET r 側))	E10	0. 126	3.22
XX		4 - 3C	0. 500	15.35
ルク	4-3C 母線に接続される遮断器 1-3C 4-3C 4-3EC 4-3	4-3SC	0.500	14.66
IV >	(1 00, 1 000, 1 0D0, 1 0DD0 2 MX /)	4-3EC	0.500	12.76
江日	4-3D	130	0.650	19. 90
EE	(4-3DM/C 受電速断器(HT r 側))	630	0.694	21. 25
装置	4-3SD (4-3DM/C 受電遮断器(ST r 側))	ST20	0. 110	2.99
	4-3ED (4-3DM/C 受電遮断器(ET r 側))	E10	0. 126	3.22
		4-3D	0. 500	15.31
	4-3D 母線に接続される遮断器 (1-3D 1-3SD 1-3ED 1-3EEC か除く)	4-3SD	0. 500	13.56
		4-3ED	0. 500	12.76

第2-1表 各遮断器の遮断時間(1/2)

	アークエネルギー(MJ)	3.67	3.44	3.67	3. 44	3.67	3. 43	1.41	1.14	1.58	1. 28	
	遮斯時間(s)	0.284	0. 266	0. 284	0. 266	0.284	0. 266	0. 120	0. 120	0. 120	0. 120	
アークや雪や油断ナスケや	、「沙山で高し」。この	3-3CH	3–3C	3-3DH	3–3D	3 - 3EH	3–3E	301 原子炉 C/C 受電遮断器	3C2 原子炉 C/C 受電遮断器	3D1 原子炉 C/C 受電遮断器	D2 原子炉 C/C 受電遮断器	
アーク放電発生箇所	遮断器名称	3-3C (3-3C P/C 受電遮断器(動変 2 次側))	3-3C 以線に接続される遮断器 (3-3C を除く)	3-3D (3-3D P/C 受電遮断器(動変2次側))	3-3D 母線に接続される遮断器 (3-3D を除く)	3-3E (3-3E P/C 受電遮斯器(動変 2 次側))	3-3E 母線に接続される遮断器 (3-3E を除く)	3C1 原子炉 C/C に接続される遮断器 (3C1 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	3C2 原子炉 C/C に接続される遮断器 (3C2 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	3D1 原子炉 C/C に接続される遮断器 (3D1 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	3D2 原子炉 C/C に接続される遮断器 (3D2 原子炉 C/C 受電遮断器を除く)	
	機器名称			パワー	タンチ			П	7~1.	ーチャン・	Ŕ	

第2-1表 各遮断器の遮断時間(2/2)

▪ 高浜1号機

資料40 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書

(抜粋)

	51 B/K		<i>с)</i>	
	アーク放電発生箇所	オオイ王王がある		
꺯 貉 称	遮断器名称	ノーノル电で巡りりつためし、に開放する遮断器	遮断時間(s)	アークエネルギー(MJ)
	4-1HA	110	0.750	20. 93
	(4-1AM/C 受電遮断器(1AHT r 側))	610	0.794	22. 15
	4-1SA (4-1AM/C 受電遮断器(1AST r 側))	ST10	0.110	3. 26
	4-1EA (4-1AM/C 受電遮断器(ET r 側))	E10	0.126	5.45
XX		4-1HA	0.500	13.95
イク	4-1A 母線に接続される遮断器 (4-1IIA 4-1SA 4-1EA 4-1AEC を除く)	4-1SA	0. 500	14.78
/IV >	(1 1114) 1 104, 1 114, 1 1410 2 M	4-1EA	0. 500	21.62
× ž 🗄	4-1HB	110	0.750	20. 83
EE:	(4-1BM/C 受電速断器(1AHT r 側))	610	0.794	22. 05
表置	4-1SB (4-1BM/C 受電遮断器(1AST r 側))	ST10	0. 110	3. 27
	4-1EB (4-1BM/C 受電遮断器(ET r 側))	E10	0.126	5.40
		4-1HB	0. 500	13.89
	4-1B 母線に接続される遮断器 (4-1HR 4-1SR 4-1ER 4-1BFG を除く)	4-1SB	0. 500	14.85
		4-1EB	0.500	21.42

第2-1表 各遮断器の遮断時間(1/2)

▪高浜2号機

資料40 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書

(抜粋)

ſ																
		アークエネルギー(MJ)	21.63	22.90	3.22	5.43	14.42	14.61	21.53	21.46	22.72	3.25	5.46	14.31	14.75	21.63
×2)	遮断時間(s)		0.750	0.794	0.110	0.126	0.500	0.500	0.500	0.750	0.794	0.110	0.126	0.500	0.500	0.500
長 各遮断器の遮断時間(1 /	アーク放電を遮断するため に開放する遮断器		120	620	ST10	E10	4-2HA	4-2SA	4-2EA	120	620	ST10	E10	4-2HB	4-2SB	4 - 2EB
第2-1表 各遮附	アーク放電発生箇所	遮断器名称	4-2HA	(4-2AM/C 受電遮断器(2AHT r 側))	4-2SA (4-2AM/C 受電遮断器(1AST r 側))	4-2EA (4-2AM/C 受電遮断器(ET r 側))		4-5A 母線に接続される遮断器 (4-5HA 4-5CA 4-5FA 4-5AFC を除く)	(1 200) 1 200) 1 200, 1 2000 C M(V)	4-2HB	(4-2BM/C 受電遮斯器(2AHT r 側))	4-2SB (4-2BM/C 受電遮断器(1AST r 側))	4-2EB (4-2BM/C 受電遮断器(ET r 側))		4-5B 母線に被続される恵野器 (4-5HB 4-95B 4-9EB 4-9BEG め险く)	
		機器名称					XX	ルク	(IV >	× ±	KE:	装置				